

東日本大震災における被災動物対応記録集



東日本大震災における被災動物対応記録集

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）では、人のみならず多くの動物も被災しました。被災地では地方自治体や地元獣医師会が中心となって、各地に現地動物救護本部等*（以下「救護本部」という。）を立ち上げ、被災ペットの救護活動を実施しました。一方、「緊急災害時動物救援本部*」が人材、物資、資金の面から支援したほか、被災地以外の自治体、民間団体、企業等も多方面から支援しました。また、福島県では、大震災に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、多くのペットが警戒区域内に取り残される事態となったことから、福島県と環境省が中心となって保護活動を続けてきました。保護したペットについては、福島県内のシェルターで飼養管理しながら、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡を進めていますが、シェルターでの生活が長期に及んでいるペットもいます。

災害時の動物救護については、これまでも大規模災害が起こると救護本部が設置され、災害の種類、規模等に応じた活動が行われてきており、動物救護の考え方やノウハウが一つ一つ積み上げられてきました。しかしながら、今般の大震災は、かつてないほどの大規模な地震や津波が各地を襲い、被害は複数県にまたがるほど広域かつ甚大であったため、過去の事例のみでは対処できない困難も多々ありました。こうした中、自らも被災しながら動物救護にあたった自治体や関係団体等の方々の活動の記録を残すことは、今後自治体等が、地域の状況に応じた動物救護体制のあり方を検討する際の一助となるとともに、動物愛護管理推進計画の見直しを行う際の基礎資料となると考えています。

そこで、大震災による各地域での動物の被災状況や動物救護活動の情報を収集し、効果的だった対応や課題となった点を整理、分析することを目的に記録集を作成しました。災害対策を立てる上での一助としてご利用下さい。

*用語解説参照。



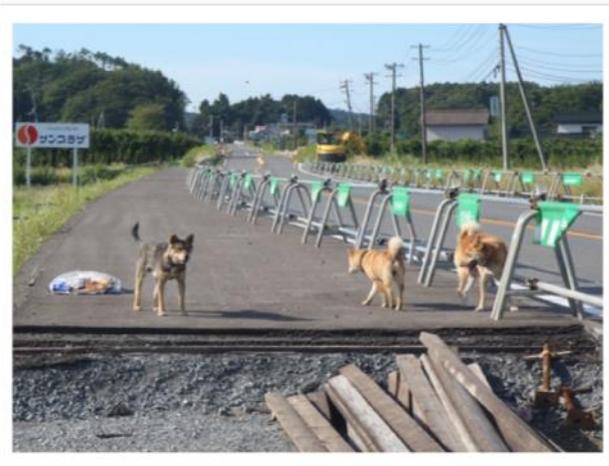
▲仙台市若林区を襲った津波



▲岩手県宮古市の様子



▲津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ地域住民



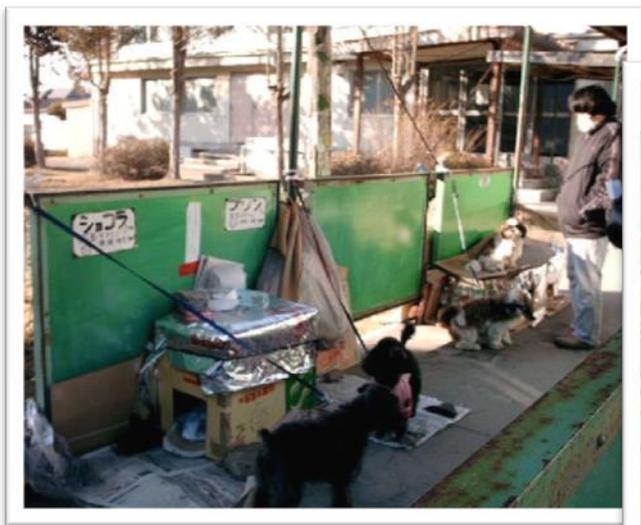
▲放浪状態となった犬



▲避難所の様子(中学校体育館)



▲車内で避難生活を送っている様子



▲避難所のペット飼養場所の様子



▲避難所の動物相談所の様子



▲仮設住宅で屋外飼養している様子



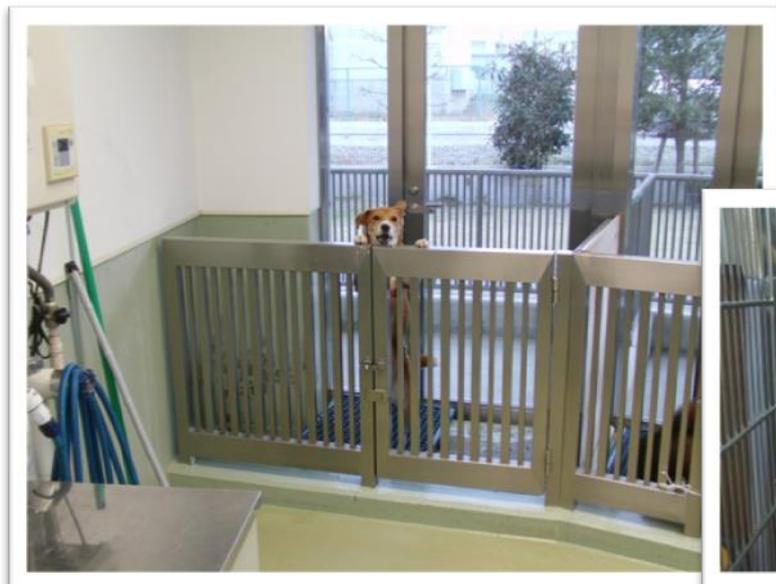
▲仮設住宅で屋内飼養している様子



▲訪問診療の様子

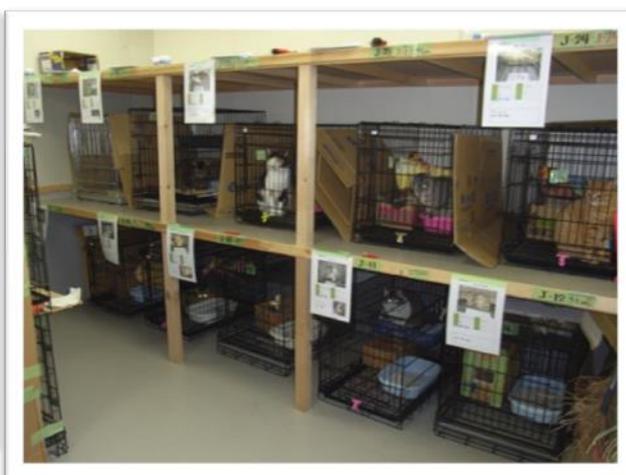


▲支援物資



▲動物救護施設の様子（既存施設）

▼動物救護施設の様子（新たに設置した施設）



▲譲渡会の様子

東日本大震災における被災動物対応記録集

<目次>

はじめに

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況	3
(1) 東日本大震災の概要	3
①地震の概要	3
②被害の概要	5
(2) ペットの被災概況	12
①被災地のペットの被災概況	12
②動物病院の被災事例	13
(3) 動物救護に関する取組の概況	14
①災害に備えた動物救護体制の整備状況	15
②避難所におけるペット同行被災者の受け入れ状況	21
③仮設住宅におけるペットの飼養	21
④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動	22
⑤飼い主からの一時預かり	22
⑥所有権放棄の状況	23
⑦不妊去勢措置の実施状況と助成制度の有無	24
⑧ワクチン接種等の実施状況と助成制度の有無	25
⑨所有者明示等の状況	26
⑩動物救護施設におけるマイクロチップの装着	27
⑪ボランティアの確保	27
⑫資金の確保	27
⑬普及・啓発活動	29
2. 各地の動物救護活動	33
(1) 被災地における動物救護活動	34
①青森県	34
②岩手県	41
③宮城県（仙台市を除く）	60
④仙台市	74
⑤福島県（郡山市、いわき市を除く）	86
⑥郡山市	107
⑦いわき市	113
⑧茨城県	122
⑨栃木県	129

⑩千葉県	-----	136
(2) 被災地以外（または被災地周辺）における動物救護活動	-----	145
①秋田県	-----	145
②山形県	-----	147
③新潟県	-----	150
④埼玉県	-----	158
⑤東京都	-----	163
3. 警戒区域等における被災ペット救護活動	-----	173
(1) 福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域	-----	173
①避難指示区域等の設定により取り残された被災ペットの状況	-----	173
②警戒区域内における被災ペットの保護活動	-----	173
③保護したペットの収容	-----	176
④住民によるペットの持ち出し	-----	177
⑤民間団体による動物の保護を目的とした立入り	-----	177
⑥人材の確保	-----	178
⑦今後の災害に備えた動物救護対策の普及の重要性	-----	178
(2) その他の警戒区域等	-----	180
①岩手県	-----	180
②仙台市	-----	180
③千葉県	-----	180
4. 動物救護活動を支えたもの	-----	183
(1) 人的支援	-----	183
①自治体が係る支援	-----	183
②獣医師会が係る支援	-----	183
③民間企業等が係る支援	-----	186
(2) 支援物資等	-----	187
①自治体による確保・受け入れ・配布	-----	187
②獣医師会が係る支援	-----	187
③民間企業等が係る支援	-----	188
(3) 資金（義援金など）	-----	189
①自治体による資金確保・義援金の募集・配布	-----	189
②獣医師会が係る支援	-----	189
③民間企業等が係る支援	-----	190
(4) 緊急災害時動物救援本部における支援活動	-----	191
①緊急災害時動物救援本部の動物救護活動	-----	191
②ボランティア派遣等の人的支援	-----	193
③支援物資の調達・提供	-----	195
④義援金の募集・配分	-----	197

5. その他	201
(1) 動物園・水族館の展示動物	201
①日本動物園水族館協会における対応の経緯	201
②被災した動物園・水族館数	203
③飼養施設に被害があった動物園・水族館	203
④展示動物に被害があった動物園・水族館	204
⑤展示動物の移送	205
⑥被災した動物園・水族館への支援	205
⑦今後の災害に備えて	206
(2) 産業動物	207
①国における産業動物への対応の経緯	207
②東北地方における飼料の供給	207
③福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域等の対応	207
④青森県、岩手県、宮城県における畜産関係の被害状況	209
(3) その他	210
①犬及び猫以外のペット	210
②動物取扱業者(ペットショップ等多数の動物を飼養している業者)	210
③特定動物	211
6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例	215
(1) 同行避難の推進	215
①対応事例	215
②課題となった事例	216
(2) 避難所への受け入れ	217
①対応事例	217
②課題となった事例	219
(3) 仮設住宅における飼養	220
①対応事例	220
②課題となった事例	221
(4) 自治体と民間団体との連携	222
①対応事例	222
②課題となった事例	223
(5) 獣医師会の取組み	224
①対応事例	224
②課題となった事例	225
(6) 一時預かり	226
①対応事例	226
②課題となった事例	227

(7) 返還・譲渡	228
①対応事例	228
②課題となった事例	230
(8) 動物救護施設等における動物の飼養管理	231
①対応事例	231
②課題となった事例	234
(9) 情報収集、広報・普及啓発	235
①対応事例	235
②課題となった事例	236
(10) ボランティアについて	237
①対応事例	237
②課題となった事例	238
7. まとめ	241

【用語解説】

【同行避難】

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難することです。避難場所（避難所等）に避難した後のことまで言及するものではありません。

【飼養】

動物を養い育てることです。「飼育」と同じ意味ですが、本記録集では「飼養」に統一しました。

【現地動物救護本部】

災害発生時に、被災動物の救護等を目的として主に被災地に設置される組織です。多くは自治体、地方獣医師会、地域の動物愛護団体等により構成され、対外的な支援要請を行うと同時に、現地での被災ペットの救護活動、飼い主への支援活動等を行います。

【緊急災害時動物救援本部】

天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護活動及び円滑な救護活動の確保を目的として設置されている広域組織です。（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会で構成され、各地の行政や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら救援活動を行い、各組織を通じて、支援物資や義援金などを提供します。

【動物救護施設】

被災して放浪状態となり保護されたペットや、飼い主が被災して飼養が困難となり預けられたペットなどを一時的に飼養・管理する施設です。自治体の保健所や動物管理センター等の既存施設や災害の発生に伴って新たに設置した施設などを含みます。「シェルター」と呼ばれることもありますが、本記録集では固有名詞として「シェルター」の用語が使用されている場合を除き、原則として「動物救護施設」を使用しています。

【所有者明示】

ペットに迷子札、鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着し、ペットが飼い主とはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定できる状態にすることです。したがって、飼い主の名前や連絡先等が記されていない首輪のみの装着は、所有者明示には含まれません。

【AIPO】

Animal ID Promotion Organization（動物ID普及推進会議）の略称。マイクロチップを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及推進するため、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会の4団体によって構成された組織で、（公社）日本獣医師会がマイクロチップのデータベースの登録・管理を行っています。マイクロチップ自体には、15桁の数字が記録されているだけで、飼い主の住所・電話番号などの情報は入っていないため、マイクロチップを装着した場合には、飼い主のデータと照合するためのデータベースへの登録が必要となります。

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況

1. 東日本大震災におけるペットの被災概況

(1) 東日本大震災の概要

①地震の概要

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日午後 2 時 46 分、東北地方太平洋沖(三陸沖)の深さ約 24km を震源として、マグニチュード(以下「M」という。)9.0 の大規模な地震が発生しました(表 1)。日本国内では、関東大震災の M 7.9 を上回った観測史上最大の地震で、近年の海外の大規模な地震と比較しても、チリ地震 M 9.5 (1960 年)、アラスカ地震 M 9.2 (1964 年)、スマトラ地震 M 9.1 (2004 年)に次ぐ大きな地震でした。

また、地震の揺れによる直接的な被害だけでなく、地震の発生に伴って津波が発生したため、岩手県、宮城県、福島県の 3 県を中心とした東北地方の太平洋沿岸部において、さらなる甚大な被害がもたらされました。今回の地震によって発生した津波は、最も大きなものから福島県の相馬で 9.3m 以上、宮城県の石巻市鮎川で 8.6m 以上、岩手県の宮古で 8.5m 以上、同じく岩手県の大船渡で 8.0m 以上などが記録され、太平洋沿岸を中心として日本各地で津波が観測されました(表 2)。

さらに、福島県では地震と津波の発生が東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を引き起こすきっかけとなり、国民生活全体に深刻な影響を及ぼすこととなりました。

表 1 震度 6 弱以上を記録した地域

震度	県	市区町村
7	宮城県	栗原市
6 強	宮城県	石巻市, 登米市, 大崎市, 川崎町, 仙台市(宮城野区), 名取市, 美里町, 東松島市, 塩竈市, 湧谷町, 大衡村, 蔵王町, 山元町
	福島県	国見町, 大熊町, 天栄村, 双葉町, 浪江町, 新地町, 白河市, 富岡町, 須賀川市, 鏡石町, 檜葉町
	茨城県	日立市, 鉾田市, 那珂市, 小美玉市, 高萩市, 笠間市, 常陸大宮市, 筑西市
	栃木県	大田原市, 市貝町, 高根沢町, 宇都宮市, 真岡市
6 弱	岩手県	一関市, 矢巾町, 釜石市, 大船渡市, 滝沢村, 藤沢町, 花巻市, 奥州市
	宮城県	岩沼市, 気仙沼市, 角田市, 仙台市(若林区・泉区・青葉区), 松島町, 白石市, 利府町, 大郷町, 大河原町, 南三陸町, 富谷町, 亘理町, 大和町
	福島県	郡山市, 田村市, 広野町, 南相馬市, 二本松市, 中島村, 川内村, 桑折町, いわき市, 相馬市, 伊達市, 矢吹町, 浅川町, 小野町, 福島市, 本宮市, 飯館村, 猪苗代町, 川俣町, 西郷村, 棚倉町, 玉川村
	茨城県	常陸太田市, 城里町, つくば市, 水戸市, ひたちなか市, 土浦市, 稲敷市, 行方市, 北茨城市, 茨城町, 東海村, 取手市, 美浦村, 石岡市, 鹿嶋市, 潮来市, 坂東市, かすみがうら市, 桜川市, 常総市, つくばみらい市
	栃木県	芳賀町, 那須町, 那珂川町, 那須烏山市, 那須塩原市
	群馬県	桐生市
	埼玉県	宮代町
	千葉県	成田市, 印西市

気象庁公表資料 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/0311_shindo.pdf に基づき作成

表2 各地の津波の観測値

都道府県	津波観測点名	最大の高さの波	時刻
北海道	えりも町庶野	3.5 m	3月11日 15:44
青森県	八戸	4.2 m 以上	3月11日 16:57
岩手県	宮古	8.5 m 以上	3月11日 15:26
	大船渡	8.0 m 以上	3月11日 15:18
	釜石	4.2 m 以上	3月11日 15:21
宮城県	石巻市鮎川	8.6 m 以上	3月11日 15:26
福島県	相馬	9.3 m 以上	3月11日 15:51
	いわき市小名浜	3.3 m	3月11日 15:39
茨城県	大洗	4.0 m	3月11日 16:52
千葉県	銚子	2.5m	3月11日 17:22

気象庁公表資料 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/2011_03_11_tohoku/tsunami_jp.pdf に基づき作成



仙台市若林区を襲った津波 [写真提供：仙台市]



仙台市南蒲生センター付近を襲った津波
[写真提供：仙台市]



津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ
地域住民（仙台市若林区） [写真提供：仙台市]

②被害の概要

今回の地震と津波の発生により、三陸海岸から千葉県沿岸にかけての太平洋沿岸を中心に多くの人命が失われ、家屋やインフラ等にも壊滅的な被害が生じました。また、沿岸部だけでなく、内陸部においても河川を遡上した津波や地盤の液状化に伴って、数多くの被害が報告されています。

(ア) 人的被害

今回の大震災による死亡者は15,880人にのぼり、行方不明者は2,700人、負傷者は6,132人と発表されています(表3)。12の都道府県(1都1道10県)で死亡、行方不明者が発生し、最も多くの人的被害があったのが宮城県で死亡者9,535人、行方不明者1,314人、負傷者4,144人、次いで岩手県で死亡者4,673人、行方不明者1,171人、負傷者208人、さらに福島県が続き、死亡者1,606人、行方不明者211人、負傷者182人となっており、他の地域と比べてこの3県に被害が集中していたことが分かります(平成25年1月23日時点)。

表3 人的被害の状況(平成25年1月23日時点) [単位:人]

都道府県	死亡者	行方不明者	負傷者
北海道	1		3
青森	3	1	111
岩手	4,673	1,171	208
宮城	9,535	1,314	4,144
秋田			11
山形	2		29
福島	1,606	211	182
東京	7		117
茨城	24	1	711
栃木	4		135
群馬	1		39
埼玉			45
千葉	20	2	252
神奈川	4		134
新潟			3
山梨			2
長野			1
静岡			3
三重			1
高知			1
計	15,880	2,700	6,132

警察庁公表資料 <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> に基づき作成

(イ) 建築物等の被害

建築物への被害については、128,913 戸が全壊し 268,883 戸が半壊となるなど甚大な被害となりました。そして 19,790 戸が床上まで浸水し、15,630 戸が床下まで浸水しました（平成 25 年 1 月 23 日時点）。物的な被害についても、宮城県、福島県、岩手県の 3 県に集中していたことが分かります。

表 4 建築物の被害状況（平成 25 年 1 月 23 日時点）

[単位：戸]

都道府県	全壊	半壊	火災	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	非住家 被害
北海道		4		329	545	7	469
青森	308	701				1,006	1,402
岩手	18,370	6,501	15	1,761	323	13,000	4,909
宮城	85,414	152,523	135	14,678	12,894	224,162	26,292
秋田						3	3
山形						21	96
福島	21,098	72,391	80	1,061	338	163,016	1,116
東京	15	198	1			4,847	1,101
茨城	2,623	24,178	31	1,798	779	183,617	19,613
栃木	261	2,109				72,400	295
群馬		7				17,246	
埼玉	24	199	2		1	1,800	33
千葉	800	10,033	15	157	728	52,124	660
神奈川		39				445	13
新潟						17	9
山梨						4	
静岡					5	13	9
三重				2			9
徳島				2	9		
高知				2	8		
計	128,913	268,883	279	19,790	15,630	733,728	56,029

警察庁公表資料 <http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf> に基づき作成



岩手県沿岸北部



岩手県沿岸中部



岩手県沿岸南部



岩手県沿岸南部



岩手県宮古市



岩手県宮古市

津波による甚大な被害の状況 [写真提供：岩手県]

(ウ) 福島原子力発電所事故の発生と影響

地震の発生時に稼働していた東京電力株式会社の福島原子力発電所は、地震発生等の影響により、10基（福島第一原子力発電所：6基、福島第二原子力発電所：4基）が自動停止しました。また、地震と津波の影響を受けて原子炉や使用済みの核燃料を冷却するための装置が機能しなくなるという深刻な事態が発生しました。

福島第二原子力発電所では、復旧作業により原子炉4基を冷温停止させることに成功しましたが、福島第一原子力発電所では6基の原子炉のうち、1号機、3号機、4号機は水素爆発とみられる爆発が起こり、2号機についても水素爆発と思われる爆発音が確認され原子炉建屋等が破損・損傷しました。その際に、周辺環境に放射性物質が放出され、国際原子力・放射線事象評価尺度で最高レベルのレベル7という極めて深刻な事故となりました。

こうしたことにより、福島原子力発電所の周辺地域の住民を中心とした多くの人々が、現在も避難を余儀なくされています。また、首都圏を中心とした電力供給不足や、放射性物質の拡散による直接的または間接的な影響に対する懸念など、日本の国内だけでなく海外の国々にも深刻な影響を与えることになりました。

表5 福島原子力発電所事故発生に伴う避難指示等（陸域）の経緯

日付	時刻	内容
平成23年 3月11日	21:23	東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という。）の半径 3km 圏内の避難及び半径 3～10km 圏内の 屋内退避 を住民に指示
3月12日	5:44	第一原発の半径 10km 圏内の 避難 を住民に指示
	18:25	第一原発の半径 20km 圏内の 避難 を住民に指示
3月15日	11:00	第一原発の半径 20km～30km 圏内の 屋内退避 を住民に指示
4月22日	0:00	第一原発の半径 20km 圏内を 警戒区域 に設定
	9:44	警戒区域を継続するほか、さらに 計画的避難区域 （葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部）及び 緊急時避難準備区域 （広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部）を設定
9月30日	18:11	緊急時避難準備区域 の解除（広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部） 警戒区域は引き続き継続
平成24年 4月1日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 （田村市の一部、川内村の一部）及び 居住制限区域 （川内村の一部）を設定
4月16日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 、 居住制限区域 、 帰還困難区域 を設定（南相馬市の一部）
7月17日	0:00	計画的避難区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 、 居住制限区域 、 帰還困難区域 を設定（飯館村の一部）
8月10日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域 （楡葉町の一部）を設定

12月10日	0:00	警戒区域の一部を見直し 避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域 を設定（大熊町）
--------	------	--

内閣官房内閣広報室発表資料に基づき作成

【避難指示等に関する用語解説】

【警戒区域】 災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じている地域です。

【計画的避難区域】 事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める地域です。国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100ミリシーベルト）を考慮しています。

【緊急時避難準備区域】 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある地域です。このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められます。

【避難指示解除準備区域】 避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実に確認された地域です。同区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることとなりますが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域です。

【居住制限区域】 避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の方の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することが求められる地域です。同区域は、将来的には住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域です。年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実に確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされています。

【帰還困難区域】 5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域です。年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当します。

上記の用語解説は、以下の公表資料に基づき作成した。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chousakai/saigaijihinan/pdf/sankou.pdf> 「災害時の避難に関する専門調査会報告～誰もが自ら適切に避難するために～」（中央防災会議、平成24年3月）

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf> 「「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の設定について」（原子力被災者生活支援チーム、平成23年4月22日）

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120514_01a.pdf 「避難区域内にご自宅・事業所のある皆様へ」（原子力被災者生活支援チーム、平成24年11月）

(エ) 避難者数

東日本大震災に伴う避難者の数は、平成 23 年 7 月 28 日時点において、避難所（公民館・学校等）への避難者 12,905 人、旅館・ホテルへの避難者 19,918 人、その他（親族・知人宅等）への避難者が 18,874 名で、合計 51,697 名にのぼりました。また、住宅等（公営住宅・応急仮設住宅・民間賃貸住宅・病院等）への入居済み者は、岩手県、宮城県、福島県の 3 県で 76,023 戸（人数不明）、これら 3 県以外では 35,366 人であったことが分かっています（表 6）。

また、震災から 1 年半余りが経過した平成 24 年 10 月 4 日時点では、避難所（公民館・学校等）への避難者は 186 名に減少していますが、親族・知人宅への避難、住宅等への入居も含めると、避難者は 326,873 人にものぼり、避難場所も全国 47 都道府県の 1224 市区町村に渡っています。

表 6 避難者数の推移

日付	避難所 (公民館、学校等)	旅館・ホテル	その他 (親族・知人宅等)	住宅等 (公営、仮設、民間、病院含む)
平成 23 年 7 月 28 日	12,905	19,918	18,874	35,366*
平成 24 年 3 月 8 日	568	86	17,590	344,290
平成 24 年 10 月 4 日	186	0	16,302	326,873

*岩手県、宮城県、福島県の 3 県を含まない人数。3 県については 76,023 戸（人数不明）。

復興庁公表資料 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/post.html> に基づき作成

(オ) 災害関連法令の適用地域

このような東日本大震災に伴う被害の発生に鑑み、多くの地域で「災害救助法」（平成 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用されました（表 7）。

また、災害救助法が適用されていない地域でも、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成 23 年 4 月 27 日法律第 29 号）第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件（平成 23 年 4 月 27 日財務大臣告示）に基づいて指定された地域や、「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）が適用された地域もあります。

表 7 災害救助法が適用された地域

都道府県	災害救助法適用市町村*1
青森県	八戸市, おいらせ町
岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 銚田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町
栃木県	宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 益子町, 茂木町, 市貝町, 芳賀町, 高根沢町, 那須町, 那珂川町
千葉県	千葉市美浜区, 旭市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 香取市, 山武市, 九十九里町
新潟県*2	十日町市, 上越市, 津南町
長野県*2	栄村

厚生労働省公表資料 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaikyuujo.html に基づき作成

*1 「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について（第 11 報）」（平成 23 年 3 月 24 日厚生労働省発表）では、上記の表に示した市町村のほか、東京都において「大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている」として、23 区 23 市 1 町に同法が適用されている。

*2 「長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について（第 1 報）」（平成 23 年 3 月 12 日厚生労働省発表）による。

(2) ペットの被災概況

①被災地のペットの被災概況

東日本大震災では、地震の揺れに加え、沿岸域では津波により多くの人命が失われましたが、それと共に多数のペットの命も犠牲になりました。犬については、狂犬病予防法に基づく登録が義務付けられていることから、各自治体により震災発生以前の飼養頭数（登録頭数）が把握されていましたが、震災により死亡した頭数については、青森県で少なくとも31頭、岩手県で602頭、福島県では約2,500頭との報告がある他は、不明とされています。一方、猫については犬のような登録制度がないため、いずれの自治体においても、震災以前の飼養状況や震災による被災状況がほとんど分かっていません。ただし、仙台市においては、震災直後から多くのペットの失踪届が出され、ほとんどが行方不明のまま飼い主の元に戻っていない事実や、従来の震災と違い仙台市動物管理センターに収容される動物数が多くなかったことから、津波によって沿岸部の動物が犠牲になったと考えられます。

その他にも、命は助かったものの負傷したり、避難する際に飼い主と離ればなれとなり、放浪状態となったペットが多数あったことが分かっています。また、福島県においては福島原子力発電所の事故により警戒区域が設定され、住民はペットを自宅に留置したり、屋外に放ったり、係留したまま避難せざるをえない状況となったことが今回の震災の大きな特徴です。これらのペットについては、行政等による保護活動が実施されましたが、正確な記録を残すことが難しい状況であったことや、地域によっては保護された動物が震災によって被災したものなのか、そうでないのかを区別できなかったため、被災頭数を把握することは困難な状況でした（詳細は各自治体の「放浪動物・負傷動物の保護活動」の項を参照）。

一方、ペットは直接的な被害を免れたものの、飼い主が被災したために飼養を続けることが困難となり、行政等にペットの一時預かりを依頼したり、引き取りを依頼（所有権放棄）するケースも少なくありませんでした。

このように、震災によって死亡したり負傷したりするなど直接的な被害を受けたペットの他にも、飼い主の状況等によってペットはさまざまな形で震災の影響を受けていることが分かりました。



放浪状態となった犬（福島県）

[写真提供：緊急災害時動物救援本部]

②動物病院の被災事例

東日本大震災発生時に、被災地の動物病院で預かっていた犬・猫の避難状況、被災状況についての詳細は把握できていませんが、少なくとも岩手県大船渡市と宮城県沿岸部の動物病院で、地震発生後、津波に備えて病院スタッフが入院中の犬・猫と同行避難していたことが分かっています。

大船渡市内の動物病院では、地震発生後、直ちに津波の発生を予測して、入院中の猫 2 頭については病院スタッフがキャリーケースに収容し、避難所に同行しました。同じく大型の老犬はリードで牽引し、歩行により避難所に同行することができました。しかし、別の犬 1 頭は開腹手術の終了間際に地震が発生したため、麻酔覚醒が不十分な状態で乗用車にて同行避難せざるを得ず、途中で車内に津波が侵入し犬は溺死してしまいました。

また、宮城県沿岸部の動物病院では、発災当日、14 頭の犬・猫が入院していましたが、大津波警報発表後、10 頭については備えてあったキャリーケースに入れて同行避難することができました。しかし、骨折している犬や、当日手術を終えたばかりの犬・猫については移動が困難なためケージの上段に移したものの、津波が地上 2m にまで達し 4 頭が水没してしまいました。



被災した岩手県内の動物病院 [写真提供：岩手県]

(3) 動物救護に関する取組の概況

本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した、東日本大震災における被災動物救護活動に関するアンケートの回答結果を基に、平成24年9月末時点における動物救護に関する取組の概要をとりまとめたものです。

なお、アンケートは以下の4つの対象に分けて実施し、対象によって設問内容も異なります。そのため、本項ではアンケート対象を便宜的に自治体A、自治体B、自治体C、地方獣医師会として、それぞれの回答がどの対象に対して行われた設問の回答であるかを記しています。

対象の名称	自治体 A	自治体 B	自治体 C	地方獣医師会
対象	東日本大震災における被災地の自治体	他県（被災地）から避難したペット同行避難者を受け入れた主な自治体	避難所・仮設住宅を設置した区市町村	被災地及び被災地を支援した主な地方獣医師会
対象自治体	①青森県 ②岩手県 ③宮城県 ④仙台市 ⑤福島県 ⑥郡山市 ⑦いわき市 ⑧茨城県 ⑨栃木県 ⑩千葉県	①秋田県 ②山形県 ③新潟県 ④埼玉県 ⑤東京都	①岩手県内の各市町村 ②宮城県内の〃 ③福島県内の〃 ④新潟県内の〃 ⑤茨城県内の〃 ⑥栃木県内の〃 ⑦埼玉県内の〃 ⑧千葉県内の〃 ⑨東京都内の各区市町村	①青森県獣医師会 ②岩手県 〃 ③宮城県 〃 ④仙台市 〃 ⑤秋田県 〃 ⑥山形県 〃 ⑦福島県 〃 ⑧新潟県 〃 ⑨群馬県 〃 ⑩埼玉県 〃 ⑪千葉県 〃 ⑫東京都 〃 ⑬神奈川県 〃 ⑭横浜市 〃 ⑮川崎市 〃
団体数	10 自治体	5 自治体	159 自治体*	15 団体

注：アンケート調査を依頼したが回答が得られなかった自治体・団体については対象から除外した。

*避難所または仮設住宅を設置したとの回答が得られた区市町村の数であり、避難所または仮設住宅を設置した全ての自治体数とは限らない。

①災害に備えた動物救護体制の整備状況

(ア) ペットとの同行避難についての方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災発災以前より、災害時のペットとの同行避難についての方針を定めていたのは 7 自治体でした。一方、同行避難に関して、市町村担当部署との間で取り決めを行っていた自治体はありませんでした。

表 8

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
同行避難についての方針の有無	7	8
同行避難に関する市町村担当部署との取り決めの有無	0	15

(イ) 避難所におけるペットの受け入れ方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、避難所でのペットの受け入れについての方針を定めていたのは 7 自治体でした。また、避難所でのペットの受け入れに関して、市町村担当部署との間で取り決めを行っていたのは、1 自治体でした（表 9）。

一方、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、避難所でのペットの受け入れに関する方針を定めていたのは 41 自治体で、このうち 5 自治体は受け入れ不可とする方針を定めていました（表 10）。

表 9

15 都県市（自治体 A+B）対象問	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	7	8
避難所でのペットの受け入れに関する、市町村担当部署との取り決めの有無	1	14

表 10

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
避難所でのペットの受け入れについての方針の有無	41 (うち不可 5)	118

(ウ) 仮設住宅におけるペット飼養についての方針

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、仮設住宅におけるペットの飼養についての方針を定めていたのは 3 自治体でした。一方、仮設住宅でのペットの飼養に関して市町村担当部署との間で取り決めを行っていた自治体はありませんでした（表 11）。

また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、仮設住宅におけるペットの飼養についての方針定めていたのは 17 自治体で、このうち 7 自治体は飼養不可とする方針でした（表 12）。

表 11

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	3	12
仮設住宅でのペットの飼養に関する市町村担当部署との取り決めの有無	0	15

表 12

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
仮設住宅でのペットの飼養についての方針の有無	17 (うち不可 7)	142

(エ) 避難所または仮設住宅の運営マニュアル

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、東日本大震災以前より、避難所または仮設住宅の運営マニュアルに、ペットに関する記載がなされていたのは 23 自治体でした。

表 13

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
避難所または仮設住宅の運営マニュアルにおけるペットに関する記載の有無	23	136

(オ)「地域防災計画」における‘避難所でのペットの受け入れ’に関する記載

平成 23 年 9 月末日時点において、地域防災計画に避難所でのペットの受け入れに関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 9 自治体でした。

また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち 53 自治体に記載がありましたが、このうち 3 自治体はペットの受け入れ不可の方針を記したものでした。

表 14

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 避難所でのペットの受け入れに関する記載の有無	9	6

表 15

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 避難所におけるペットの受け入れに関する記載の有無	53 (うち不可 3)	106

(カ)「地域防災計画」における‘仮設住宅でのペットの飼養’に関する記載

平成 23 年 9 月末日時点において、地域防災計画に仮設住宅におけるペットの飼養に関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 1 自治体でした。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうちでは、14 自治体に記載がありました。

表 16

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	1	14

表 17

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 仮設住宅でのペットの飼養に関する記載の有無	14	145

(キ)「地域防災計画」における‘平常時からの飼い主責任・役割’等に関する記載

平成 23 年 9 月末日時点において、地域防災計画に平時からの飼い主の責任・役割、避難訓練におけるペット同行等に関する記載がなされているのは、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 1 自治体でした。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうちでは、14 自治体が記載していました。

表 18

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	1	14

表 19

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
地域防災計画への 平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載の有無	14	145

(ク) 地域防災計画の見直し

東日本大震災を踏まえ、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 11 自治体が、地域防災計画の動物救護対策に関する記載の追加や見直しを実施した、あるいは実施を予定または検討しています。また、159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）においては、73 自治体が追加や見直しを実施した、あるいは実施を予定または検討しています。

表 20

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
震災後の地域防災計画の見直しの有無 （予定・検討中含む）	11	4

表 21

159 区市町村（自治体 C）対象	有	無/他
震災後の地域防災計画の見直しの有無 （予定・検討中含む）	73	86

(ケ) 地方自治体におけるマニュアル策定

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害に備えて動物救護に関するマニュアル等を策定していたのは 6 自治体（防災計画をマニュアルとして活用している自治体を含む）でした。

また、発災当時は策定していなかった 9 自治体のうち 2 自治体が、震災を踏まえて現在（平成 24 年 9 月末日時点）マニュアルを策定中であると回答しています。

表 22

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
災害時の動物救護活動に関するマニュアル策定の有無	6	9

(コ) 地方獣医師会におけるマニュアルの策定等

アンケートの回答が得られた 15 の地方獣医師会のうち、東日本大震災発災以前より、災害時に備えて動物救護に関するマニュアル等を策定していたのは 8 団体でした。また、震災後にマニュアルや救護活動の実施体制、事前の備え等について見直しを行った（あるいは行う予定である）と回答した地方獣医師会が 9 団体ありました。

表 23

地方獣医師会 15 団体対象	有	無/他
地方獣医師会における災害時のマニュアル策定の有無	8	7
震災後のマニュアル等の見直し実施の有無（予定含む）	9	6

(サ) 地方自治体と地方獣医師会等との協定締結

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、地方獣医師会等と災害時の動物救護活動に関する協定を締結していたのは 6 自治体でした。なお、その後、1 自治体が地方獣医師会と協定を締結したため（発災以前より予定されていたもの）、現在（平成 24 年 9 月末日時点）は 7 自治体が協定を締結しています。

表 24

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
地方獣医師会等との協定締結の有無	6	9

(シ) 獣医師間の連携

アンケートの回答が得られた 15 の地方獣医師会のうち、東日本大震災発災以前より、災害時の獣医師会会員間での連携、あるいは他地域の地方獣医師会との連携について、事前の取り決めがなされていた地方獣医師会は 6 団体でした。

表 25

地方獣医師会 15 団体対象	有	無/他
獣医師間の連携の有無	6	9

(ス) 拠点施設の取り決め

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害時の動物救護活動の拠点とする施設（放浪動物・負傷動物を保護・収容するための施設）を取り決めていたのは 9 自治体でした。

表 26

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
動物救護活動の拠点施設についての取り決めの有無	9	6

(セ) 物資の備蓄

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、東日本大震災以前より、災害に備えて動物救護に必要な物資を備蓄していたのは 3 自治体でした。ただし現在（平成 24 年 9 月末日時点）は、その他の自治体でも、今後の災害に備え物資の備蓄を行ったり、備蓄についての検討を始めています。

表 27

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
物資の備蓄の有無	3	12

②避難所におけるペット同行被災者の受け入れ状況

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、避難所を設置したとの回答が得られたのは 145 自治体でした。また、このうち、ペット同行の被災者が滞在する避難所があったのは 64 自治体でした。さらに、このうち 35 自治体において、ペットを受け入れる（飼養する）にあたっての条件やルール等が設定されている避難所がありました。

表 28

159 市町村（自治体 C）対象	該当自治体数
避難所を設置したと回答した区市町村	145
ペット同行被災者が滞在する避難所のあった区市町村	64
避難所でペットを受け入れるにあたって、条件・ルール等が設定されていた区市町村	35

③仮設住宅におけるペットの飼養

159 区市町村（アンケート対象：自治体 C）のうち、仮設住宅を設置したとの回答が得られたのは 90 自治体で、ペット飼養可の仮設住宅がある自治体は 34 自治体でした。また、このうち 19 の区市町村では、仮設住宅でペットを飼養するにあたって、条件やルールが設定されていました。

表 29

159 市町村（自治体 C）対象	該当自治体数
仮設住宅を設置したと回答した区市町村	90
ペット飼養可の仮設住宅のある区市町村	34
仮設住宅でのペットの飼養にあたって、条件・ルール等が設定されている区市町村	19

④行政による放浪動物・負傷動物の保護活動

10 県市（アンケート対象：自治体 A）のうち、行政による放浪・負傷動物（被災ペット）の保護活動を実施したのは 7 自治体でした。ただし、その他に自治体においても、地域住民からの保護依頼等があれば、通常業務の延長として保護活動を行っている場合もあります。

表 30

10 県市（自治体 A）対象	有	無/他
行政による放浪・負傷ペットの保護活動の有無	7	3

⑤飼い主からの一時預かり

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、飼い主からの一時預かり依頼を受け付けていた自治体は 14 自治体（ただし、1 自治体は一時預かりではなく飼養場所の提供）でした。また、預かりを受け付ける体制をとっていたものの、結果的に依頼がなかった自治体もありました。

一時預かりの費用負担については、「自治体または現地動物救護本部等の負担」としたところが最も多く 7 自治体で、預かり先の負担としたところが 3 自治体、飼い主負担としたところが 1 自治体でした（回答自治体数 11、複数回答あり；表 32）。

また、飼い主が一時預かりを依頼した理由についても、11 自治体から回答が得られ、表 33 の①～⑦の選択肢から上位 3 位までを選択する回答方式としたところ、8 自治体が「ペットの飼養が認められていない住居に移ったため」を挙げ、最も多い結果となりました。

表 31

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
飼い主からの一時預かりの受け付けの有無	14	1

表 32 一時預かりにおける費用負担

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①自治体または現地動物救護本部等の負担	7
	②一時預かり先（団体・個人）の負担	3
	③飼い主の負担	1
	④その他	1

*11 自治体が回答。複数回答あり。

表 33 飼い主が一時預かりを依頼した理由

15 都区市（自治体 A+B）対象		上位 3 位迄に選択した自治体数*
選択肢	①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	4
	②仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため	3
	③避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため	3
	④ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	4
	⑤ペット飼養が認められていない住居に移ったため	8
	⑥飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	3
	⑦その他	2

*11 自治体が回答。

⑥所有権放棄の状況

⑤で飼い主より一時預かりを依頼されたペットのうち、飼い主の引き取りが困難となり所有権放棄されたケースが確認されているのは 8 自治体でした。

飼い主が所有権放棄した理由について、表 35 の①～⑦の選択肢から上位 3 位までを選択する回答方式としたところ、5 自治体が「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、4 自治体が「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」を選択しました。また、選択肢の⑦その他としては、「乳飲み猫であったため」、「経済的な理由」が挙げられました。

表 34

15 都区市（自治体 A+B）対象	有	無/他
一時預かり後の所有権放棄の有無	8	7

表 35 一時預かりを依頼していた飼い主が所有権放棄をした理由

15 都県市（自治体 A+B）対象		上位 3 位迄に選択した自治体数*
選 択 肢	①避難所でのペットの飼養が許可されていないため	1
	②仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため	2
	③避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため	2
	④ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため	2
	⑤ペット飼養が認められていない住居に移ったため	5
	⑥飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため	4
	⑦その他	2

*8 自治体が回答。

⑦不妊去勢措置の実施状況と助成制度の有無

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、動物救護施設に保護収容されているペットに対し、不妊去勢措置を行った自治体は 5 自治体でした。ただし、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみ対象とする場合があり、自治体ごとに対応が異なっていました。

また、避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対し、不妊去勢措置への助成制度を設けた自治体は 2 自治体でした。

表 36

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
動物救護施設に保護収容されているペットへの不妊去勢措置	5	10
避難所・仮設住宅で飼養されているペットに対する不妊去勢措置への助成制度	2	13

⑧ ワクチン接種等の実施状況と助成制度の有無

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 10 自治体は、動物救護施設等に保護収容されているペットに対し、ワクチン接種等（狂犬病予防、混合ワクチン、ノミ・ダニ措置、フィラリア予防）の処置を行いました。

犬については、狂犬病ワクチン接種を 4 自治体、混合ワクチン接種を 10 自治体で、ノミ・ダニ措置、フィラリア予防措置をそれぞれ 6 自治体で実施しました。また、猫については混合ワクチン接種を 7 自治体、ノミ・ダニ措置を 6 自治体が行いました。

なお、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみとする場合があります、自治体ごとに対応が異なっていました。

また、避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対し、ワクチン接種等の助成制度を設けた自治体は 2 自治体でした。

表 37 ワクチン接種等の実施状況

15 都県市（自治体 A+B）対象		有	無/他
犬	狂犬病予防ワクチン	4	11
	混合ワクチン	10	5
	ノミ・ダニ措置	6	9
	フィラリア予防	6	9
猫	混合ワクチン	7	8
	ノミ・ダニ措置	6	9

表 38 ワクチン接種等の助成制度の有無

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
避難所・仮設住宅で飼い主に飼養されているペットに対するワクチン接種等の助成制度	2	13

⑨所有者明示等の状況

10 縣市（アンケート対象：自治体 A）において、飼い主不明として動物救護施設に保護収容されたペットのうち、何らかの所有者明示等を装着していたのは犬 689 頭、猫 39 頭でした（ただし、自治体で把握しているもののみ）。

装着物の内訳は、犬では鑑札・狂犬病予防注射済票（どちらか片方または両方）を装着していたものが 81 頭で、迷子札を装着していたものが 4 頭、残りの 604 頭は首輪のみ（迷子札なし）を装着していました。また、猫については、全頭が首輪のみ（迷子札なし）でした。

これらのうち飼い主が判明したものは、所有者明示として鑑札または狂犬病予防注射済票を装着していた犬と迷子札を装着していた犬の計 85 頭と、首輪のみ（迷子札なし）を装着していた犬のうち 85 頭でした。また、猫については所有者が判明したものはおらず、首輪のみでは第三者が飼い主を特定することが困難であることがうかがえます。

表 39 所有者明示等の表示物の装着状況

10 縣市（自治体 A）対象		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	首輪のみ（迷子札なし）	604	85	(14%)
	迷子札	4	4	(100%)
	鑑札・狂犬病予防注射済票 （どちらか一方または両方）	81	81	(100%)
	マイクロチップ	注 1	注 1	(0%)
猫	首輪のみ（迷子札なし）	39	0	(0%)
	迷子札	0	—	—
	マイクロチップ	0	—	—

注 1： マイクロチップを装着していたものの AIPO*への登録がされていなかったために飼い主が判明しなかった事例あり。

*用語解説参照。

⑩動物救護施設におけるマイクロチップの装着

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、動物救護施設等に保護収容されたペットに対して、個体管理の観点からマイクロチップの装着を行ったのは 4 自治体でした。ただし、実施対象については、飼い主から預かったペットも含め全ての収容個体を対象とする場合や、譲渡対象のみに実施する場合があります、自治体ごとに対応が異なっていました。

表 40 マイクロチップ装着の実施状況

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
保護収容されているペットへのマイクロチップ装着の有無	4	11

⑪ボランティアの確保

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、ペットの救護活動にあたって、ボランティアに協力を依頼したのは 14 自治体でした。また、4 自治体は、専門知識や技術を有する人材（獣医師、看護師、動物系大学・専門学校等）へのボランティア協力も依頼していました。

表 41

15 都県市（自治体 A+B）対象	有	無/他
ボランティアへの協力依頼	14	1
専門知識や技術を有した人材へのボランティア協力依頼	4	10

⑫資金の確保

15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち、7 自治体が動物救護活動に必要な資金を確保するために、独自に義援金を募集していました。また、これらの自治体のうち 6 自治体は、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布も受けており、さらに、うち 3 自治体は自治体の予算も確保して、資金を調達していました（表 42）。

義援金の募集にあたっては、7 自治体のうち 6 自治体がインターネットを通じて募集を行いました。また、ポスター・チラシを活用した自治体、知人・ボランティアを通じて募集を行った自治体がそれぞれ 3 自治体、イベントを通じて募集した自治体が 1 自治体あったほか、新聞、雑誌、テレビ、ラジオを活用したり、動物病院に募金箱を設置して義援金を集めた自治体もありました（重複回答あり）（表 43）。

また、7 自治体のうち 5 自治体は、集まった義援金は全て現地動物救護本部等が行う救護活動及び動物救護施設等の運営管理費に充当していましたが、1 自治体は現地動物救護本部等構成団体に配布し、もう 1 自治体は義援金の一部を、より被害の大きな被災地の現地動物救護本部等への義援金としていました（表 44）。

表 42

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布により確保	6
	②独自に義援金を募集して確保	7
	③自治体予算を確保	3

*重複回答あり。

表 43 義援金の募集方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①インターネット	6
	②自治体広報紙	0
	③ポスター・チラシ	3
	④知人・ボランティア	3
	⑤イベント	1
	⑥その他	2

*重複回答あり。

表 44 義援金の配布方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数
選 択 肢	①全て現地動物救護本部が行う救護活動、動物救護施設等の運営管理費に充当	5
	②現地動物救護本部構成団体に配布	1
	③民間ボランティアに配布	0
	④その他	1

⑬普及・啓発活動

被災者に対する動物救護（飼い主不明のペットの保護情報や、避難所等における適正な飼養管理等）に関する広報・普及啓発については、15 都県市（アンケート対象：自治体 A+B）のうち 13 自治体は何らかの方法で周知を行っていました。最も多く利用された方法（重複回答あり）は、ポスターやチラシの掲示で 10 自治体の実施しており、次に多かったのはインターネットを通じたもので 8 自治体利用していました。また、2 自治体が被災者向けの郵送を利用し、1 自治体が自治体広報誌を活用しています。また、その他として、自治体職員や保健所職員等による避難所や仮設住宅の巡回、獣医師会による飼い方教室の開催、民間情報誌の活用、TV・ラジオの活用などが挙げられましたが、多くの自治体が複数の手法を併用していました。

表 45 普及・啓発活動の方法

15 都県市（自治体 A+B）対象		該当自治体数*
選 択 肢	①被災者向けの郵送を活用	2
	②自治体の広報誌を活用	1
	③ポスター・チラシを掲示	10
	④インターネットを活用	8
	⑤その他	6

*重複回答あり。

2. 各地の動物救護活動

2. 各地の動物救護活動

本項は、東日本大震災における被災動物救護活動に関するアンケート（p.12 参照）の回答内容を基に、都・県または政令市・中核市（以下「都県市」という。）ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成 24 年 9 月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの都県市についても項目記号と項目名を以下の（ア）～（ツ）に統一しています。ただし、一部の質問については回答が得られなかった都県市もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

《本項の項目》

- （ア） ペットの被災概況
- （イ） ペットの避難・救護の経緯
- （ウ） 災害に備えた動物救護体制の整備状況
- （エ） 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制
- （オ） 避難所におけるペットの受け入れ状況
- （カ） 仮設住宅におけるペットの飼養状況
- （キ） 放浪動物・負傷動物の救護活動
- （ク） 飼い主からの一時預かり等

注：いわき市については実態に即して「（ク） 飼い主への飼養場所の提供」とした。

- （ケ） 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況
- （コ） 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡
- （サ） 不妊去勢措置の実施状況
- （シ） ワクチン接種等の実施状況
- （ス） 所有者明示等の実施状況
- （セ） ボランティアの活動状況
- （ソ） 支援物資の受け入れ、提供体制
- （タ） 資金の確保、義援金の募集、配布
- （チ） 広報・普及啓発活動
- （ツ） 東日本大震災を踏まえた見直し状況

動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

(1) 被災地における動物救護活動

①青森県

(ア) ペットの被災概況

青森県においては、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の2市2町が東日本大震災復興特別区域法の対象区域に指定されました。これらの自治体における犬の平成22年度第三四半期総登録数は、八戸市11,167頭、三沢市2,518頭、おいらせ町2,529頭、階上町1,359頭で、このうち少なくとも八戸市では24頭、三沢市では1頭、おいらせ町では6頭が震災により死亡したと推定されています。

なお、猫については、震災前の飼養頭数や被災状況などの詳細は分かっていません。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	東日本大震災発生
3月12日	・八戸市災害対策本部へ避難所の状況を確認 ・動物愛護センターに対し、①支援物資の在庫確認、②被害状況の把握及び避難所の巡回（避難動物の確認）を指示
3月13日	・動物愛護センターによる八戸市の避難所の巡回実施 ・支援物資要請者に対する動物愛護センター備蓄物資の提供開始（随時） ・青森県獣医師会と協議し、避難所の巡回結果から、動物救護本部を設置する必要性は低いと判断し、設置せずに救護活動を実施
3月19日	岩手県被災者の犬を一時保管（1週間）
3月23日	・動物愛護センターによる八戸市の避難所巡回（2カ所）及び支援物資要請者への物資の提供
3月24日	・緊急災害時動物救援本部に対し、ペットフード・ペット用品等の支援を要請 ・動物愛護センターによる八戸市の避難所巡回（2カ所）
3月25日	三沢市避難所閉鎖
3月29日	階上町避難所閉鎖
3月30日	・緊急災害時動物救援本部から支援物資到着 ・支援物資の提供開始（随時）
4月5日	おいらせ町避難所閉鎖
4月22日	・被災動物対策に係る打ち合わせ会議の開催（5動物愛護団体） ・被災動物保護及び支援を実施している5動物愛護団体に支援物資の提供
4月30日	県内全避難所閉鎖
5月28日	八戸市被災者の犬6頭引き取り（すべて譲渡）
11月23日	仙台市からの避難者の猫一時保管（1週間）

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

青森県においては、震災発生以前の平成 22 年 2 月 10 日に、県（行政）と社団法人青森県獣医師会との間に「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結していました。協定の内容は、「県域において、地震等の大規模災害が発生し、多くの家庭動物が被災した場合には、県と県獣医師会で動物救護本部を設置し、避難所等に避難した被災動物に対し、飼養管理支援（飼養ケージ、ペットフードの提供等）や健康管理支援等（災害による疾病・負傷の応急処置等）の支援活動を行う」というものです。

また、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、動物救護活動の拠点とする施設を青森県動物愛護センター（所在地：青森市宮田）とすることを取り決めていました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

青森県では、東日本大震災に伴う現地動物救護本部等は立ち上げていません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

青森県においては、全 40 市町村のうち、東日本大震災復興特別区域法の対象区域である八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の 4 市町に避難所が設置されました。八戸市には 69 箇所（平成 23 年 3 月 11 日最多時）～4 箇所（平成 23 年 4 月 30 日最小時）、三沢市には 10 箇所、おいらせ町には 6 箇所、階上町には 3 箇所の避難所が設置され、八戸市と階上町ではペット同行者が滞在していました。八戸市では、避難所の開設から閉鎖までの間、ペット同行者は多数いたようですが詳細は把握できていません。また、階上町では、1 件のペット同行者（犬 1 頭）の滞在がありました（平成 23 年 3 月 11 日～同年 3 月 16 日）。

なお、おいらせ町では避難所内はペット不可としていたため、5 頭のペットが避難所に入らない形で飼い主と共に避難していたことが分かっています。

b. 条件・ルール

八戸市では、避難所におけるペットの飼養に関するトラブルを防止するため、八戸市避難所運営マニュアル（市民課、防災危機管理課）において、「避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込み禁止」とすることを定めています。

同じく三沢市においても、避難者同志のトラブルを回避するため、動物類を避難所室内へ入れることは禁止し、避難所運営委員会で専用スペースの設置などを協議することとしていました。

また、階上町の避難所では特に条件やルールは設定されていませんでしたが、避難者の中には犬を怖がる人もいるため、門から遠い裏庭につないで飼養するようにしていました。

c. 配慮・支援

八戸市の避難所では、ボランティアによる支援（県獣医師会が避難所を訪問し、動物相談等を実施。その他、個人ボランティアによる犬用のケージの貸し出し）が行われました。



避難所の様子



避難所施設外の車内で飼養される犬



避難所施設外で飼養される犬①



避難所施設外で飼養される犬②

[写真提供：青森県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

青森県においては、三沢市とおいらせ町の2市町で仮設住宅が設置されましたが、ペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

青森県（行政）では、県民からの被災動物保護依頼を受け付けて、通常業務の延長として、放浪・負傷動物の保護を実施し、保護したペットは青森県動物愛護センターに収容しました。平成23年3月から平成24年9月までの各月に保護収容した頭数は表46の通りで、合計は犬281頭、猫234頭でした（ただし、通常捕獲の頭数を含む）。

また、被災ペットと思われる動物については、抑留期間を延長し、公示及びホームページで周知に努め、飼い主が見つからなかった場合は、処分せずに譲渡しました。

表 46 青森県における放浪・負傷動物の保護収容頭数（被災 4 市町分）

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	20	18	28	12	23	31	11	18	13	7	13	8	13	12	16	5	13	16	21	281
猫	8	1	10	7	11	17	13	5	4	1	2	5	5	4	19	6	7	14	10	234

※通常捕獲の頭数を含む。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

青森県では、飼い主からの一時預かりを受け付けており、預かり先は青森県動物愛護センター及び県内動物愛護団体等（5 団体、1 企業）としました。また、預かり動物のストレス軽減のため、短期間の預かりについては青森県動物愛護センターで実施し、長期間の預かりについては、動物愛護団体等が募集したボランティアが預かりを行いました。各月の一時預かり頭数は表 47 の通りで、平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの合計は、犬 13 頭、猫 3 頭でした。

一時預かりを行うにあたっては、飼い主との間で「被災動物一時保護依頼書」及び「被災動物一時保護書」を取り交わしました。また、一時預かりに係るフード、ペットシート等については、緊急災害時動物救援本部からの支援物資を現物支給しました。

なお、飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは、「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」であり、次が「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

表 47 青森県における飼い主からのペットの一時預かり頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
猫	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

青森県では、放浪・負傷動物の保護収容や飼い主からの一時預かりにあたっては、既存施設の青森県動物愛護センターを活用し、同センターに通常業務のほか動物救護施設としての機能をもたせました（収容可能頭数：犬 30 頭、猫 10 頭）。

また、飼養管理や獣医師、事務管理等のスタッフ、及び資金等の運営管理は通常業務と同様に行い、必要な物資については緊急災害時動物救援本部から支援を受けました。

青森県動物愛護センターでの飼養にあたっては、その他の収容動物との接触による感染症

対策について配慮しました。



飼養施設



被災した犬（後の3頭も）

[写真提供：青森県]

（コ） 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

青森県では、放浪・負傷動物として行政が保護した飼い主不明のペット（犬 281 頭、猫 234 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 127 頭については元の飼い主が見つかり、これらについては全て返還することができました。

また、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬 13 頭、猫 3 頭）については、犬 6 頭、猫 3 頭が飼い主に返されました。青森県では、できる限り依頼主の希望に沿う形で一時保護を行うとともに、依頼主と頻繁に連絡を取り合うなどして、飼い主への返還が進むよう工夫しました。しかしその一方で、残りの犬 7 頭については、飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため、所有権が放棄されました。

b. 譲渡

所有権が放棄された犬 7 頭については譲渡対象とし、全頭が新たな飼い主に譲渡されました。県では、譲渡を促進するために、青森県動物愛護センターで毎月 2 回実施している譲渡会で新しい飼い主を公募したほか、ホームページに掲載し、広く県民に周知しました。

なお、青森県動物愛護センターで実施する譲渡会は、被災ペットの場合に限らず、譲渡前の講習会受講が条件であり、県内に在住する者のみを対象としています。

（サ） 不妊去勢措置の実施状況

青森県では、被災ペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

青森県動物愛護センターに保護収容された後、譲渡対象となった犬に対しては、6種混合ワクチンの接種とフィラリアの検査を実施しました（通常の譲渡においても、ワクチン接種は行っています）。ワクチン接種等は、青森県動物愛護センターの獣医師が行いました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対するワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

青森県動物愛護センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ装着等、何らかの所有者明示等がなされていたペットはいませんでした。

一方、同センターでは、譲渡対象となった犬7頭全てに対し、譲渡前にマイクロチップを装着しました。装着は青森県動物愛護センターの獣医師が実施し、全て無料で行いました。

なお、同センターでは、通常の譲渡の際にもマイクロチップの装着を行っています。

(セ) ボランティアの活動状況

青森県においては、飼い主からのペットの長期間の預かり依頼については、県内の動物愛護団体等に説明会を開催して協力を依頼しました。協力団体は5団体、1企業で、行政があらかじめ各団体の受け入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には、依頼者に依頼期間等を聞き取り、行政から各団体へ依頼する手順としました。

なお、青森県では、普段から動物愛護団体とは連携を行っているため、スムーズに連携を図ることができました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

物資は緊急災害時動物救援本部から支援を受け、青森県動物愛護センターが、救護活動を実施している動物愛護団体に支援物資を配布するとともに、避難所を巡回し提供しました。支援物資のうち、フード類、ケージ類、猫砂、ペットシートなどは役立ちましたが、一方、大量の首輪は要望に沿いませんでした。なお、ペットシートは不足していました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

青森県では、特に動物救護に関する資金の調達は行っていませんでした。

(チ) 広報・普及啓発活動

青森県では、各避難所を定期的に巡回し、避難者に対し動物救護に関する広報・普及啓発活動(飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等)を行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

青森県では、東日本大震災での経験を踏まえて、地域防災計画に新たに動物対策に関する記載を追加することを検討しています。

また、現在(平成24年9月末日時点)、災害発生時の動物救護活動を円滑に行うために、県と青森県獣医師会との間で「災害時における動物救護活動に関するマニュアル」を策定中であり、県獣医師会では、さらにこのマニュアルの内容を受けて、獣医師会としての具体的な実施マニュアルを検討することとしています。

さらに、物資の備蓄についても、緊急災害時動物救援本部から支援物資を調達するまでの間、保護収容等をした動物に必要なフード、ケージ類の備蓄が必要と考え、品目や数量等を検討しているところです。

動物救護活動全体について ～青森県からのコメント～

青森県においては、被災ペットの情報収集や、被災ペットの長期預かりの対応に苦労しました。

今後は、市町村との連携体制の構築、被災ペットの情報収集体制の構築、避難所または避難所近くで、被災ペットを保護・収容・治療する場所の確保、被災ペットが多い場合の保護収容体制の構築が特に必要と考えています。

②岩手県

(ア) ペットの被災概況

岩手県における東日本大震災以前のペットの飼養頭数は、犬 77,796 頭^{*1}～108,537 頭^{*2}、猫 88,231 頭^{*3}と推定されていますが、今回の震災により犬 602 頭が死亡したと推定されています（猫の死亡頭数については不明）。また、平成 23 年 8 月 21 日までに保護された被災動物は 332 頭（犬 202 頭、猫 130 頭）で、その内訳は、飼い主不明で保護したもの 37 頭（犬 15 頭、猫 22 頭）、飼い主からの引き取り依頼を受けて保護したもの 58 頭（犬 21 頭、猫 37 頭）、飼い主からの依頼を受けて一時保管したもの 237 頭（犬 166 頭、猫 71 頭）でした。また、震災発生後約 2 ヶ月後の 5 月 10 日までに、犬 303 頭、猫 147 頭が支援動物病院で治療を受けました。

^{*1} 盛岡市を含む狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

^{*2} 世帯数（483,934；盛岡市を含む）×飼養率（0.178）×平均飼養頭数（1.26）

^{*3} 世帯数（483,934；盛岡市を含む）×飼養率（0.106）×平均飼養頭数（1.72）

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生 被災地域の動物病院で被災動物の治療・保護開始 岩手県獣医師会による被災動物の無償治療開始 被災地域保健所では、庁舎を避難所として同行避難した動物の飼養開始
3 月 12 日	負傷動物の応急治療可能病院（拠点病院）の確保
3 月 14 日	岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部を設置 被災地域の拠点動物病院に支援物資の供給開始
3 月 18 日	岩手県環境生活部県民くらしの安全課より各保健所にあて、被災地で収容した動物については被災動物の可能性を考慮して保管期間を延長する等適切に取り扱うとともに、被災者から動物の一時保管依頼があった場合はそれを各保健所の動物管理施設で受け入れることについて通知を发出
3 月 22 日	岩手県災害時動物救護本部を設置（事務局：社団法人岩手県獣医師会） 被災地域の 4 保健所及び被災地域の 2 動物病院に物資の供給開始
3 月 25 日	岩手県災害時動物救護本部の義援金受け入れ銀行口座開設
4 月 1 日	第 1 回岩手県災害時動物救護本部会議 （地域支部の組織体制、被災動物救護活動実施要領、救護活動の現状と今後の対応等について協議）
4 月 5 日	岩手県災害時動物救護本部から沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）あてに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を发出
4 月 25 日	岩手県災害時動物救護本部ホームページに保護動物窓口を設置（事務局：

	動物いのちの会にて) (保健所及び動物愛護団体及び動物病院で保護しているペットの情報提供を受け、ホームページを更新)
5月6日	緊急災害時動物救援本部へ第1回義援金を申請(岩手県災害時動物救護本部)
5月10日	緊急災害時動物救援本部へ第1回義援金を申請(岩手県獣医師会)
5月11日	岩手県獣医師会が第1回被災動物健康相談事業を実施(6月10日まで) (被災動物の健康診断の結果、治療を要する際に治療費の一部を助成)
6月7日	岩手県災害時動物救護本部基金配分委員会の開催(委員長:岩手大学教授 居在家義昭氏) (救護活動に要した費用(治療費、動物保管費、物資購入費、燃料費等)に対する基金の分配基準を決定)
6月10日	第2回岩手県災害時動物救護本部会議 (被災動物救護活動の現状と今後の対応、岩手県災害時動物救護本部の活動期間等について協議)
6月27日	緊急災害時動物救援本部へ第2回義援金交付申請(岩手県災害時動物救護本部)
6月30日	緊急災害時動物救援本部へ第2回義援金を申請(岩手県獣医師会)
7月1日	岩手県獣医師会が第2回被災動物健康相談強化事業の実施(7月31日まで) (被災動物の健康診断の結果、治療を要する際に治療費の一部を助成)
8月19日	第3回岩手県災害時動物救護本部会議 (岩手県災害時動物救護本部を廃止し、その後は岩手県動物愛護推進協議会から意見をいただきながら、県と関係団体が連携して被災者・被災動物への支援を継続することを確認)
8月21日	岩手県災害時動物救護本部の廃止
10月14日	岩手県災害時動物救護本部に対する緊急災害時動物救援本部の監査
10月17日	緊急災害時動物救援本部への岩手県災害時動物救護本部の事業及び決算報告
11月28日	岩手県災害時動物救護本部の事業及び決算報告を岩手県獣医師会のホームページにおいて公開
平成24年 6月11日	岩手県獣医師会が被災地域における被災動物支援活動(11月30日まで) (被災地域における動物ふれあい事業、ペットのしつけ教室、動物愛護シンポジウム、被災動物慰霊祭、仮設住宅定期巡回健康診断等を実施)
～9月30日	岩手県災害時動物救護本部の構成団体については、被災地で繁殖した猫への取り組み、被災地でペットを飼養する飼い主からの相談受付、被災地の飼い主からの動物の引取り及び譲渡活動等、引き続き活動を継続中 現在に至る

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

岩手県においては、災害時のペットに関する方針として、岩手県地域防災計画の中で「飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める」、また「市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める」との記載があります。

その他にも、地域防災計画の中に、所有者不明動物の保護及び返還の推進、負傷動物の保護収容及び治療、同行避難した動物にかかる適正飼養の指導、逸走した危険動物に対する必要な措置、についての記載があります。

また、県が配布する災害時の動物救護等に関するリーフレットには、飼い主に対して同行避難等と呼びかける記載があります。

その他にも、岩手県県土整備部が発行した『応急仮設住宅入居の手引き』には、「ペットを飼う場合は室内飼養を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」との記載があります。

また、災害時に動物救護活動の拠点とする施設を、県内保健所動物管理施設（県内 9 箇所）とすることを取り決めていました。

b. マニュアル等の策定

発災前に、「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」（平成 20 年 4 月 23 日施行）、「岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部設置要領」（平成 22 年 4 月 28 日施行）、並びに「岩手県獣医師会災害時動物救護活動細則」（平成 22 年 4 月 28 日施行）を策定していました。

c. 協定の締結

岩手県では、平成 20 年 4 月に災害時の動物救護活動に関する協定を、社団法人岩手県獣医師会、県内動物愛護団体（アジリティークラブ TEAM・SHINYA、ワンちゃんくらぶ、動物いのちの会いわて、岩手県動物愛護ネットワーク、おっぼの会、ポチの会、MAP フレンズ、わん'S 倶楽部、わんこの会）、及び県内動物関係専門学校（盛岡ペットワールド専門学校）と結んでいました。

d. 備蓄

発災前に、動物の救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでした。ただし、一部の団体及び公所においては、わずかにペットフードや駆虫薬の備蓄がありました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

a. 組織体制

岩手県では、平成 23 年 3 月 22 日に岩手県災害時動物救護本部（事務局：社団法人岩手県獣医師会）が設置されました。同本部は、①社団法人岩手県獣医師会、②県内動物愛護団体（アジリティークラブ TEAM・SHINYA、ワンちゃんくらぶ、動物いのちの会いわて、岩手県動物愛護ネットワーク、おっぼの会、ポチの会、MAP フレンズ、わん'S 倶楽部、わんこの会）、③県内動物関係専門学校（盛岡ペットワールド専門学校）、④岩手県で構成され、岩手県獣医師会が事務局を担いました。（図 1）

また、組織体制として、被災した沿岸地域を県の振興局単位で 4 支部に分け、各支部に岩手県災害時動物救護本部設置要綱に基づき、動物の保護・管理班（県、動物愛護団体）、医療班（県獣医師会）及び飼養管理支援班（県、動物愛護団体、県獣医師会）を配置して対応しました。これにより、被災者の要望に合わせた支援が可能となり、かつ構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となりました。

b. 役割分担

岩手県獣医師会は、事務局として本部会議の開催、被災動物に関する相談対応、支援物資の確保と配布、活動資金の確保と配布、救護活動に係る情報収集・分析・活動方針の策定と推進、事業・収支報告書の作成と広報を行うとともに、被災動物治療、動物の保護、被災動物関係物資の運搬、被災動物相談受付、基金の管理・執行、逸走動物の保護管理、動物救護事業に関する情報提供、避難所等での適正飼養の指導等を担当しました。

一方、岩手県（行政）は、事務局業務の補佐を行うとともに、関係団体及び岩手県災害時動物救護本部現地支援班等との連絡・調整、被災動物相談受付、逸走動物の保護管理・避難所等を巡回しての適正飼養等の指導等、動物救護事業に係る情報提供、被災動物用資材の配付等を行いました。

また、県内動物愛護団体は、逸走動物の保護管理、避難所等での適正飼養の指導、動物救護事業に関する情報提供、飼い主が所有する動物の一時保管等を担当し、盛岡ペットワールド専門学校は、災害発生初期の物資の保管等を行いました。

c. 本部の廃止

岩手県災害時動物救護本部は、設置から 5 ヶ月後の平成 23 年 8 月 21 日に廃止されています。解散を判断した理由は、①自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、平成 23 年 8 月 11 日をもって全戸（13,983 戸）が完成し、8 月 25 日までには入居が完了する予定であること、また避難所も 9 月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと、②東北地方太平洋沖地震及び津波に対応するための岩手県災害対策本部が平成 23 年 8 月 11 日に廃止され、その後は「復興基本計画」に基づく復興対策が本格化すること、③現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼養する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること、でした。

ただし、救護本部廃止時に各動物愛護団体等で保管している動物については、引き続き所

有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされました。

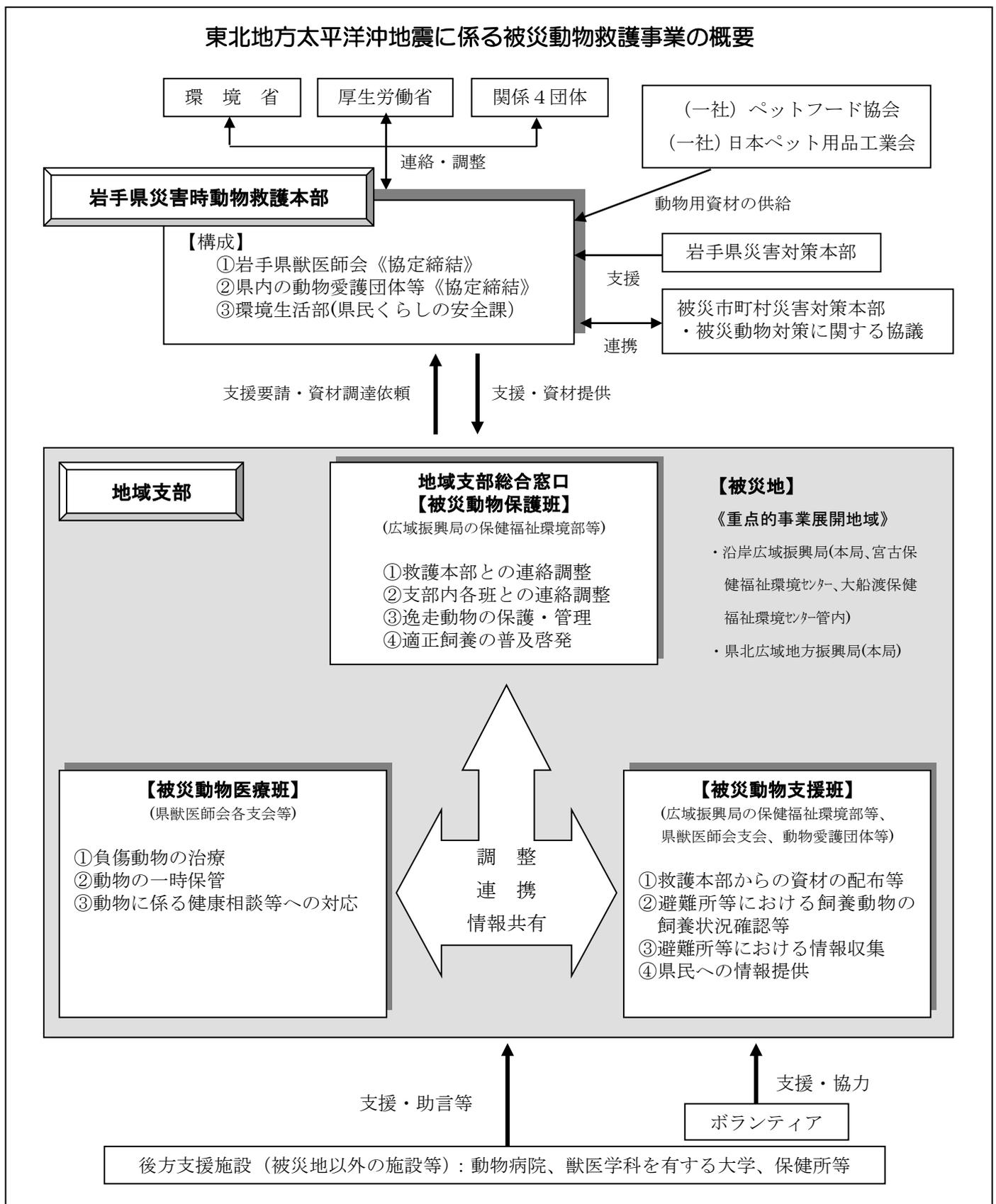


図1 岩手県の動物救護体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

岩手県内では、全 33 市町村のうち少なくとも 23 市町村に避難所が設置され、避難所の数は最大で 399 箇所へのぼりました。このうち、花巻市では 25 箇所の避難所が設置され、1 世帯でペットの同行避難がありました。また、一関市では 44 箇所の避難所のうち 1 箇所で、山田町では 35 箇所の避難所のうち 10 数箇所で、田野畑村では 1 箇所の避難所（設置も 1 箇所）でペット同行被災者が滞在していたことが分かっています。これに対し、最大 98 箇所の避難所を設置した宮古市や、70 箇所の避難所を設置した大船渡市では、ペット同行被災者が滞在する避難所があったことは分かっていますが、箇所数や頭数などの詳細は把握できていません。

一方、被災沿岸地域の県獣医師会からの情報に基づくと、県内の避難所に同行されたペットの数は犬 800 頭、猫 90 頭と推定されています。

なお、市町村の地域防災計画に被災動物救護に関する条項がなく、被災動物の救護を担う部署や職員が不明確な市町村もあり、ペットの同行避難が困難な避難所もありました。

b. 条件・ルール

ペット同行被災者を受け入れた避難所の一部は、受け入れにあたってのルールを設けていました。これらの多くは、それぞれの避難所の運営者等が設定しているため詳細は不明ですが、いくつかの避難所に共通する内容としては、衛生管理面や他の避難者に迷惑がかからないようにするため、「避難施設の屋外で飼養し、室内には同行しないこと」とされていました。

c. 配慮・支援

岩手県災害時動物救護本部は、沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）宛てに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を発出しています。さらに、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼養に必要なケージ、ペットフードその他の用具についての手配、及び飼養管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡しました。

具体的には、行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携して、以下の支援を行っています。なお、猫 5 頭の同行や小型犬 4 頭の同行など多頭飼いの避難者が自家用車内で飼養し、避難者自身も車内で宿泊しているケースがあったため、これについても行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携し、避難所のそばに動物専用スペースを設置して、避難者の車中泊を解消するなどの対応がとられました。

- ペットの飼養者と非飼養者の住み分け
- 避難所内に小型犬または猫の保護スペースを確保
- 「飼い主の会」の設立
(各飼養者の役割分担を定め、非飼養者から理解されるペット飼養体制の確保)
- 衛生管理の徹底

(頻繁な糞尿の処理と被毛のブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、狂犬病等のワクチン接種等)

- 物資（フード、衛生用品、リード、ケージ等）の支援（支援物資の保管場所の確保）
- 避難所のそばにペット専用スペースを設置
- 飼養者を対象とした相談会の開催
- 飼養者と支援者とのホットラインの確保
- 訪問診療
- 獣医療費支援
- 避難所における飼養管理指導
- 避難所の掲示板にペットの保護や相談ができる動物病院や施設があることの情報を入れたポスターを掲示



避難所と避難所でのペット飼養の様子（県南地域） [写真提供：岩手県]



避難所でのペットとの車中生活（宮古市）



避難所でのペット飼養①



避難所でのペット飼養②



避難所でのペット飼養③



被災動物の訪問診療①



被災動物の訪問診療②

[写真提供：岩手県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

岩手県では、全 33 市町村のうち、13 の市町村に仮設住宅が設置されました。また、13 市町村の全てにペット飼養可の仮設住宅がありました。これらの仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、被災沿岸地域の県獣医師会からの情報に基づいて、犬 600 頭、猫 70 頭と推定されています。

b. 配慮・支援

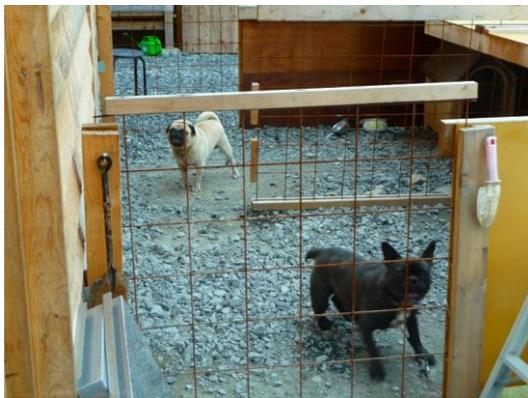
仮設住宅についても避難所と同様に、岩手県災害時動物救護本部から沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）あてに、家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を发出するとともに、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼養に必要なケージ、ペットフードその他の用具についての手配及び飼養管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡しています。

具体的には、仮設住宅自治会、行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携して以下の支援が行われました。

- 仮設住宅のそばにペット専用スペースを設置
- 飼養者による衛生管理の徹底（頻繁な糞尿の処理と被毛のブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、狂犬病等のワクチン接種等）
- 物資（フード、衛生用品、リード、ケージ等）の支援
- 支援者（行政機関等）による非飼養者への説明
- ペットに関する巡回健康相談
- 訪問診療
- 獣医療費支援
- 仮設住宅における飼養管理指導
- 被災動物ふれあい事業（ペットのしつけ教室等）

その他にも、仮設住宅で多頭飼いをしている世帯に対しては、ペットシートを配布し、住宅の中で飼ってもらう取組を実施しました。

なお、仮設住宅におけるペットの飼養に関しては、岩手県県土整備部が発行した『応急仮設住宅入居の手引き』に、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」との記載がされています。



仮設住宅におけるペット飼養の様子 [写真提供：岩手県]

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

岩手県では、各保健所の職員が被災地を巡回し、放浪・負傷動物の救護活動を実施しました。その結果、平成 23 年 3 月から岩手県災害時動物救護本部の活動が終了する 8 月 21 日までの間に犬 15 頭、猫 22 頭が保護されました（表 48）。ただし、記録のない個体もいることから、正確な数値は不明です。

保護されたペットは、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の各保健所動物管理施設に収容し、公示及びインターネットへの掲示、市町村への照会・公示依頼等を行って飼い主を探しました。また、被災動物は殺処分しないよう保管期間を延長する等、慎重に取り扱いました。

表 48 岩手県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成 23 年						合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
犬	11	2	1	1	0	0	15
猫	1	7	10	2	2	0	22

(ク) 飼い主からの一時預かり等

岩手県では、被災した飼い主からの依頼に応じて、県内保健所動物管理施設及び動物愛護団体（収容施設、自宅）、動物病院においてペットの一時預かりを行いました。平成 23 年 3 月から岩手県災害時動物救護本部の活動が終了する 8 月 21 日までの間に、飼い主から一時預かりしたペットの合計は、犬 166 頭、猫 71 頭でした（表 49）。

民間団体による一時預かりについては、県（行政）から委託をする形とし、岩手県動物救護本部構成団体である動物愛護団体及び多数の動物病院で分担して行いました。

また、一時預かりにあたっては、飼い主と預かり者との間で「動物の一時保護依頼者誓約書」を交わし、一時預かりにかかる費用は岩手県災害時動物救護本部が負担し、総負担額は 3,590,800 円でした。

なお、飼い主が一時預かりを依頼した理由については、正確なデータはありませんが、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」、「ペットの飼養が認められていない住居に移ったため」、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」が多いと推測されています。

表 49 岩手県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年						合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
犬	82	67	7	9	1	0	166
猫	28	35	5	1	0	2	71

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

岩手県では被災地で保護したペットの収容にあたって新たな救護施設は設置せず、既存の各保健所動物管理施設を使用して対応しました。しかし、飼い主からの一時預かりも含めると震災直後に保護すべきペットが増加し、公的施設の収容可能頭数が限られていることや(収容可能頭数：犬 46 頭、猫 39 頭)、ペットの受入が可能な民間ボランティア施設が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院も一時的な保護収容施設として活用しました。このような状況の中で、各保健所動物管理施設は、現地における応急的な動物保管の拠点となり、ボランティアや動物病院に預けることが難しい大型犬についての一時的預かりの場としての役割を果たしました。

a. 運営管理体制

各保健所動物管理施設は、施設責任者(各広域振興局保健福祉環境部長等)のもと、飼養管理及び清掃消毒スタッフ、事務管理スタッフで管理運営が行われ、飼養管理及び清掃消毒は、通常時の委託契約による管理人と保健所職員(狂犬病予防技術員及び狂犬病予防員)が適宜対応しました。また、獣医療及び事務管理等についても、保健所の動物愛護管理担当職員が適宜対応しました。なお、発災直後は道路事情により施設の状況を確認することができませんでしたが、管理人が施設の近隣に居住していたため施設管理は可能な状態にありました。

また、施設の運営管理に必要な資金については、人件費、光熱費、飼養管理費等の全てを通常の県予算と、緊急災害時動物救援本部からの義援金又は岩手県災害時動物救護本部に寄せられた義援金から支出しました。また、施設の運営管理に必要な物資については、団体又は個人から届けられた支援物資や県予算から調達しました。

b. 飼養状況

保護または一時預かり(一時保管)のためペットを各保健所動物管理施設へ収容する際には、救護動物受付用紙の記載、ワクチン接種の履歴等について飼い主からの聞き取り、ペットの状態の確認等を行いました。

また、1日の飼養管理のスケジュールの例としては、午前には給餌・給水、清掃、健康状態確認、物資の管理、午後は給餌・給水、健康状態確認、物資の管理などで、その他に収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、感染症が疑われたペットの隔離、清掃・消毒による衛生的な環境の維持、必要に応じたワクチンの接種、ペットの健康チェックを行いました。ただし、施設への収容時あるいは収容中に、どれくらいの頭数がどのような病気(外傷含む)にかかったかについては、記録がないため把握できていません。なお、収容後に犬1頭、猫1頭が死亡しましたが、その詳細は不明です。

c. 閉所に向けた対応

保管している動物については、所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡に向けた取り組みを進めました。また、必要に応じて、長期預かりボランティアの紹介も行いました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

放浪・負傷動物として保護収容された飼い主不明のペット（犬 15 頭、猫 22 頭）のうち、犬 7 頭、猫 2 頭については元の飼い主が見つかり、これらは全て飼い主に返還されました。一方、飼い主から一時預かりを行ったペット（犬 166 頭、猫 71 頭）のうち、飼い主に返還されたのは犬 145 頭、猫 67 頭でした。

b. 所有権放棄

飼い主から一時預かりを行っていたペットのうち、飼い主の引取りが困難となり所有権放棄されたペットは、犬 14 頭、猫 3 頭でした。飼い主が引き取れない理由として最も多く挙げられたのは、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため」で、次いで「飼い主の経済的な理由」、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」の順となっています。

この他に、飼い主が飼養困難なため、保健所等にペットの引取りを依頼（所有権放棄）するケースがあり、犬 21 頭、猫 37 頭が施設に引取られました。

c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、関係法令に基づく公示等の措置を行った後、概ね 2 週間以内に飼い主が現れない場合は、譲渡の対象としました。飼い主不明や所有権放棄されたペットの合計は犬 43 頭、猫 60 頭で、これらは基本的に全て譲渡対象とし、このうち犬 40 頭と猫 53 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

また、譲渡を促進するために、行政機関、団体が連携して譲渡会を開催し、動物愛護団体の会員を介して開催案内を配布し、広報に努めました。さらに、ペットを紹介したチラシ等を作成し、動物病院や病院等、人の出入りする場所に張り出したり、県及び岩手県災害時動物救護本部ホームページに掲載しました。

なお、譲渡にあたっては、譲渡対象者を「原則として県内在住者で、動物を適正に飼養できると認められる者」としましたが、一部県外在住者に譲渡された例もありました。また、震災という特殊事情から、新たな飼い主への譲渡後に元の飼い主が判明して返還を求められた場合は、両者で協議等を行い、元の飼い主に返還することとなる可能性があることを譲渡者に説明し、了解を得ることとしました。



宮古地区被災動物譲渡会 [写真提供：岩手県]

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

岩手県では、動物救護施設（各保健所動物管理施設、動物病院等）に保護収容したペットに対し、不妊去勢措置は実施しませんでした。また、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対しても、不妊去勢措置に係る助成制度は設けませんでした。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

岩手県においては、動物病院に収容した犬・猫について、感染症の予防のために必要と認められる場合に、混合ワクチンの接種とノミ・ダニの処置を行いました。これらに係る費用は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金及び岩手県災害時動物救護本部への義援金等から実費を負担しました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

行政により動物救護施設等に保護収容されたペット（犬 15 頭、猫 22 頭）のうち、保護収容時に何らかの所有者明示等がされていたペットは犬 6 頭のみでした。しかし、いずれも迷子札のない首輪のみの装着だったため、飼い主が判明した犬は 3 頭に留まりました。一方で、飼い主が判明しても、飼い主がどこにいるのかわからず対応に苦慮したケースもありました。

なお、岩手県では動物救護施設等に保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行いませんでした。

(セ) ボランティアの活動状況

岩手県と協定を締結する動物愛護団体と連携して、飼い主からの動物の一時預かり、支援物資の配布、避難所等からの情報収集などを行いました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資は、緊急災害時動物救援本部、都道府県及び全国の支援者から提供されたほか、大阪、名古屋のボランティア、阪神淡路大震災の被災者の方達からも連絡があり、支援物資が届けられました。届けられた支援物資は、岩手県災害時動物救護本部（事務局）からストックヤード（4 保健所、2 動物病院）を経て、動物愛護団体及び支援動物病院（獣医師）が避難所等を巡回する等して被災動物（被災者）に配布されました。配布にあたっては、ボランティアが被災者の要望を聞いて物資を提供したり、動物飼養者が多い避難所では要望をとりまとめてもらい、とりまとめ役に直接物資を提供して配布してもらう等の工夫をしました。

保健所のストックヤードに保管した動物用物資は、必要な場合には取りに来てもらったり、被災者のための支援物資の配布会場で、配付する等しました。動物病院に届けられた動物用物資は団体会員（協定を締結している愛護団体）を通して避難所に配付する等しました。

支援物資の中では、フード、衛生用品、フード皿、避難所での飼養時におけるシャンプータオル、毛布、タオルケット、小分けされたフード（2～3kg 入れ）、ケージ（あまり大きくないもの）が特に役に立ちました。また、被災者が避難所から仮設住宅に移動する際のケージ、散歩の際のウンチ袋やマット、キャットフード、猫砂等が不足した一方で、首輪、ロープ、リード等の要望はあまりありませんでした。その他、缶切りが必要な缶詰フード、小さいケージ、囲いだけのサークル、使用済み食器、使用済みバスタオル、大きすぎるケージ、使用済みの首輪等は要望に合致しませんでした。なお、今回の支援物資で活用しきれなかったものについては、各動物管理施設において備蓄しています。



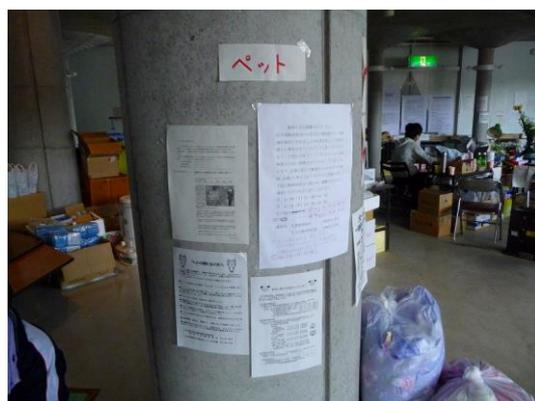
支援物資（大船渡保健所） [写真提供：岩手県]

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金（第1回目 600万円、第2回目 200万円）と、県動物救護本部で開設した義援金口座に寄せられた義援金により確保しました。義援金の募集はインターネットを通じて行い、集まった義援金の総額は 2,666,954 円で、これらは全て県動物救護本部の活動費として活用されました。義援金の収支の内訳については、ホームページ上で公表しています。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（ペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、避難所や仮設住宅にポスターやチラシを掲示したり、インターネットを活用して行いました。また、仮設住宅については、仮設住宅に配布される情報誌を活用したり、愛護団体のボランティアが動物を飼っている家（半壊した家屋で在宅避難しながらペットを飼養している家等）を一軒一軒回って情報を得るなどしました。



避難所でのペットの飼養等に関する掲示

[写真提供：岩手県]

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

岩手県では、東日本大震災を踏まえて地域防災計画の見直しを行っています。また、動物救護のために被災地入りする車両の緊急車両としての位置付け、動物救護車両の優先的な給油、動物用物資を一般的な被災者用支援物資と併せて保管すること等についても、検討しているところです。

動物救護活動全体について

～岩手県災害時動物救護本部構成団体からのコメント～

＜特に効果的だった点＞

- いくつかの課題は残されたものの、県災害時動物救護本部事業として、県、県獣医師会及び動物愛護団体が連携して活動したことにより、動物救護活動を総合的かつ効果的に進めることが可能となったこと。
- 県災害時動物救護本部事業の下に、保健所を中心とした4地域支部を配置したことにより、被災者に相談先を明確に示すことができ、また、構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となったこと。
- 支援獣医師がメーリングリストを作成してリアルタイムの現地情報をメールに掲載することにより、支援獣医師間の情報を共有することが可能となったこと。
- 県（保健所）、獣医師会等は重点的に避難所を回り、動物愛護団体は被災した地域を一軒一軒回るなど、行政の目が届かないところを重点的に回ったこと。
- 行政と被災地の獣医師との連携により、避難所等に薬をスムーズに届けることができたこと。
- 津波によって浸水区域のペットの多くは流されたと思われ、飼い主から保健所への問い合わせが多く寄せられた中、保健所としてもほとんど情報がなく、満足のいく回答はできなかったものの、誠意をもって対応したこと。
- 災害時の協定が結ばれていたため、動物愛護団体の協力が得られたこと。
- 震災直後、行政がボランティア等と連携を取りながら活動することは難しい状況の中、動物病院及びボランティアが自主的に活動していたこと。
- 岩手県災害時動物救護本部が立ち上がり、救護活動が本格化してからは、ボランティア等が発災後自主的に活動していた内容（避難所の動物飼養状況、避難者の要望の聞き取り、被災者からの相談内容等）を報告してもらい、それらを参考に保健所職員が避難所に向かう等、活動を効率的に進めることができたこと。
- 動物飼養者が多い避難所では、動物用の物資の配布に関しては、避難所管理者ではなく飼養者の一人が調整役となり、保健所からの物資配布の窓口になったこと。
- 動物を飼養している自宅避難者同士でネットワークができた地域があり、希望物品を取りまとめ、直接保健所のストックヤードに取りに来る等、効率的に物資を提供できる体制が構築されたこと。
- 避難所を毎日巡回していた保健師等のチームに協力を依頼し、避難所での動物飼養に問題点等があれば報告してもらい、それを受けて保健所が指導を実施したこと。

<特に対応に苦労した点>

- 岩手県災害時動物救護本部の事務局を、県獣医師会事務局が担ったこともあり、被災地の現況を把握する主たる情報源が主に支援獣医師となったこと。
- 県や市町村の災害対策本部の動向も含めた全体の状況把握が不十分であり、震災発生後の時間的経過とともに変遷する被災者の要望の把握と支援内容の判断が難しかったこと。
- 発災直後、道路事情により移動が困難であったこと、また、当初ガソリンの供給不足により、車での移動に懸念があったこと。
- 震災当初、救護活動はあくまで被災者の支援が最優先であり、予想外の事態に備えるため常に人や車を確保しておく必要があったことなどから、動物救護の為に活動できる時間が限られたこと。また、避難所を運営する市町村の状況を鑑みると、多くの協力を要請できなかったこと。
- 被災動物飼養状況調査等の活動を開始し、広範囲に存在していた管内全ての避難所を回り、動物の飼養状況確認、適正飼養指導、相談受付等を行うことは非常に困難だったこと。また、刻々と状況が変化し、避難所管理者も動物飼養者及び飼養数を把握していない場合もあったことから、状況把握に苦労したこと。
- 在宅避難者、親戚の家に避難した人等、避難所以外で生活する被災者へ情報が上手く伝わらず、物資等の配布が難しかったこと。
- 発災当初は被災者用支援物資の配布が優先されたが、後にペットフード等を配布した際に、その部分だけがテレビに放映されて、「この非常時に、犬のえさの配布とはなにごとか」との苦情がくるなど、報道が実情とは異なる捉え方をされたこと。
- しつけをされていない犬、攻撃的な犬、不妊・去勢手術がされていない犬への対応。
- 現地、現場での人員の確保。
- 負傷動物の治療後のケアが困難だったこと。
- がれきによる負傷のおそれがあったこと。
- 飼い主の氏名が判明しても、どこに所在しているか（避難所、仮設住宅等）、不明な場合があったこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 動物救護本部の情報収集能力、情報分析能力及び支援内容の判断能力の強化と具体的な支援活動の実効性確保。
- 動物飼養者に対して、災害の発生に備えた同行避難への準備（所有者明示、不妊去勢措置、日常のしつけ、係留・室内飼養に馴らしておくこと、必要な物資の用意等）について、周知徹底すること。
- 動物愛護の普及啓発活動を通して、動物飼養者が、避難所で肩身の狭い思いをしたり、車中での生活を強いられることがないように、避難所管理者を含め、広く県民に同行避難への理解を求めること。

- 避難所での動物飼養を可能とするために、市町村等における避難所動物飼養マニュアルの作成の検討。
- 仮設住宅等での飼い主が、肩身の狭い思いをしないような環境を整えること。
- 家族の一員としてペットが地域社会に受け入れられるよう、普及啓発活動を行うこと。
- 人命救助が優先という概念に捉われないこと、迅速な動物救護活動が行える気運の醸成。
- 物質的な支援のみではなく、「しつけ相談」、「健康相談」等の窓口を設けること。
- 早期の資金の配付、及び継続的、安定的支援事業を行うための財源的裏付け。
- 長期に渡っての支援活動。
- 県（行政）は、どの団体がどのような活動ができるかを正確に把握すること。
- 動物愛護団体との情報共有体制の整備
- 災害を想定した訓練の実施。今後発生する災害については、今回とは様相を異にすることもありうるため、様々な想定を行うことが必要。
- ペットを亡くしたり、ペットと離ればなれになってしまった被災者に対する精神面での支援。

③宮城県（仙台市を除く）

（ア）ペットの被災概況

宮城県においては、東日本大震災による被災に関係すると推測される飼い主不明の犬の保護・引き取り等が 258 頭、猫の引き取り等が 58 頭であったことが把握されていますが、ペットの被災状況の詳細は分かっていません。

なお、大震災発生以前の平成 22 年度末時点における宮城県内の犬の登録頭数は 89,449 頭でした。

（イ）ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
3 月 12 日	<p>県内各地での通信網の障害、停電などにより各保健所・支所及び宮城県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）と連絡が取れず、被災状況の把握が困難な状況であった。</p> <p>石巻市内に、石巻地区動物救護センターが設置された。同センターは、主に被災者からの動物の一時預かりを中心に実施し、被災地で保護した動物の収容及び所有者探し等も行った。</p>
3 月 13 日	動物愛護センターと連絡が取れ、敷地内に救援物資保管場所、被災動物収容場所の確保・準備を要請した。
3 月 14 日	<p>通信手段の一部回復や衛星電話確保に伴い、連絡の通じる保健所・支所に対し、避難所における動物同行避難状況の確認や動物の飼養支援などを指示した。また、動物愛護センターにおいては、救援物資及び被災動物の受入準備が整ったことから、被災地へのペットフード、資材等の配布及び被災動物の収容などを本格的に開始した。</p>
3 月 18 日	<p>災害時における愛護動物の救護活動に関する協定に基づき、宮城県獣医師会内に宮城県緊急災害時被災動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）が設置され、併せて県内 9 箇所にて現地救護センターが設置された。</p> <p>また、救護活動が効率的に実施できるよう動物救護本部との総合調整を行うため、動物愛護センターに行政本部（支援拠点）を置いた。</p> <p>環境生活部食と暮らしの安全推進課は主に国、他自治体及び関係団体との連絡調整を行うことにした。</p>
6 月 22 日	<p>動物救護本部では、動物愛護センター及び保健所・支所で保護している被災動物によりよい飼養環境を提供するため、宮城県被災動物保護センター（以下「被災動物保護センター」という。）を動物愛護センター敷地内に設置し、宮城県で飼養管理していた被災動物（犬 35 頭、猫 7 頭）を動物救護本部に移管した。</p>

6月25日	被災動物保護センターでは、収容している被災動物の飼養希望者への譲渡を目的として、「第1回被災動物譲渡会」を開催した。その後は、マッチングを重視し、逐次希望者に対して譲渡を行った。
9月30日	石巻市内の避難所が全て閉鎖されることに伴い、石巻地区動物救護センターを閉所し、被災動物保護センター1か所に統合した。
平成24年 3月11日	被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 体制・方針

宮城県においては、東日本大震災発生前の平成19年3月に、県と社団法人宮城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の間で「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を締結していました。協定では、①被災動物救護本部の設置及び運営管理に関する事、②被災動物の救護及び応急処置に関する事、③その他必要な災害応急業務に関する事が取り決められています。また、宮城県では災害時に動物救護活動の拠点とする施設を、保健所やその支所の計9箇所と、宮城県動物愛護センター（所在地：黒川郡富谷町）としていました。

さらに、県獣医師会では協定書に基づく災害時の動物救護活動に関するマニュアルとして、「緊急災害時愛護動物救護要領」を策定しています。

なお、宮城県（行政）では同行避難についての方針は特に定めていませんが、県獣医師会が震災前に作成したポスター「これだけは、準備したい！防災グッズと心構え！！」の中に、「大原則は同行避難 必ず動物と一緒に避難する」とあり、同行避難を呼びかける文言が明記されています。

b. 地域防災計画

地域防災計画には、災害時の動物救護に関する事項として「県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める」と記載されています。

c. 備蓄

大震災発生当時、県（行政）では、通常の収容動物のためのドッグフードの備蓄はありましたが、災害時のための物資の備蓄はしていませんでした。

(エ) 動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

宮城県と県獣医師会の協定に基づき、平成23年3月18日に県獣医師会内に「宮城県緊急災害時被災動物救護本部」が設置され、これと併せて県内9箇所（仙南地区、岩沼地区、黒川地区、塩釜地区、大崎地区、栗原地区、登米地区、石巻地区、気仙沼地区）に現地救護センターが設置されました。また、災害時の動物救護の拠点施設である動物愛護センターには、動物救護本部との総合調整を図るための支援本部（行政本部）が置かれ、救護活動が効率的に実施できるよう県環境生活部食と暮らしの安全推進課が、国、他自治体及び関係団体等との連絡調整を行いました。

発災から約3ヶ月が経過した6月22日には、動物愛護センター及び保健所・支所で保護していた被災動物により良い飼養環境を提供するため、動物救護本部が動物愛護センター敷地内に「宮城県被災動物保護センター」を設置し、県で飼養管理していた被災動物（犬35頭、猫7頭）を動物救護本部に移管しました。（図2）

なお、震災直後の動物救護本部が設置されるより以前の3月12日には、既に石巻市内には「石巻地区動物救護センター」が設置され、主に被災者からの動物の一時預かりを中心に、被災地で保護した動物の収容及び所有者探し等を行っていましたが、9月30日には石巻市内の避難所が全て閉鎖されることに伴い、石巻地区動物救護センターを閉所し、被災動物保護センターに統合しました。

その後、被災動物保護センターで預かっていた飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まったことから、平成24年3月11日、震災発生後1年をもって被災動物保護センターを閉鎖しました。ただし、動物救護本部は平成24年9月30日時点においても解散していません。

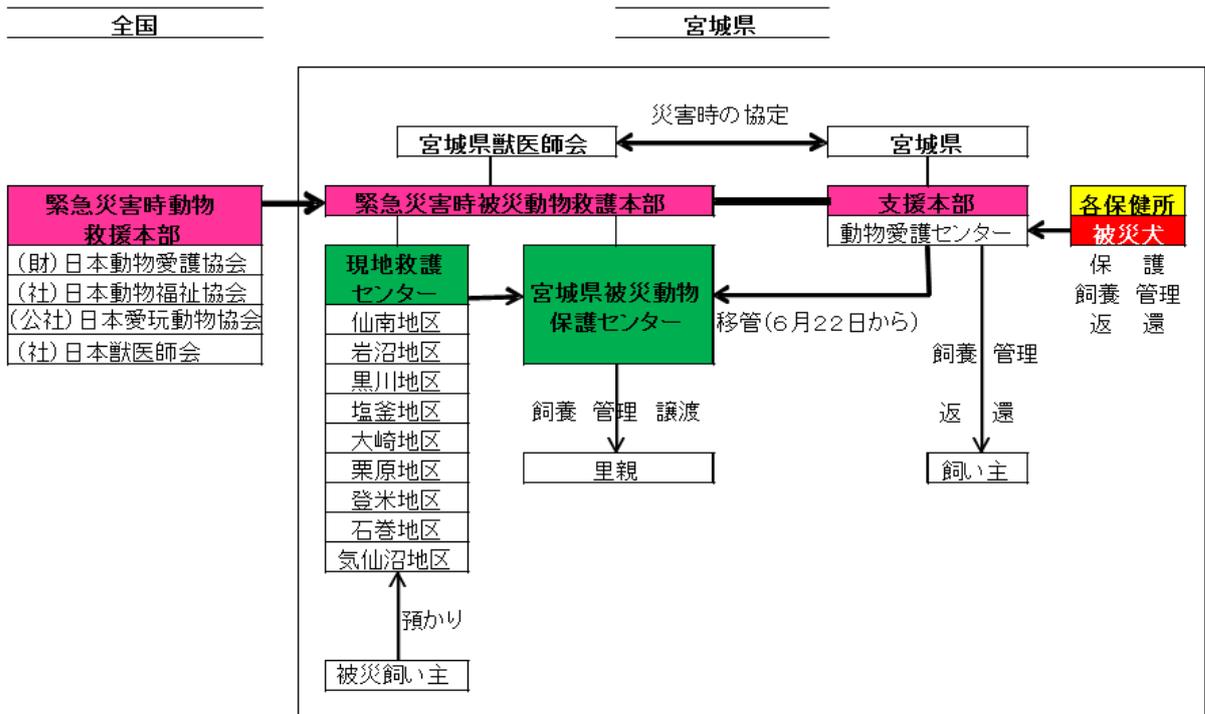


図2 宮城県における組織体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

宮城県内では、仙台市を除く全 34 市町村のうち、少なくとも 13 市町村に合計 619 箇所（各市町村から回答のあった避難所数の合計）の避難所が設置され、このうち 7 市町村でペット同行者の滞在する避難所があったことが分かっています。多賀城市は、発災前の方針としては避難所での動物の受け入れは不可としていましたが、設置避難所 10 箇所中 5 箇所（犬 35 頭、猫 6 頭）でペット同行の被災者が滞在していました。また、山元町では 19 箇所中 6 箇所（確認できている範囲で；犬 21 頭、猫 4 頭）、栗原市では 5 箇所中 1 箇所（犬 1 頭）、柴田町では 6 箇所中 1 箇所（犬 1 頭）、松島町では 15 箇所中 1 箇所（犬 5 頭）でペット同行の被災者が滞在していました。また、東松島市では設置避難所 119 箇所中 1 箇所をペット同行可能施設（4 月 13 日～7 月 11 日）としたところ、4 世帯中 3 世帯がペット同行世帯（犬 3 頭、猫 1 頭）でした。一方、250 もの避難所を設置した石巻市ではペットとの同行避難があったことは分かっていますが、その避難所の数やペットの頭数を正確には把握できていません。

その他の市町村については、4 市町村はペット同行避難者はいなかったことが分かっていますが、2 市町村ではペット同行避難者の有無そのものを把握することができませんでした。

b. 条件・ルール

宮城県では避難所におけるペットの受け入れについては、市町村担当部署の管理者の判断に任せていたため、それぞれの避難所の管理者が必要に応じて条件（ルール）を定めていました。例えば、多賀城市では、各避難所の担当者が他の避難者の了解を得たうえで、受け入れを判断していました。一方で、山元町では受け入れにあたってのルール等について検討している余地はなく、受け入れざるを得なかったものの、衛生面での注意事項については設定していました。

また、石巻市では、衛生上の問題等からペット同行者と非同行者の居住空間を分けて提供し、避難所のそばに動物専用スペースを設置しました。東松島市でも原則は屋外で飼養することとし、悪天候時や夜間には玄関で飼養することとしていました。

c. 配慮・支援

県獣医師会（動物救護本部）では、避難所のペットや飼い主に対し、物資資材の配布や貸出、相談、応急処置（シャンプー）等を行いました。



自転車置場を利用した避難所のペット飼養施設



テントを利用した避難所のペット飼養施設

[写真提供：宮城県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

宮城県内では、仙台市を除く全 34 市町村のうち、少なくとも 7 市町で仮設住宅が設置されました。このうち 5 市町では、仮設住宅設置地区（石巻市 134 団地、名取市 8 箇所、多賀城市 6 箇所、東松島市 25 団地、山元町 8 箇所）の全ての地区にペット飼養可の仮設住宅があるか、特にペットの飼養を禁止していませんでした。なお、他の 2 市町にはペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。

また、仮設住宅で飼養されているペットの頭数を把握している自治体は 3 市町（名取市、多賀城市、山元町）であり、その飼養頭数の合計は犬 199 頭、猫 113 頭でした。

b. 条件・ルール

仮設住宅におけるペットの飼養に関しては、仮設住宅を設置する市町村担当部署の管理者の判断に任せられていました。名取市では、宮城県が作成した入居者向けしおりには「ペットの飼養は原則禁止」と記載されていたものの、入居説明会の際に「近隣入居者に迷惑をかけないように、室内での飼養もしくは屋外での飼養の際は檻等の設置をすることの順守」を呼びかけました。また、多賀城市や山元町では、ペットを飼養している人のためのエリアや棟を設定し、ペット飼養者はそこに入居してもらうよう努めていました。

c. 配慮・支援

県獣医師会（動物救護本部）は、仮設住宅で飼養されているペットや飼い主に対し、物資資材の配布及び貸出、相談、応急処置（シャンプー）等を行うとともに、仮設住宅への伴侶動物同行入居に関する要望書を県及び市町村へ提出しました。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

宮城県では、各保健所・支所で被災して放浪状態となった犬の保護や所有者の判明しない犬猫の引き取りを行いました。平成23年3月から平成24年9月までの間に行政、動物救護本部が保護した動物の合計は犬243頭、猫61頭で、このうち保護した時期を県が把握しているものについて、月ごとの保護頭数を表50に示しました。保護した動物は、動物愛護センター、被災動物保護センター、石巻地区動物救護センター等に収容しました。また、被災動物については殺処分しない方針として、公示期間が過ぎてもホームページ等に継続して掲載し、飼い主探しを行いました。

表50 宮城県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成23年										平成24年									合計	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
犬	64	90	38	35	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241
猫	5	20	19	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55

※保護収容した頭数（犬243頭、猫61頭）のうち、保護した月を把握している分のみ記載。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かりについては、行政（県）では行わず、宮城県獣医師会の設置する動物救護本部でのみ実施しました。平成23年3月から平成24年9月までの間の預かり数の合計は、犬151頭*、猫117頭*で、このうち預かった時期を県が把握しているものについて月ごとの預かり頭数を表51に示しました。

飼い主が一時預かりを依頼する場合の理由として最も多かったのは、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」であり、次いで「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」の順でした。なお、預かり費用については動物救護本部が負担しています。

*最終的に飼い主に返還された頭数で、一時預かり後に所有権放棄されたものは含まれていない。

表51 宮城県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成23年										平成24年									合計	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
犬	0	41	35	13	15	1	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111
猫	0	52	8	19	4	0	0	2	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	91

※一時預かり頭数（犬151頭、猫117頭）のうち、保護した月を把握している分のみ記載。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

a. 運営管理体制

宮城県においては、震災発生から約3ヶ月後の6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置されました。この被災動物保護センターのスタッフは、センター長1名、飼養管理者1名、アルバイト2名、ボランティア（総登録人数88名）により構成され、センター長は獣医師会所属の獣医師、飼養管理者（常勤）については獣医師会の獣医師を通じて確保し、アルバイト（4日/週、6時間/日）は動物愛護センターのボランティアから移行する形としました。

また、施設の運営管理に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部からの義援金や全国から寄せられた寄付金等でまかなわれました。

被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めていきました。

b. 飼養管理状況

行政、動物救護本部における総収容頭数は犬416頭、猫216頭で、収容時の病気（外傷含む）の罹患状況は、犬では心臓病と外耳炎がそれぞれ6頭、皮膚病が5頭（多い順の3つ）で、猫では角・結膜炎が3頭でした。なお、収容にあたっては、病気の発生・蔓延等を防ぐため飼養施設の清掃を徹底し、動物へのストレスを軽減するため日中はなるべく外に出すようにするなどの配慮を行いましたが、収容中に病気にかかるケースもありました。その罹患状況は犬では胃腸炎76頭、皮膚炎21頭、外耳炎14頭、猫では猫ウイルス性鼻気管炎73頭、胃腸炎29頭、角・結膜炎24頭（犬猫それぞれ多い順に3つ）となっています。

また、収容後に犬4頭が死亡し、その理由として最も多かったのは「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」で、次いで「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」でした。一方、猫は20頭が死亡し、その理由は多い順に、「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったため」、「シェルター内における感染症（猫ウイルス性鼻気管炎：FVR）の蔓延による」、「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気による」でした。



宮城県被災動物保護センター（黒川郡富谷町）

[写真提供：宮城県]



宮城県被災動物保護センターでのペット飼養の様子

[写真提供：宮城県]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

放浪・負傷動物として行政に保護収容されたペット（犬 243 頭、猫 61 頭）のうち、犬 120 頭、猫 7 頭については元の飼い主が見つかり、全て返還されました。

また、飼い主から一時預かりを行ったペットについては、犬 151 頭、猫 117 頭が飼い主に返還されました。一方、飼い主が飼養困難になり所有権放棄されたペット（一時預かりを経ず所有権放棄されたものも含む）は、犬 22 頭、猫 38 頭でした。

飼い主が飼養できない理由としてもっとも多かったのは、「乳飲み猫であったため」で、次いで、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため」というものでした。

b. 譲渡

宮城県では、飼い主への返還が進むよう保健所・支所、動物愛護センターのホームページに、通常の公示期間を超えて継続して掲載しましたが、震災後 3 ヶ月を目安として、飼い主が現れなかった犬猫については「飼い主がいない・判明しない」と判断し、譲渡の対象としました。また、譲渡を促進するために、県獣医師会、動物愛護センター等のホームページへ掲載したほか、6 月 25 日には被災動物保護センターにおいて譲渡会を開催しました。その後も、随時、希望者に対して譲渡を行なった結果、犬 127 頭、猫 43 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

なお、譲渡するにあたっては、当初、譲渡対象者の居住地域を県内に限定していましたが、最終的には他の都道府県の方にも譲渡が行われました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

宮城県被災動物保護センター、石巻地区動物救護センターで保護収容したペットについては、飼養管理が長期化したことから、被災動物の繁殖予防（性行動抑制）とストレス軽減（温順化、管理効率性）のため、動物病院で不妊去勢措置を行いました。1 頭あたりの手術費用は、犬避妊 25,000～40,000 円、犬去勢 15,000～20,000 円、猫避妊 20,000 円、猫去勢 10,000 円で、費用は動物救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対しての、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

被災動物保護センター、石巻地区動物救護センターでは、保護収容しているペットを対象として、狂犬病予防接種（犬のみ）、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（犬のみ）を行いました。これらに係る費用は、動物救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対しての、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

保護収容されたペットのうち、何らかの所有者明示等がなされていた個体は行政で把握している範囲で犬 109 頭、猫 1 頭でした。しかし、いずれも首輪のみの装着で、迷子札など飼い主の連絡先が記されたものではありませんでした。

なお、保護収容された個体に対するマイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、当初、動物愛護センターのホームページにより一般募集し、平成 23 年 4 月 4 日から 6 月 30 日までの間に、登録人数 240 名、延べ 1,248 名のボランティアが保護活動に従事しました。7 月 1 日から平成 24 年 3 月 15 日までは、動物愛護センター内に新たに設置された被災動物保護センターでボランティアを募集し、登録人数 88 名（ほとんどは動物愛護センターからの引き継ぎ）、延べ 1,622 名が活動していました。

動物愛護センター及び被災動物保護センターでのボランティアの受け入れにあたっては、各自ボランティア保険に加入したうえで、登録簿に登録する手順としました。また、登録時には、活動可能日・時間を記入してもらい、ローテーション表を作成した上で、1 日あたり 10 名程に調整し、給餌給水、ケージの清掃、消毒、散歩等、犬の世話一般と施設の環境整備などに従事してもらいました。ボランティアが習熟するまでは毎朝作業前に打合せを行い作業の進行管理を行ったり、ボランティア数が十分確保できない日に備え、隣地にドッグランを準備し散歩等の省力化を図るなどの工夫をしました。一方、ボランティアの心身の健康維持や、年齢や考え方が様々なボランティアからの意見への回答に労力を要しました。

なお、8 月からは仙台市内の専門学校 1 校からの自主的な申し出により、毎週木曜日に学生数名の派遣がありました。

その他に、石巻地区動物救護センターでは、別途、ホームページやメディア等を利用してボランティアの募集を行いました。



ボランティアの朝の連絡風景



ボランティアによる犬の散歩

[写真提供：宮城県]

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

震災後に、動物救護活動に必要な物資として、地元業者からペットフードとクレート、ケージを購入し、動物愛護センターに集積しました。また、全国からの支援物資の集積地は動物愛護センターとし、各保健所にある程度の物資を運んで中継地として保管し、避難所や県内自治体からの要望により各保健所から提供しました。また、獣医師会の現地救護センターや避難所、仮設住宅を訪問する獣医師には、保健所または動物愛護センターで物資を提供しました。

支援物資の中で不足して困ったのはガソリンでした。一方、組み立て式テントは夏場の日陰や降雨・降雪対策及び支援物資の簡易保管に重宝しました。その反面、大きすぎるクレート、ケージは、洗浄や消毒に手間がかかることや、今回の震災では大型犬が少なく中型犬用が必要な状況であったことから、要望に沿いませんでした。また、フードは一度に多量に届くため確認作業ができず、賞味期限が間近なものは期限切れが出てしまう結果となりました。



動物愛護センターに集積された支援物資

[写真提供：宮城県]

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部に寄せられた義援金からの配布と、動物救護本部による独自の義援金募集により確保しました。義援金の募集は、インターネット、知人・ボランティアを通じて行ったほか、被災動物保護センターでは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオの取材に積極的に応じて募集を行いました。集まった義援金の総額は約 9,000 万円（緊急災害時動物救援本部からの配布分を含む）で、これらは全て動物救護本部が行う救護活動や動物救護施設の運営管理費等に充当しました。なお、義援金の総額、支出の内訳はホームページ等で公表しています。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動はインターネットのほか、避難所へのポスター・チラシの掲示により行いました。また、県職員が避難所等を直接訪問して情報を伝達したり、避難所管理者向けの相談業務を実施したほか、仮設住宅では獣医師会が飼育方教室を開催しました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

宮城県（行政）では、動物救護本部から被災動物保護センターで使用したビニールハウス 2 棟の提供を受け、現在、クレートやテントなど被災動物収容用の機材を中心に保管を継続しています。

動物救護活動全体について ～宮城県からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 宮城県では平成元年から動物愛護センターが設置されていますが、全ての獣疫業務が動物愛護センターに集中しているわけではなく、各保健所にも獣疫衛生担当と小規模な収容施設があり獣疫衛生業務が行われていたため、これらが地域の拠点として飼い主不明犬猫の保護を行い、また飼い主が管轄の保健所に失踪した動物の照会をして引き取り（返還）ができたこと。
- 上記のような体制であったため、被災動物が極端に動物愛護センターだけに集中することがなく、動物愛護センターでは中長期的な対応の準備ができたこと。
- 被災者に物資を提供する際、保健所が物資の中継地となっていたため、必要とする現場に最小限でも可及的な対応が可能であったこと。
- 被災動物に係る権限が、食と暮らしの安全推進課長から動物愛護センター所長に暫時委任されたことにより、スピーディな対応ができたこと。
- 県獣医師会と宮城県が災害時の愛護動物救護活動に関する協定を結んでいたことは、具体的なアクションプランは未完成であっても、方向性は一致しており有効であったこと。
- 募集したボランティアによる活動は、職員の負担軽減のためにも救護活動が長期化した場合には欠かせないものであったこと。

<苦労した点>

- 避難所や仮設住宅でのペット同行状況の情報収集作業が困難であったこと。（市町村等が人的対応を優先する中での動物対応は、市町村職員や一般被災者に遠慮や後ろめたさを感じた。）
- 県と県獣医師会の協定締結後、救護活動内容の協議不足で具体的なアクションプランや役割分担ができていなかったため、震災後に方針を具体化するための調整や助言に時間がかかってしまったこと。
- 震災後に募集したボランティアの統率
- 動物愛護家からの問い合わせや、一方的な意見・中傷に対する処理や対応。
- マスコミ各社の取材対応
- ガソリン不足による物資の調達や中継地や被災地への配送
- 収容被災動物の衛生対策と健康管理
- 職員及びボランティアのモチベーションの維持

<今後、必要と考えられる点>

【行政としての備え】

- 発災後の10日間を乗りきるフード等の資材確保。
- 市町村との連携：避難所や仮設住宅でのペット状況の迅速な把握と優先的な要望への支援や対策のとりまとめと体制の構築。
- 県獣医師会と締結している協定による救護活動の検証、アクションプランの再構築と机上及び実働訓練。
- 初動対応から中長期活動への時系列的な対応の具体化。
- 活動拠点の複数化構想とフレキシブルな対応のシミュレーション。
- 各自治体へのペット同行避難への理解、並びに同行避難可の施設確保のための働きかけ。
- 動物救護に必要な資材の確保・備蓄
- 餌・食器・ケージ・テントなどの備蓄、並びに製造販売業社との協力協定の締結。
- ワクチンは使用期限のある薬品のため、ワクチンメーカー等と事前に協定を結び、発生時に供給してもらうことが望ましい（シェルター等でのストックは不向き）。
- シェルター活動が可能な複数の候補地の選定、並びに地権者との協定。
- シェルター活動構想の具体化（例：施設整備・ボランティア募集並びに受入体制）

【支援団体等への要望】

- 支援物資は、被災地が優先的に希望する物を計画的に支援すること。（不足物資と支援物資のミスマッチを防ぐため、なるべく事前に自治体等に要望を問い合わせてもらえると効率が良い）
- 長期化を想定した先の長い支援。特に義援金での支援は長期活動の大きな支えになるため、継続した支援が必要。

【飼養者への要望や啓発】

- 同行避難を前提とした動物のしつけや、ケージ訓練やトイレ訓練の啓発と普及。
- 動物の餌やトイレ砂の備蓄（2週間分程度）の啓発。
- マイクロチップや迷子札の装着、動物の写真の保存を啓発。

④仙台市

(ア) ペットの被災概況

仙台市における東日本大震災発生以前の犬の登録数は約 48,000 頭（平成 22 年度末 48,181 頭）あり、震災により壊滅的被害を受けた沿岸部の津波浸水地区の 8,110 世帯には、約 3,000 頭の犬の登録がありました。猫の飼養状況は全く不明です。また、建物被害は全半壊が 138,454 戸と市内約 3 分の 1 の世帯が被害を受けましたが、人と共に生活していたペットの被災状況の実態は明らかではありません。

しかし、震災直後から多くの失踪届が出され、そのほとんどが行方不明のまま飼い主の元に戻っていない事実や、従来の震災と違いセンターに收容される動物数が多くなかったことを鑑みると、津波によって沿岸部の多数の人命と共に動物の命も犠牲になったと考えられます。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生。全てのライフラインが途絶し、関係機関との連絡困難。 集合拠点である動物管理センターのある場所は避難警告が出ていた。
3 月 12 日	市獣医師会会員・動物愛護ボランティアスタッフに対し、近隣避難所のペット 同行避難状況情報収集依頼。動物病院診療情報収集。
3 月 13 日	緊急災害時動物救援本部に物資支援要請
3 月 14 日	市獣医師会・動物愛護団体と連携し避難所巡回、支援物資配布、相談受付開始。 失踪届の受付・動物保護・引取・返還・センター收容動物の随時譲渡開始。
3 月 25 日	仙台市被災動物救護対策臨時本部立ち上げ（市・市獣医師会・動物愛護ボラン ティア 2 団体、事務局：仙台市） 動物病院診療情報提供、動物病院で飼い主不明負傷動物の無償治療及び預か り、避難所における飼い主支援、動物病院における被災動物の一時預かり、被 災動物保護・返還・譲渡
4 月 23 日	第 1 回被災犬譲渡会開催（以後毎月開催）
4 月 28 日	本部HP 立ち上げ
5 月 10 日	・仙台市被災動物救護対策本部に移行（市・市獣医師会・動物愛護ボラン ティア 2 団体、事務局：市獣医師会） ・被災動物獣医療・被災動物保護、救援・避難動物支援 ・避難所巡回・実態調査・飼養指導・物資配布
6 月上旬	津波被災地区巡回開始、放浪犬保護
6 月中旬	仮設住宅入居説明会において飼養届及び支援内容説明開始
7 月～	仮設住宅巡回・飼養指導・フード・ケージ等物資配布開始
7 月 3 日	仮設住宅における犬に対し狂犬病予防注射巡回無料接種実施
9 月 10 日	動物病院における被災動物一時預かり・獣医療支援終了
9 月 15 日、 22 日	仮設住宅においてしつけ教室開催、あすと長町応急仮設住宅においてペットの 会立ち上げ

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

仙台市では、東日本大震災発生以前より、災害時のペットとの同行避難について「飼い主とペットの同行避難を基本とし、飼い主、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、行政が連携して対応する体制を整備します」と平成18年2月制定の「仙台市動物愛護行政の基本指針」に方針を定めていました。

また、地域防災計画にはペットに関する事項として「飼い主と共に避難所に避難した動物の適正な飼養と環境衛生を指導する」との記載の他、避難所でのペットの受け入れについて、避難所運営マニュアルにおいて「避難所においてペットは生活スペースに連れていくことは認めないことから、ペットを置くスペースを屋外に確保し、できるだけケージに入れるようにする。また、ペット台帳に記入してもらう。」との記載がありました。

b. 協定等

仙台市（行政）と宮城県獣医師会等との間に災害時の動物救護に関する協定等は締結されていませんでしたが、仙台市が実施する重点地区総合防災訓練において（毎年6月12日に実施）、平成17年よりペット同行避難訓練として仙台市被災動物救護対策本部を構成する3団体（仙台市獣医師会とボランティア2団体）が参加しており、平時より相互理解および連携がなされていました。

c. マニュアル策定

仙台市では、動物救護活動に関するマニュアルは策定していませんが、毎年実施してきた防災訓練におけるペット同行避難・動物救護所設置・運営訓練において、実施内容とフローはその都度確認決定しています。

d. 備蓄

仙台市では、災害時に特化した動物救護に必要な物資の事前備蓄は実施していません。



ペット同行避難訓練の様子

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

仙台市では、平成23年3月25日に、まず仙台市被災動物救護対策臨時本部（事務局：仙台市）が設置され、その後5月10日にこれが仙台市被災動物救護対策本部（事務局：社団法人仙台市獣医師会）に移行されました。

仙台市被災動物救護対策本部は、社団法人仙台市獣医師会、仙台市（仙台市動物管理センター）、ボランティア2団体（NPO法人エーキューブ、ハートtoハート）の4団体より構成され、社団法人仙台市獣医師会が事務局を担いました。

なお、平成24年9月30日時点においても対策本部は存続しています。

1 構成(会員)

社団法人仙台市獣医師会
NPO法人エーキューブ
ハートtoハート
仙台市(動物管理センター)

2 対策本部

本部長	1名
事務局 事務局長	1名
事務担当	2名
事務担当	
幹事	4名
監査	2名

所属

(社)仙台市獣医師会長
(社)仙台市獣医師会事務局長
仙台市動物管理センター
(社)仙台市獣医師会
(社)仙台市獣医師会副会長
NPOエーキューブ
ハートtoハート
仙台市動物管理センター
仙台市動物管理センター
NPOエーキューブ

3 役員会議

事業計画、遂行、資金運用
本部長、事務局長、幹事で構成

4 本部会議

解散(事業報告、収支決算報告)
本部長、役員、会員参加

5 事業

被災動物医療支援事業
被災動物保護支援事業
避難動物支援事業
被災動物救護関連支援事業
関係機関との連携調整
その他



図3 仙台市被災動物救護対策本部 組織図

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

仙台市内における設置避難所数は、最大で 288 箇所（平成 23 年 3 月 14 日時点）でした。ペット同行状況については、開設当初から情報収集は行っていましたが、日々変動しており、ペット同行の被災者が滞在していることが把握できた避難所は、平成 23 年 3 月 22 日時点で 23 箇所、平成 23 年 4 月 30 日時点では 11 箇所でしたが、飼養頭数については把握困難でした。

b. 条件・ルール

避難所でペットを受け入れるにあたって、避難所運営マニュアルに一定の記載はあるものの各町内会で準備徹底されてはいませんでした。そこで、受け入れについては避難所の運営委員の判断に任せ対応に違いが生じました。

c. 配慮・支援

ペットの飼養に関する対応は避難所によって様々でしたが、仙台市被災動物救護対策本部の構成団体が巡回により実態把握を行いながら、フード、水、ペットシート、消臭剤等の必要物資を配布したり、ケージ、犬小屋やテントの提供、ペットの健康相談等を行いました。また、車中での避難者については、人と動物の個別テントを提供したりしました。



犬と車中泊による避難



人と動物の同居テント

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

仙台市内での仮設住宅へ入居戸数は、10,907戸（平成24年3月時点）であり、このうちペット同居可は、プレハブ仮設住宅に入居する1,498戸と一部民間借り上げ住宅（飼養戸数不明）でした。プレハブ仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、平成24年6月11日現在、犬168頭、猫68頭ですが、民間借り上げ住宅における飼養頭数は不明です。

b. 配慮・支援

対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に対して、ペット飼養ルールの配布、ペット飼養者のマナーアップしつけ教室の開催等の支援を行いました。また、これらのことがきっかけとなり、仮設住宅の中でペット飼養数が最も多い太白区あすと長町ではペットの会が立ち上がったり、仮設住宅周辺での犬の糞拾い運動などが行われるようになりました。

また、対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に「仮設住宅におけるペット飼養届け」の提出を依頼して飼養状態を調査し、届けが提出された世帯には「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布しました。この手帳は242世帯（犬168頭、猫68頭、その他6頭）に配布され、動物病院等で手帳を提示した飼い主には、狂犬病予防ワクチン接種・混合ワクチン接種、フィラリア・ノミの予防等を無償で実施しました。



仮設住宅訪問



仮設住宅での室内飼養

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

被災して放浪状態となったり負傷した動物の保護については、警察または市民の保護によるものが大半でしたが、仙台市（行政）でも狂犬病予防員と狂犬病予防技術員による餌付け及び捕獲箱の設置、捕獲用器具による保護を行い、仙台市動物管理センター（宮城野区）に收容しました。

收容した被災ペットの飼い主を探すにあたっては、ホームページ掲載期間を通常より長くしたり、マスコミを利用して雑誌や TV に写真と情報を掲載するとともに、ホームページに掲載した情報を紙媒体にして津波被災地区の避難所に貼り出したり、失踪届との十分な照合を行いました。

なお、平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までに保護されたペット、及び飼い主の飼養が困難となり引き取りを行ったペットの合計は犬 432 頭、猫 1,948 頭で、各月に收容された頭数は下表の通りでした。

表 52 仙台市における放浪・負傷等の保護と飼い主から引き取った動物の総收容頭数

	平成 23 年									
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
犬	39	41	28	23	32	33	26	27	19	15
猫	6	92	237	177	106	129	96	93	43	14

	平成 24 年									合計
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	34	22	15	15	20	15	6	13	9	432
猫	9	22	20	74	250	183	141	153	103	1,948

(ク) 飼い主からの一時預かり等

仙台市動物管理センターと市獣医師会では、新たに動物救護施設を設置しない方向で調整し、仙台市内の獣医師会会員である 52 の動物病院において、一時預かりの受け入れを行いました（平成 23 年 9 月 10 日終了）。

一時預かりを行ったペットの合計は犬 120 頭、猫 58 頭ですが、この中には、仙台市内だけでなく福島県の飼い主から預かり依頼のあったペットも含まれています。

動物病院による一時預かりの費用は 1 頭 1 日 1,000 円とし、対策本部が負担しました。

表 53 市内動物病院における飼い主からの一時預かり頭数

	合計（震災後～平成 23 年 9 月 10 日）
犬	120
猫	58

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

仙台市では、新たな動物救護施設の設置は行わず、既存施設の仙台市動物管理センターが従来業務を継続する形で動物救護にあたりるとともに、市獣医師会の夜間救急動物病院・会員動物病院などを有効利用して、実効性のある対応を行いました。

また既存施設の仙台市動物管理センターにおいては、平時から行ってきたボランティアの協力によるペットのストレス解消のための散歩や基本的なしつけ、シャンプーやトリミングの実施を行うと共に、民間企業により定期的な動物舎の徹底消毒の支援を受けるなど、収容動物の病気の発生・蔓延を防ぐための対応がとられました。なお、施設収容後に犬 9 頭、猫 103 頭（平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 3 月 31 日）が死亡し、その理由として最も多かったのは、犬・猫ともに「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」で、次いで「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」の順でした。



仙台市動物管理センターにおけるペット収容の様子

[写真提供：(一財)自然環境研究センター]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

動物管理センターへ保護収容されたペットのうち、平成23年3月11日～平成24年3月31日の間に元の飼い主に返還されたのは、犬192頭、猫9頭でした。一方、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬120頭、猫58頭）は、ほとんどが飼い主に返されています。

なお、仙台市（行政）では、飼い主への返還が進むよう、マスコミを利用して写真をTVで放映したり雑誌に掲載したほか、避難所に写真入りの情報を掲示したりしました。また、ボランティアを通じて、ツイッター等で情報を流したり、失踪届との照合を綿密に実施するなどの対応を行いました。



仙台市動物管理センターに掲示されたペットの失踪届

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

b. 所有権放棄

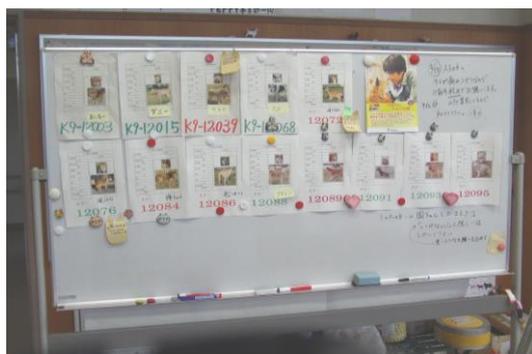
動物管理センターへ平成23年3月11日～平成24年3月31日までに所有権放棄されて引取られたペットの数は犬61頭、猫70頭です。犬の飼い主が引き取りを求めてくる理由として多かったのは「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

c. 譲渡

飼い主不明または所有権放棄されたペットのうち、平成23年3月11日～平成24年3月31日までの間に、新たな飼い主に譲渡されたペットは、犬173頭、猫379頭でした。飼い主が判明しないペットを譲渡するにあたっては、発災当初は1ヶ月のHP掲載期間中に飼い主が現れない場合は譲渡対象とし、その後は従来ルールの1週間を過ぎても飼い主が現れない場合に譲渡対象としました。

譲渡を促進するために、動物管理センターにおいて譲渡会をほぼ毎月開催（平常時から譲渡会を開催）し、譲渡対象動物を写真入りでHPに掲載したり、写真入りチラシ・ポスターを作成し、動物管理センターや動物病院に掲示・配布しました。さらに、積極的にマスコミを利用し、TVやラジオ・雑誌で現状を訴えたほか、県外のボランティア団体に譲渡協力を依頼しました。

また、譲渡にあたっては、譲渡対象者等には譲渡チェックリストの記載と講習の受講を義務付けました。また保護動物の場合は、飼い主が現れた場合は原則返還することを約束し、終生飼養、適正飼養、避妊去勢手術の実施等について、誓約書へのサインと押印を条件としました。



譲渡犬の情報掲示



被災犬譲渡会の様子①



被災犬譲渡会の様子②



被災犬譲渡会の様子③

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

動物管理センターに収容しているペットのうち、譲渡対象の一部の動物については不妊去勢措置を行いました。これは、譲渡が容易になり、かつ譲渡後の確実な繁殖制限が可能となると判断したことによります。不妊去勢手術は協力動物病院で行い、経費は病院で負いました。

また、対策本部構成団体のボランティア団体が、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する不妊去勢措置に係る費用助成を行いました。1頭あたりの助成費用は、犬メス 30,000 円、犬オス 20,000 円、猫メス 10,000 円、猫オス 5,000 円で、助成額を超える額は飼い主負担とし、手術後に口座振込みで支給しました。なお、助成に充てた予算総額は 30 万円でした。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

動物管理センターおよび動物病院に収容したほぼ全てのペットに対し、狂犬病予防ワクチン接種、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を行いました。これらは動物管理センター及び動物病院は無料で実施しました。

また、避難所やプレハブ仮設住宅等に飼い主と避難しているペットに対しては、前述の「どうぶつと家族を結ぶ手帳」の提示により、無料で同様の予防措置を行いました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

動物救護施設に保護収容したペットについての所有者明示等（首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等）の装着状況の詳細データはありませんが、マイクロチップが挿入されていたにもかかわらず、AIPO*への登録がされていなかったために、飼い主が判らなかつた事例がありました。

なお、仙台市では、保護収容後 1～2 週間後の譲渡対象検査時に、譲渡対象となったペットに対しては、(社) 仙台市獣医師会の協力により、動物管理センターにおいて無料（飼い主負担なし）でマイクロチップの装着を行いました。

*用語解説参照。

(セ) ボランティアの活動状況

仙台市では、平常時から連携のある動物愛護団体（対策本部の構成団体）の代表に口頭で協力を依頼し、団体会員を招集しました。また、動物管理センターや動物愛護団体に直接、電話や郵便、メールで参加希望があった場合には、連携ボランティアの会員になってもらい、保険加入や役割等、当該団体のルールによることとしました。当該団体の会員にならず、ボランティア保険のみの加入により活動してもらう事例もありました。

ボランティアは、被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ 790 名、被災者の飼養動物の一時預かりに 3 名が従事しました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

必要な物資は、緊急災害時動物救援本部に支援を要請し、また、全国の団体や個人から様々な動物用物資が途切れることなく動物管理センターに寄せられました。これらはボランティア・職員等が避難所や仮設住宅を巡回し、飼い主に配布しました。その他、動物管理センターに来所した被災飼い主や動物愛護ボランティアに必要な物資を提供したり、動物管理センター及び動物病院の収容動物に使用しました。

支援物資の中で役立つものは、新聞紙、キャリーバッグ、クレート、ホッカイロ、虫よけでした。一方、ガソリン・ワクチン・検査キットは不足している状況でした。



全国から届けられた支援物資

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布と、独自に集めた義援金で確保しました。義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、動物病院での募金箱の設置により行い、義援金の総額は 2700 万円でした。これらは全て対策本部が実施する救護活動に充当しました。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、インターネット、TV、ラジオを活用し、市外への避難者も含め、広く周知しました。また、避難所にはポスター・チラシを掲示し、仮設住宅入居者に対しては、被災者向けの郵送や自治体の広報誌を活用したり、入居説明会でチラシを配布したりしました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

仙台市では、震災後に地域防災計画の見直しを行い、被災地域における被災動物への対応、同行避難したペットへの対応、被災地域における特定動物への対応、ペット飼養管理の指導について追加・変更を行っています。

動物救護活動全体について ～仙台市からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 比較的早い段階から、動物管理センター収容動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた結果、全国の個人や団体にも適正な譲渡ができ、動物管理センターの収容動物数も過密にならず、新たなシェルター設置に至らなかったこと。
- 仮設住宅担当課との連携により、仮設住宅でのペット飼養者の情報入手が可能となったこと。

<特に苦労した点>

- 発災当初、すべてのライフラインが途絶し、関係機関との連絡も取れなかったこと。
- 特にガソリン不足で緊急車両指定の車であってもガソリン給油に相当な時間を有し、自由に動けなかったこと。
- 今回の災害においては人的被害が甚大で、避難所のペット同行の実態調査については相当困難であったこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 発災直後の被災地における動物救護の可能性及びあり方。
- 全ての避難所において、室内に分離した形でペット同行者を受け入れられる体制づくり。

⑤福島県（郡山市、いわき市を除く）

（ア）ペットの被災概況

福島県における東日本大震災以前の犬の登録頭数は約 116,000 頭であり、津波災害等により約 2,500 頭が死亡したと推測されています。また、放浪・負傷した状態で行政に保護された犬は約 630 頭(平成 24 年 9 月 30 日時点)、飼い主と避難した犬は約 1,470 頭と推測されています。なお、猫については、震災以前の飼養頭数や被災の状況は分かっていません。

（イ）ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生
3 月 12 日～ 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一及び第二原子力発電所が設置されている双葉郡を管轄する相双保健福祉事務所では、3 月 31 日までの間に 23 件の犬の保護依頼があったため、屋内退避区域(福島第一原子力発電所から半径 20～30km)内、外に放浪している犬の保護活動を実施。 4 月 25 日までの保護頭数は犬 52 頭。なお、4 月 25 日以降も住民からの保護依頼や目撃情報に基づき、相双保健福祉事務所における 20～30km 圏内、外の保護は続けられている。 ・相双地区以外の各保健福祉事務所では、職員による避難所支援に合わせて、同行避難した動物に関する情報の収集を行うとともに、緊急災害に備えて備蓄していた餌等の支援を実施。
3 月 14 日	必要な物資リストを作成
3 月 17 日	緊急災害時動物救援本部に対し、餌の支援を要請。
3 月 18 日	各保健福祉事務所に対して、震災被災者からの犬・猫の無料引取り及び引取った犬・猫の積極的な譲渡について指示。
3 月 23 日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、社団法人福島県獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会
3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健福祉事務所における統一的な被災ペット対応及び被災ペットの分散収容について指示。併せてホームページによる動物保護情報を公開。 ・3 月 23 日に緊急災害時動物救援本部から支援を受けた餌をもとに、各保健福祉事務所に備蓄してある餌の残量に合わせた補充を指示。
3 月 28 日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、今般の災害に伴う国の支援について確認。併せて、動物収容のために必要なケージを要望。
3 月 30 日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、郡山市、社団法人福島県獣医師会
3 月 31 日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの取扱い(一時預かり含む)について指示。

4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、避難指示区域からのボランティア等による動物の連れ出しに係る国の対策の有無を照会。 ・相双保健福祉事務所において、被災ペットの保護に係る調整会議を実施。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、原子力安全保安院が定めた避難指示区域からのペットの持ち出し禁止について、国が公表するよう要望。
4月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの収容について、国の支援を要望。
4月10日	被災ペットの保護に関する問い合わせに対するQ&Aを作成。
4月12日	環境省自然環境局動物愛護管理室の照会に基づき、県内各市町村に対して、被災ペットの保護等に必要ながージ及びテントの要望数調査を実施。
4月13日	被災ペット仮設収容施設(福島第1)の賃貸契約を締結。
4月15日	<p>福島県動物救護本部を設置。併せて、福島県動物救護本部のホームページ立ち上げ。</p> <p>構成員：福島県（事務局）、郡山市、いわき市、(社)福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会</p>
4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、仮設住宅等の整備にあつては、動物との同居を認める方向で検討することを依頼。 ・福島県動物救護本部の義援金口座開設。ホームページを活用した義援金募集開始。
4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの保護に係る役割分担について要望。
4月22日	福島第一原子力発電所から半径20km圏内に警戒区域が設定される。
4月25日	福島県動物救護本部が福島市内に被災ペット仮設収容施設(福島第1)を設置。
4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内における放置犬等の実態調査実施要領策定。 ・被災ペットの受入開始（これまでに保護していた犬52頭のうち、25頭をシェルターに移動）
4月28日～ 5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内のペットの状況について実態調査を実施。 ・犬27頭、猫2頭 計29頭を保護（初日は、環境省審議官、環境省動物愛護管理室長が同行）。
5月6日	<p>福島第1施設に係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出。</p> <p>環境省自然環境局長から、福島第一原子力発電所20km圏内の犬・猫の取扱いについての要請を受ける。</p>
5月7日	携帯版の福島県動物救護本部のホームページを開設。

5月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、住民の一時立入りに連動した被災ペットの持ち出し支援の手法について、国に提案するとともにそれぞれの役割分担や福島県に対する支援について確認並びに要望。
5月10日～ 8月26日	住民の一時立入り（1巡目）に連動して、環境省と福島県が連携しながら、ペットの保護回収を実施（福島県職員 延べ387名、他自治体：11自治体72名） 犬300頭 猫191頭 計491頭を保護
5月13日	各保健福祉事務所に対して、災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の施行について通知。（飼養管理、返還費、引取手数料の減免）
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会に対して、被災ペットの診療等の協力を依頼。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、一時立入りに連動した被災ペットの保護に係る経費の支援を要望。 ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、原子力災害対策特別措置法で保護した被災ペットの処分の根拠について照会。
5月19日	福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、被災者が公営住宅等に入居する際の入居条件に関して緩和（ペット同居）を検討するよう依頼。
5月20日	第1回福島県動物救護本部会議を実施。
5月28日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、環境省自然環境局長、緊急災害時動物救援本部長、社団法人福島県獣医師会
6月12日	各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（6/15～6/30まで）
6月23日	緊急災害時動物救援本部に対して、被災ペット保護に係る予算の全体計画を提出し義援金を申請。
6月27日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部構成4団体、兵庫県、福島県、社団法人福島県獣医師会、動物小売業者
6月28日	福島県動物救護本部が当本部のホームページに動物ボランティアの募集告知を開始。
7月1日	OFCの被災ペット保護に係る調整会議に参加。
7月5日	緊急災害時動物救援本部において、被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部、福島県
7月7日	各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（7/11～7/29まで）

7月8日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。会議終了後、福島第1施設から県内各動物病院に被災ペットを搬送。 参集者：福島県、各保健福祉事務所
7月14日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月19日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月20日	山形県に対して、被災ペットの一時預かりを依頼。
7月24日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
7月28日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。
8月16日	福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会長に対して、県内各動物病院における被災ペットの一時預かり期間の延長を依頼。
8月24日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：福島県、各保健福祉事務所、食肉衛生検査所
8月29日	福島県保健福祉部長から環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長に対して、全国自治体に対して福島県の被災ペットの保護に係る協力要請を依頼。
9月1日	被災動物救護支援家族（ホストファミリー）制度を作成。
9月3日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの譲渡に係る運用方針を指示。
9月8日	各保健福祉事務所に対して、被災飼い主に対する現況確認の発言要旨を通知。同日から被災飼い主の現況確認実施。
9月9日	福島第1施設の管理運営体制に係る調整会議を実施。
9月14日	・福島県及び福島県動物救護本部から各都道府県に対して、義援金募集の協力を依頼。 ・福島県三春町に被災動物保護施設（福島第2）を設置。本格稼働10月1日
9月17日	各保健福祉事務所に対して、義援金募集の協力を依頼。
9月21日	福島県動物救護本部から福島県内の大手企業に対して、義援金募集の協力を依頼。
9月30日	福島第2施設に係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出。
10月3日	被災ペット救済支援グッズ販売を決定。
8月31日～ 10月23日	警戒区域内一斉保護に伴う先行調査を実施。 26日間 市町村職員の協力（延べ6名） 犬16頭 猫15頭 計31頭を保護
10月25日	ホストファミリー募集に係るポスター作成。
9月10日～ 11月20日	住民の一時立入り（2巡目） 2巡目以降、マイカーでの立入りが可能となった。
11月21日	福島県動物救護本部から兵庫県に対して、義援金募集に伴う支援グッズの販売の案内を通知。

10月24日 ～11月18日	警戒区域内一斉保護を実施。 他自治体及び警戒区域をかかえる市町村の協力（13自治体延べ129名） 犬42頭 猫20頭 計62頭を保護
11月19日 ～	相双保健福祉事務所による定期立入りによる保護 犬51頭 猫4頭 計55頭を保護（平成25年2月28日現在）
12月5日～ 12月27日	民間団体による保護の実施。 環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として、警戒区域内の立入り基準等を定めたガイドラインを作成（適用期間平成24年12月5日～27日） 民間団体（16団体）が公益立入りの許可を得て、保護活動を実施。 実績 犬34頭 猫298頭を保護
平成24年 1月29日～ 4月15日	住民の一時立入り3巡目に伴う被災ペットの持ち出し（3巡目以降住民が自らペットを持ち出すことが可能となった）に対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 犬2頭 猫6頭を保護）
3月1日～ 3月19日	警戒区域内における一斉保護を実施。 他自治体12都府縣市計28人 犬13頭 猫93頭を保護
5月19日～ 7月8日	住民の一時立入り4巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 猫1頭）
8月25日～ 10月15日	住民の一時立入り5巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 0頭）
9月7日～ 10月2日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬1頭 猫131頭を保護
11月3日～ 12月15日	住民の一時立入り6巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 猫4頭）
12月3日～ 12月21日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬3頭 猫85頭を保護

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針

福島県では、東日本大震災発生以前より「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」を策定し、災害時における対応方針や平常時の対策等を定めていました。

特に、平常時対策として、災害時におけるペットの同行避難を進めるために、家庭動物の所有者等の対応として、次の（１）～（５）の備えを行うよう定めていました。

- （１）同行避難に備えた最低限のしつけ
- （２）避難生活で動物間の感染を予防するための、寄生虫の駆除やワクチン接種、不妊去勢手術の実施
- （３）動物由来感染症に関する知識の習得
- （４）所有者明示、犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票の装着
- （５）動物用避難用品の備蓄

また、避難所でのペットの飼養については、下記の通り、市町村に対する要請を行うこととしています。

県は災害発生に備え、市町村に対して以下の要請を行う。

- １ 避難所を設置する場合には、動物を同行する被災者の受入れについても考慮し、被災者と同行動物と一緒に避難し安心が得られるよう配慮すること。
- ２ 避難所における同行動物対策のルール化を図り、避難所を運営するためのマニュアルにその内容を盛り込むこと。
- ３ 平常時から、動物の適正飼養と災害時対策の推進を図るために、積極的な広報を行うこと。

なお、発災前の福島県地域防災計画には、避難所や仮設住宅におけるペットの飼養についての記載はありませんでした。

b. 協定の締結

福島県では、他の関係団体等と災害時の動物救護活動に関する協定は結んでいませんでした。

c. 動物救護の拠点施設

福島県では、災害時の動物救護活動の拠点を第一義的には、各保健福祉事務所が管理する地区犬・ねこ保護管理センターとしていました。また、必要に応じて、各保健福祉事務所が被災動物の保護収容のために必要となる施設の確保を図ることとしています。

d. 備蓄

福島県では、東日本大震災発災以前より、災害時に備えて、県内の各保健福祉事務所に動物救護に必要な物資を備蓄していました。備蓄品目と数量は次の通りです。

【備蓄品目と数量】

ドッグフード	500 kg
キャットフード	125 kg
ケージ	50 台 (大 25 小 25)
餌入れ	50 個 (大 25 小 25)
首輪	50 本 (細 25 太 25)
係留用チェーン	50 本 (細 25 太 25)
動物保護用麻酔薬	セラクター 500ml トミトル 150ml アンチセダン 150ml
消毒用水槽	5 槽 (500L)
ペットサークル	10 個
飼養施設消毒薬	50kg
手指消毒薬	5L

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

福島県では、平成 23 年 4 月 15 日に福島県動物救護本部（以下「県救護本部」という。）を設置しました。県救護本部の体制は、福島県、郡山市、いわき市、社団法人福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会で構成されています。平成 24 年 5 月末までは、福島県食品生活衛生課内に事務局を置いていましたが、平成 24 年 6 月 1 日以降は、社団法人福島県獣医師会に事務局を移しています。

県救護本部は、現在（平成 24 年 9 月 30 日時点）も解散していません。

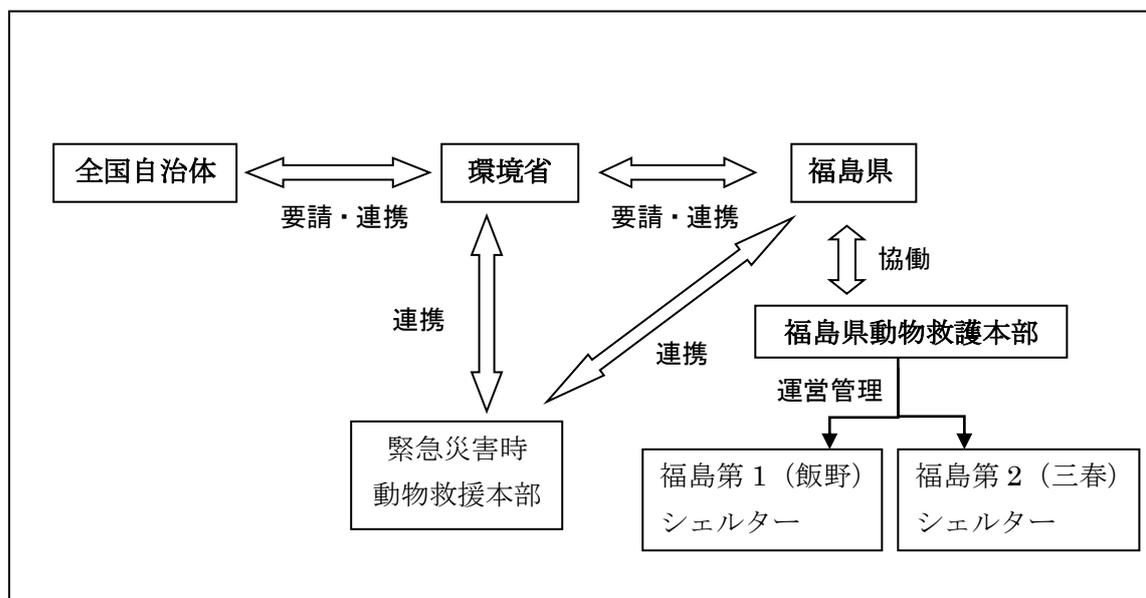


図 4 福島県動物救護本部の体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

福島県内の全 57 市町村（郡山市・いわき市を除く）のうち、少なくとも 25 市町村に 944 箇所の避難所（一時避難所 403 箇所、二次避難所 541 箇所）が設置されました。このうち、少なくとも 16 市町村の避難所において、ペット同行避難者が滞在していました。それぞれの市町村の避難所設置数、ペット同行避難者の滞在した避難所数、避難所におけるペットの飼養頭数は、表 54 の通りでした。

また、県で把握している避難所におけるペットの飼養頭数は、犬 355 頭、猫 79 頭、その他の小動物 14 頭（平成 23 年 4 月 5 日時点）でした。

表 54 避難所におけるペットの受け入れ（飼養）状況

	設置避難所数	ペット同行者の滞在 する避難所数	避難所での飼養頭数	
			犬	猫
福島市	74	数箇所	不明	不明
須賀川市	29	2	3	0
二本松市	27	2	不明	不明
桑折町	5	1	1	不明
川俣町	12	有	6	0
南会津町	不明	有	2	0
磐梯町	1	1	2~3	不明
湯川村	0	1	1	1
柳津町	1	1	3	不明
会津美里町	9	有	不明	不明
平田村	2	1	不明	不明
三春町	8	有	不明	不明
小野町	2	有	約 10	不明
檜葉町	18	有	不明	不明
浪江町	27 (一時避難所) 226 (二次避難所)	10 (一時避難所) 極少数 (二次避難所)	不明	不明
飯舘村	不明	有	不明	不明

※避難所数や頭数は常に変化しており、表中の数値はそれぞれの地域におけるある特定の時点の情報である。

※建物内へのペットの入室は不可とし、敷地内（屋外）または車中での飼養のみ認められていたケースも含む。

b. 条件・ルール

避難所でのペットの飼養に関して、少なくとも 10 市町村が条件やルールを設定しており、その内容はいずれも「ペットは避難所の建物内には入れず、屋外または車中で飼養する」というものでした。また浪江町では、犬に関しては鑑札及び狂犬病予防注射済票の確認も行っていました。

これらの条件・ルールの設定者は、避難所管理者、市町村の災害対策本部のほか、避難者同志で設定した場合など様々で、中には設定者が不明の自治体もありました。

また、設定の理由は、動物を苦手とする人やアレルギー保持者、乳幼児への配慮、衛生環境の保持や迷惑防止（鳴き声等）のため、が大半を占めていましたが、中には避難先が他市町村であり、施設に汚れや傷をつけるおそれがあったため、との理由も挙げられました。

c. 配慮・支援

福島県（行政）では、避難所を設置する市町村担当部署に対し、避難所における被災動物の収容のための要望数調査を行いました。また、福島県獣医師会は県救護本部の構成団体として、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、避難所の同行ペットの健康相談、治療、物資の供給を実施しました。さらに、避難所となったあずま総合運動公園（福島市）とビッグパレットふくしま（郡山市）には、ペットの飼養施設が設置されました。あずま総合運動公園の飼養施設は民間ペット業者が提供し、ビッグパレットふくしまについては福島県獣医師会が独自に支援したもので、テントを設置してその中にケージを搬入し、飼養は飼い主による自主管理としていました。



避難所（ビッグパレットふくしま：郡山市）の様子



避難所の応急ペット収容場所

[写真提供：福島県動物救護本部]



避難所（ビッグパレットふくしま：郡山市）のペット収容用テント



避難所（あづま総合運動公園：福島市）のペット収容スペース（左は当初、右は新設）



避難所（あづま総合運動公園：福島市）のペット収容スペース（新設）

[写真提供：福島県動物救護本部]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

福島県内においては、全 57 市町村（郡山市・いわき市を除く）のうち少なくとも 17 市町村に仮設住宅が設置され、9 市町村にペット飼養可の仮設住宅がありました。仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、犬 1,470 頭、猫 200 頭(平成 23 年 9 月末現在)でした。

b. 条件・ルール

大熊町では原則室内飼いとし、浪江町では他住民とのトラブル防止のためペットを同居してよい仮設住宅の区画を用意し、ペット飼養者へはそのエリア内の仮設住宅（ただし設計上特別な物はなく、通常の住宅と同様の設計）を案内しました。

また、須賀川市では、仮設住宅の入居募集時には、原則ペット禁止（盲導犬は除く）としていましたが、仮設住宅に避難している入居者で組織する自治会においてペットの飼養を認めれば、ペットの飼養も可能として取り扱うこととしています。

一方、川俣町ではペットの飼養については、自治会でルールを決定して管理できれば可能とし「応急仮設住宅で、犬、猫などのペットを飼養する場合は、自治会で決定したルールを守り、他人に不快な思いや迷惑をかけないようにしましょう。」と決めていましたが、実際に仮設住宅の自治会が創立された際には、入居者の総意でペットの飼養については認めないとの判断がなされました。

c. 配慮・支援

福島県（行政）は、仮設住宅を設置する市町村担当部署に対し、仮設住宅等においてペットと同居できるよう依頼文書を発送したほか、市町村を通じて、または福島県動物救護本部から直接ケージ等を配布しました。また、いくつかの市町村では、ペット飼養者に対しケージの貸出を行ったり、動物飼養のルールや飼養方法を啓発するチラシを配布したりしました。浪江町では支援物資として届いたペットフードやペット用品は各仮設住宅に配布しました。

また、県内 2 町村（富岡町、川内村）の仮設住宅敷地内（2 町村ともビッグパレットふくしま北口仮設住宅敷地内）の一角に、民間業者の寄付によるペット飼養施設が設置されました。これらは、仮設住宅の飼養スペースとしては比較的大きなもので、仮設住宅の一角にプレハブを設置し、ケージなどで住民が自主管理により飼養できるようにしたものでした。その他に、新地町では、ペット同居可の仮設住宅は、建設時から室内でペットと同居できるような設計とし、外にもペットブースがあるものとなっています。

なお、今後、仮設住宅で飼養されているペットに対する不妊去勢措置、マイクロチップの装着の助成等を予定しています。



仮設住宅におけるペットの飼養スペース



仮設住宅におけるペットの飼養スペース



仮設住宅敷地内の一角に設置されたペット飼養施設（郡山市）

[写真提供：福島県動物救護本部]

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

福島県においては、放浪・負傷動物の救護活動として、主に警戒区域内に残された被災ペット（犬及び猫）の保護活動を実施しました。具体的には、福島県独自の保護、環境省と連携した保護活動を実施しました。保護活動にあたっては、犬及び猫の保護収容や中継基地での住民からの情報収集等の人員として計 11 の自治体や緊急災害時動物救援本部、獣医師等に協力して頂きました。平成 23 年 5 月 10 日から始まった住民の一時帰宅に連動させ、帰宅した住民につながり止めてもらった犬や猫を保護回収する方法で行い、平成 23 年 5 月 10 日から 8 月 26 日までに犬 300 頭、猫 191 頭を保護しました。一巡目の一時帰宅が終了した後は、警戒区域内を巡回し、捕獲器等を用いた放浪動物の保護活動を実施しています。平成 24 年 9 月 30 日までに行政が警戒区域内から保護収容した数は、犬 439 頭、猫 456 頭です。

また、一時立入りに連動した保護以外に相双地方（相馬郡及び双葉郡）を管轄する地元の保健福祉事務所が中心となって、20～30km の区域内・外で放浪している犬の保護を実施していました。平成 24 年 9 月 30 日までにこれらの区域から保護収容した数は、犬 190 頭でした。

保護した犬及び猫は、福島県の各地区犬・ねこ保護管理センター（福島市、郡山市、白河市、会津若松市に設置）、福島県動物救護本部が管理する福島第 1 シェルター（所在地：福島市飯野町）、及び福島第 2 シェルター（所在地：田村郡三春町）に収容しました。

平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの各月に保護収容した頭数は表 55 の通りで、合計は犬 637 頭、猫 462 頭でした。

保護収容したペットについては、公示期間を延長したりホームページに掲載するなどして、飼い主探しを行いました。

表 55 福島県における放浪・負傷動物の保護頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	23	43	79	188	100	33	25	23	43	17	17	16	20	3	0	1	0	4	2	637
猫	0	1	24	68	71	17	24	20	9	0	0	0	93	0	1	3	0	0	131	462



警戒区域内でのペットの保護活動

[写真提供：福島県]



警戒区域内での罠による保護

[写真提供：(一財)自然環境研究センター]



【写真提供：福島県】



【写真提供：（一財）自然環境研究センター】



【写真提供：福島県動物救護本部】



【写真提供：（一財）自然環境研究センター】

警戒区域内で保護された犬

（ケ）動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

福島県では、動物救護施設として既存施設である各地区犬・ねこ保護管理センターを活用し、一方、福島県動物救護本部では、新たな救護施設として県内 2 箇所に臨時シェルターを設置し、環境省及び福島県が保護した犬や猫の収容体制を整備しました。1 つは平成 23 年 4 月 27 日に福島市飯野町に開設された福島第 1 シェルターで、もう 1 つは同年 9 月 14 日（10 月 1 日から本格稼働）に田村郡三春町に開設された福島第 2 シェルターです。福島第 2 シェルターの新設にあたっては、犬舎、猫舎とも個別収容とし、犬猫それぞれの習性や衛生管理、逸走防止等に配慮した設計となるよう工夫をしています。

また、保護活動の実施に伴い、シェルターの収容頭数が増加していたことから、平成 24 年度環境省事業により、福島第 2 シェルターの敷地内に犬猫 200 頭程度が収容可能なシェルターが増設されました。

a. 運営管理体制

福島第 1 シェルターは、物資の調達やスタッフの管理を行う事務管理担当と、犬チーム（チ

ーフ、スタッフ)、猫チーム(チーフ、スタッフ)のスタッフ及び動物の健康管理を行う専属獣医師1名で構成され、犬チームは給餌、給水、清掃、散歩等の犬の飼養管理を、猫チームは給餌、給水、清掃等、猫の飼養管理を行っています。福島第2シェルターもスタッフの構成は同様です。

シェルターの設置にかかる費用は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金から支出され、人件費や光熱水費、飼養管理費、物品購入費等の運営経費についてはこれに加え県救護本部に集まった義援金及び福島県緊急雇用創出事業による委託(福島第2シェルターに増設したシェルターについては主に環境省予算により運営)によりまかっています。また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部からの救援物資、個人・企業等からの救援物資のほか、義援金から購入しました。

b. 飼養管理状況

シェルターにおける総収容頭数は、犬637頭、猫462頭で、返還頭数は犬213頭、猫136頭、譲渡頭数は犬241頭、猫52頭となっています。

シェルター収容時における病気等の罹患状況は、犬では①皮膚疾患(疥癬、外傷など)、②内部寄生虫(条虫、回虫)とそれによる腸炎、③フィラリア症、ダニ、④栄養不良(低蛋白)の順に多く、猫では①内部寄生虫(条虫、回虫)とそれによる腸炎、②気管支炎、③皮膚疾患(ノミ・ダニ含む)、④FIV・FeLVキャリアの順でした。また、シェルター収容中は、犬は腸炎(ストレス、原虫、条虫、回虫、パルボ)、猫は①鼻気管炎、②泌尿器症候群、③角膜・結膜炎等の疾患、④内部寄生虫(条虫、回虫、マンソン裂頭条虫)の順に多く罹患していました。なお、シェルターでの収容中に犬19頭、猫32頭が死亡し、その理由は犬・猫とも「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」、あるいは「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」でした。

シェルターでは、収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、保護当日のワクチン接種・レボリューション接種(フィラリア、疥癬予防)、治療の実施、消毒の徹底(消毒槽の設置・スタッフ、ボランティア関係者や施設内要所での消毒の実施)、着替えの徹底、個別収容、病気が発生した時のための隔離部屋設置などの対応を行っています。

なお、保護収容個体の中には馴化していないものも多く、咬傷事故や逃亡の防止に関しては工夫が必要であったため、1頭ずつケージやクレート等で管理し、犬の出し入れはスタッフのみが行うようにしています。

c. シェルターの収容頭数の減少に向けた対応

福島県及び県救護本部では、シェルターで長期間飼養している犬猫を早期に家庭に戻すために、平成23年9月から11月にかけて一度、また、平成24年夏以降、飼い主が判明している犬猫の飼い主に電話連絡を行い、預かっている犬猫の現在の状況を説明するとともに、平成24年夏以降は、動物の預かりに関する契約書、所有権放棄に関する文書の発送を行い、飼い主の意思確認を進めています。飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡では、動物を飼養できない仮設住宅等に入居した被災動物の飼い主への返還や、譲渡における譲受け希望者と譲渡対象動物のミスマッチ等が課題となっています。



福島第1 シェルターでの飼養の様子（福島市飯野町）

[写真提供：福島県動物救護本部]



福島第2 シェルターでの飼養の様子（田村郡三春町）



福島第2 シェルターの診療室（左）と手術室（右）

[写真提供：（一財）自然環境研究センター]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

保護されたペット（犬 637 頭、猫 462 頭）のうち、犬 213 頭、猫 136 頭が元の飼い主に返還されました。また、福島県では、飼い主への返還が進むよう、電話や文書の送付により飼い主の意思確認を行いました。

b. 所有権放棄

保護されたペットのうち、犬 85 頭、猫 19 頭については飼い主の引き取りが困難となり、所有権放棄されました。飼い主が引き取れない理由としては、「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」が最も多く、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」の順でした。

c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、1 ヶ月間の公示期間の後、飼い主が現れない場合、譲渡対象としました。飼い主不明で譲渡対象となったペット及び所有権放棄されたペットのうち、犬 241 頭、猫 52 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

福島県では譲渡を促進するために、ホームページへの掲載、各都道府県への譲渡協力依頼、イベントでの譲渡対象動物の紹介、他の地方獣医師会への譲渡協力依頼を行いました。また、譲渡にあたって、譲渡対象者には下記のような条件をつけています。

- 1) 福島県まで引取に来ること
- 2) 成人の方であること
- 3) 飼養するにあたり、同居する家族の同意が得られていること
- 4) 飼養環境が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていること
- 5) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令を遵守し、愛情と責任を持って終生飼養できる方であること
- 6) 引き渡しの際に示す誓約事項を遵守できる方であること
- 7) 狂犬病予防法に基づく登録・注射の実施（犬の場合）
- 8) 避妊去勢等の繁殖制限の実施



譲渡会の様子 [写真提供：福島県動物救護本部]

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

福島県では、シェルター等に保護収容したペットの管理をしやすくし、不必要な繁殖を避けるため、不妊去勢措置を実施しました。基本的には全てのペットを対象としていますが、健康状態や年齢等で手術に適さないものや、飼い主から預かっているペットについては実施していない場合もあります。また、手術は福島第2シェルターで実施し、費用は県救護本部が負担しています。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

シェルター等に保護収容したペットについては、福島第1及び第2シェルターにおいて、狂犬病予防接種、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を実施しました。ワクチン接種等に係る費用は、福島県獣医師会、県救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

シェルター等へ保護収容されたペット（犬 637 頭、猫 462 頭）のうち、収容時に何らかの所有者明示等がなされていたペットは犬約 360 頭、猫 35 頭でした。このうち所有者明示がなされていたのは、犬で鑑札の装着が 2 頭、狂犬病予防注射済票の装着が 1 頭のみで、これら以外は全て首輪（迷子札なし）だけの装着、猫については全て首輪（迷子札なし）だけの装着でした。したがって飼い主が判明したのは、鑑札または狂犬病予防注射済票の装着による所有者明示をしていた犬のみでした。

一方、福島県では保護収容した個体にマイクロチップの装着を行っています。装着は、シェルターの獣医師により行われ、全てのペットを対象としていますが、装着のタイミングは、基本的に譲渡を行う前としています。また、返還動物についても、飼い主の同意の上で、基本的には装着することとしています。

なお、マイクロチップ代は県獣医師会の負担とし、AIPO*への登録料は（公社）日本獣医師会の支援により無償となっているため、装着に係る飼い主負担はありません。

*用語解説参照。

(セ) ボランティアの活動状況

福島県においては、シェルター等の動物管理の補助を行うボランティアをホームページで募集し、福島県動物救護本部事務局が窓口となって参加を受け付けました。ボランティアの管理は福島県庁(食品生活衛生課)またはシェルターの事務スタッフが行っています。ボランティアは登録簿に登録の上、ボランティア保険に加入しています。



ボランティアによる犬の散歩(福島市飯野町)

[写真提供：福島県動物救護本部]



ボランティアによるケージの清掃(田村郡三春町)

[写真提供：(一財)自然環境研究センター]

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資については、災害時に備えてストックしていた物資を活用したほか、緊急災害時動物救援本部よりフード等の支援を受け、ケージについては環境省からの提供を受けました。

救援物資の中でも特にゴミ袋、フード、ケージ、猫砂、その他消耗品等が役に立ちましたが、また同時にこれらは不足している状況でもありました。他にも医薬品、新聞紙が不足していましたが、その一方で犬の服は要望に沿いませんでした。

救援物資は、保健福祉事務所職員等が避難所等を巡回し、避難所の窓口にフード等を配布したり、被災者から保健福祉事務所等にフードの支援依頼があった場合には、保健福祉事務所で配布しました。しかし、必要なものが必要な時になく、問題が解決した後に補充されるという問題点もありました。また、高齢犬、小型犬用などのフードの要望に対し、対応できないこともありました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布、県救護本部による義援金の募集、自治体の予算により確保しました。県救護本部による義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、知人・ボランティア等のほか、募金箱用アイテムを作成したり、缶バッチの作成販売等を通じて行い、集まった義援金の総額は、平成25年1月現在、1億5800万円(緊急災害時動物救援本部から配布された義援金9,366万円を含む)となっています。これらの義援金は、県救護本部として行う活動やシェルターの設置、運営管理等に活用されました。義援金の総額及び支出の内訳はホームページに公表されています。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所、仮設住宅、県外への避難者も含め、インターネット及び自治体の広報誌を活用して行いました。広報誌の活用は、情報を知りたい住民の多くが読むため、より多くの人々に周知することで効果的でしたが、反面、依頼から掲載までの時間がかかることや、掲載されない可能性があることが課題でした。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

福島県では、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、同行避難をするための避難所等におけるペット対策（飼養場所の設置・ケージ等の支援）に関する記載、県獣医師会との連携、被災動物救護ボランティアの位置付け等に関する記載を追加しました。

また、発災以前から災害時に備えた備蓄を行っていましたが、今後も継続して保健福祉事務所にフード、ケージ、消毒薬等を準備しておく予定です。

動物救護活動全体について ～福島県からのコメント～

<特に対応に苦労した点>

- 福島第1及び第2シェルターの設置に係る資金の確保並びに設置場所の選定。
- 警戒区域の設定に伴う立入り制限による被災動物保護活動の制限。
- 警戒区域内の動物救護及びその処分に関する根拠法令について、関係省庁から十分な回答が得られなかったこと。

<特に今後必要と考える点>

- 動物の愛護及び管理に関する法律等に、大規模災害時の動物救護における国の関与の項目を設ける。また、ブロックごとの地域連絡会議等の開催や各自治体ごとの防災訓練（ペットとの同行避難訓練）及び机上訓練等の実施。
- 関係機関（国・県・市町村）及び関係団体（獣医師会・動物愛護団体・ボランティア団体）等との連携の強化。

⑥郡山市

(ア) ペットの被災概況

郡山市における震災発生以前のペットの飼養頭数は、犬 17,548 頭^{*1}、猫 23,678 頭^{*2}と推測されています。発災日の平成 23 年 3 月 11 日から 5 月 31 日の間に、震災による被災ペット及び通常捕獲として保護されたペットは、犬 82 頭、猫 3 頭でしたが、震災で死亡したり、飼い主と一緒に避難したペットの頭数は把握できていません。

^{*1} 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数（平成 23 年 2 月 28 日時点）

^{*2} 132, 118 世帯×飼養世帯率 10.3%×平均飼養頭数 1.74（平成 23 年 3 月 1 日時点）。一般社団法人ペットフード協会の推定値を使用

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生 逸走動物の保護
3 月 12 日	動物取扱業者・特定動物飼養者に対し、被害状況及び動物の逸走状況の確認開始（電話が不通のため、現地訪問にて確認を行った。）
3 月 17 日	全国からの救援物資の受け入れ開始
3 月 18 日	避難所への動物同行避難者に対し、救援物資の配布等の支援活動開始
3 月 20 日	乗り捨てられた車両内に放置された犬の救助
3 月 28 日	市内への避難者が仮設住宅でのペット飼養について関係市町村に情報提供
3 月 30 日	狂犬病予防法に基づく集合方式による犬の狂犬病予防注射の中止を決定し、動物病院での実施について広報開始 〔 町内会を通しての回覧及び市広報誌の配布を行い、4 月 12 日よりは 〕 テレビを通して広報を行った。
4 月 1 日	福島県が管理する大規模避難所（以下「大規模避難所」という。）への動物専用収容場所運用支援開始
4 月 9 日	大規模避難所での動物専用収容場所完成
4 月 15 日	大規模避難所外にテントによる動物飼養施設設営支援開始
4 月 24 日	郡山市獣医師会開業部会による健康相談支援
7 月 1 日	市内に避難してきている方の仮設住宅内にペット専用シェルター設置への働きかけ
10 月 7 日	上記の仮設住宅内のペット専用シェルターが完成し、使用開始

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

郡山市では平成 24 年度に災害時の動物救護について地域防災計画の改正を行いました。地方獣医師会等との協定締結は行っていません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

郡山市では、現地動物救護本部等は立ち上げていませんが、福島県動物救護本部の構成団体となっています。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

郡山市内には、市が運営する 105 箇所の避難所が設置されましたが、避難所 2 箇所において、犬 1 頭ずつ（計 2 頭）の同行避難がありました。

b. 条件・ルール

市が運営する避難所でペットを受け入れるにあたり、特に条件やルールは設定していませんでしたが、同行避難動物の糞尿処理に係る苦情に対し、動物病院や動物取扱業者における一時預かりの仲介を行い対応しました。

c. 配慮・支援

避難所でペットを飼養するにあたって、市（行政）ではペットフード等の物資の配布を行いました。

なお、郡山市内には、福島県が運営する 15 箇所の避難所が設置されており、このうち 7 箇所において犬猫あわせて 100 頭程度の同行避難ペットに対し、ケージ、ペットフード、ペットシート等の物資の配布を行いました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

郡山市（行政）では仮設住宅は設置していませんが、市内における福島県（行政）の借り上げ住宅での同行避難ペット、及び警戒区域等から避難した町村（川内村、富岡町等）が運営する仮設住宅でのペット飼養者に対し、ケージ、ペットフード、ペットシート等の物資配布を行いました。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

郡山市では、被災した放浪・負傷動物については、保健所動物担当職員が当番制で巡回したり、通報対応に基づき保護活動を実施しました。保護したペットは、郡山市保健所（所在地：郡山市朝日）及び福島県中地区犬・ねこ保護管理センター（所在地：郡山市日和田）に収容しました。平成23年3月11日から平成24年9月までの各月に被災ペットの保護及び通常捕獲した頭数は表56の通りで、犬536頭、猫60頭でした。

また、被災ペットについては、飼い主を探す際に公示期間を平時と比較して長くしたり、市ホームページ等に掲載したり、ボランティアに依頼しブログ等への掲載を行いました。

表56 郡山市において保護された被災ペット及び通常捕獲頭数

	平成23年										平成24年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	28	24	30	17	21	41	26	27	26	25	28	25	21	26	45	30	36	34	26	536
猫	1	1	1	4	7	2	1	4	2	1	0	1	2	4	4	15	6	4	5	60

(ク) 飼い主からの一時預かり等

郡山市（行政）では、飼い主からのペットの一時預かりは受け付けていません。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

郡山市においては、放浪・負傷動物として保護したペットは、郡山市保健所及び福島県中地区犬・ねこ保護管理センターに収容しましたが、収容スペースが不足し、群管理としたために犬同士の争いによる負傷の問題が生じたため、犬の一部は動物取扱業者に預かってもらうなどの対応を行いました。

また、負傷したり病気にかかったペットについては、郡山市保健所や福島県中地区犬・ねこ保護管理センターのほかに、獣医師会所属の動物病院でも受け入れ、治療を行いました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

行政で保護収容したペット（犬536頭、猫60頭）のうち、飼い主が見つかったのは犬320頭、猫5頭で、これらは全て飼い主に返還されました。また、飼い主への返還が進むよう、保護した犬の情報を元に、狂犬病予防法に基づく犬の登録情報を検索し、特徴の似た犬の飼い主へ電話確認及び現地確認を行いました。

b. 譲渡

保護収容したペットについては、1ヶ月間の公示期間中に飼い主が現れない場合は飼い主不明として譲渡の対象としました。その結果、犬130頭（猫は0頭）が譲渡対象となりましたが、譲渡を推進するために市のホームページ等に掲載し、併せてボランティアによるブログやチラシを用いた広報等を行ない、全頭が新たな飼い主に譲渡されました。なお、獣医系大学との連携により、譲渡動物の健康管理や再しつけ等の支援を受け、成犬の譲渡に協力いただきました。

また、譲渡にあたっては譲渡対象者等に条件を付し、①1年以内に不妊・去勢を実施すること、②県内に居住している方は講習会を受講すること、③犬については狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防法注射の実施、④猫については室内飼いとすること、を義務付けました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

郡山市では、保護収容したペットに対し不妊去勢措置は実施していません。また、飼い主とともに避難したペットに対しても、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

郡山市では、保護収容した全ての犬・猫を対象に、ノミ・ダニ駆除を行いました。また、譲渡対象となった犬には、混合ワクチンの接種を行いました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

保護収容されたペット（犬536頭、猫60頭）のうち、収容時に何らかの所有者明示等がなされていたペットは、犬68頭、猫0頭でした。所有者明示の方法は、犬64頭が鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着で、犬4頭が迷子札の装着でした。

また、所有者明示等を全く装着していないペットのうち、犬252頭、猫5頭は、犬の登録情報を元に郡山市保健所が飼い主を探したり、飼い主からの申し出により返還されました。

なお、保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、自己申請に基づき保健所で申込みを受け付け、3人が譲渡対象動物の一時預かりに、4人が物資の管理等のボランティアに従事しました。また2校の獣医系大学が再しつけを含む譲渡先探しを行いました。ボランティア保険等への加入は行いませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護に必要な物資は全国からの寄付により確保し、ボランティア等が避難所を回って、被災者からの要望により配布を行いました。支援物資のうち、特に役立ったものとしてはクレーンが挙げられますが、処方食は要望に沿いませんでした。また、物資の格納場所が不足し苦慮しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

郡山市では、義援金の募集などによる資金の調達は行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や量販店等へのポスター・チラシ等の掲示、民間情報誌、インターネットを活用して行い、動物の特徴を捉えた写真を掲載するなどの工夫をしました。特に、量販店等の店頭へのチラシの掲示や民間情報誌が効果的でした。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

郡山市では、東日本大震災を踏まえ、仮設住宅での愛護動物への配慮及び避難所でのペットの受け入れ等について地域防災計画の見直しを行いました。現在、今後の災害に備えて物資の備蓄及び備蓄場所の確保について検討中です。なお、地方獣医師会との協定については、現在協議中です。

動物救護活動全体について ～郡山市からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 物資の提供やボランティアの申請に柔軟に対応したこと。
- 保護した犬の情報を元に、狂犬病予防法に基づく犬の登録情報を検索し、似た犬の飼い主へ電話確認及び現地確認を行ったこと。

<特に対応に苦労した点>

- インターネット等の各種憶測情報に基づく、個人や団体からの殺処分等に関する問い合わせへの対応に時間を要したこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 所有者明示の推進
- 飼い主が、同行避難するにあたり必要なしつけや備蓄等を行う等の意識の向上

⑦いわき市

(ア) ペットの被災概況

いわき市における震災発生以前のペットの飼養頭数は、犬 18,845 頭*（猫については不明）ですが、震災に伴う死亡頭数や飼い主と避難した頭数、保護された頭数等については不明です。

*平成 23 年 2 月末時点における実登録頭数

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	発災直後より、苦情処理等で市内出張していた職員及び犬抑留施設並びに収容動物の安否確認。
3 月 14 日	市内の特定動物の安否及び逸走の有無の確認を実施。
3 月 29 日	市内に設置された避難所のうち避難者が 100 名を超える大規模避難所 11 箇所におけるペット動物の同行避難状況調査実施。
4 月上旬	飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまっている事例が発生し、市民よりの捕獲要請が寄せられたため、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、犬の捕獲業務体制等を強化。
4 月上旬	犬抑留施設の収容能力が限界に近づいたことから、動物愛護団体等における収容施設外一時預かり（団体譲渡）を開始。
4 月 11 日	環境省より保護収容のためのケージ等配付の照会があったため、必要数を要望。
4 月 25 日	市、社団法人福島県獣医師会いわき支部、動物愛護団体等により「いわき市動物救援本部」を設置。
5 月 6 日	環境省からの配付ケージ受領。
5 月 12 日	捕獲した犬の臨時的抑留機能に加え、市内に避難する飼い主自ら管理する前提での飼い主へ提供する飼養場所も兼ねた「いわき市ペット保護センター」を設置し共用開始。
平成 24 年 9 月 30 日	いわき市ペット保護センターは、緊急災害時動物救援本部及び全国各地よりの支援物資等を得ながら、現在も稼働中。

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

いわき市では、災害時の動物救護についての方針やマニュアル等の策定、地域防災計画への具体的な記載、地方獣医師会等との協定締結は行っていません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

いわき市においては、東日本大震災の発生に伴い、被災動物の救援活動を行うため、平成23年4月25日に「いわき市動物救援本部」を設置しました。いわき市動物救援本部は、いわき市、社団法人福島県獣医師会いわき支部、いわき「犬猫を捨てない」会、社団法人日本愛玩動物協会福島県支部により構成され、いわき市が事務局を担当しています。また、同本部は平成24年9月30日時点においても、継続しています。

なお、いわき市は福島県動物救護本部の構成団体でもあります。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

いわき市内に設置された避難所127箇所のうち避難者が100名を超える大規模避難所11箇所においてペットの同行避難状況を調査したところ、6箇所の避難所にペット同行の被災者が滞在していました（平成23年3月29日時点）。また、避難所での飼養頭数は、少なくとも犬17頭、猫10頭でした。

避難所でペットを受け入れるにあたって、条件等を設定したか否かは把握できていません。市（行政）では、避難所でのペットの飼養を支援するため、ペットフードなどの支援物資の配布を行ったり、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、動物飼養者とそうでない人の区分を行うなどの配慮を行いました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

いわき市内に設置された仮設住宅は1地区のみです。動物愛護担当部局では、仮設住宅でのペットの飼養を可能とするために、仮設住宅の設置担当部局へ申し入れを行いましたが、ペットの飼養は許可されませんでした。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

いわき市では、行政による放浪・負傷動物の保護活動を実施し、保護したペットは、いわき市犬抑留所（所在地：いわき市平）及び仮設の動物救護施設として設置した「いわき市ペット保護センター（所在地：いわき市内郷綴町）」に収容しました。実施にあたっては、犬の捕獲（収容）体制を強化し、臨時的な増員を行いました。平成23年3月から平成24年9月までの各月に保護した頭数は表57の通りで、合計で犬446頭、猫40頭ですが、震災の影響等により、通常よりも警戒心・攻撃性が強くなっている犬が多く、困難を要する捕獲が多々ありました。

また、公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行って飼い主

を探しました。

表 57 いわき市における放浪・負傷動物の保護頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	20	30	37	25	33	23	25	29	10	34	6	22	11	20	25	30	18	21	27	446
猫	0	2	4	2	2	4	5	6	3	1	1	1	0	0	1	2	1	2	3	40

※通常捕獲の頭数を含む。

(ク) 飼い主への飼養場所の提供

いわき市では飼い主等からの飼養場所提供の依頼を受け付け、飼養場所はいわき市ペット保護センターとしました。平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの各月の施設利用頭数は表 58 の通りで、合計は犬 46 頭、猫 27 頭でした。

また、施設利用にあたっては、飼い主との間で誓約書を交わしています。飼い主が飼養場所の提供を依頼する理由として最も多かったのは、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」の順でした。

なお、施設運営にかかる費用はいわき市動物救援本部が負担し、その総額は 9,068,172 円でした。

現在（平成 24 年 9 月末時点）は、いわき市ペット保護センターの空きがなく利用希望者に対して断らざるを得ない状況にあります。また、被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるとの被災者支援の観点から、基本的にはペットの管理に毎日来てもらえるような設定で飼養場所の提供を行ってまいりましたが、預けたままになっている方もいるのが現状です。また、当初、施設の利用期間を 1 ヶ月としていましたが、利用者が避難者であり、その住環境の変化がないことから、利用の延長申請が繰り返されている状況にあります。

表 58 飼い主への飼養場所提供頭数（動物愛護団体への提供を含む新規利用）

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	—	—	3	11	8	3	3	0	5	6	3	1	0	0	1	1	1	0	0	46
猫	—	—	2	1	10	1	0	0	1	0	2	4	1	1	1	0	0	0	3	27

※3,4 月は施設供用開始以前のため実績なし。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

いわき市では、飼い主不明で保護したペットや飼い主から飼養場所の提供依頼を受けたペットを保護収容する動物救護施設として、平成 23 年 5 月に新たに「いわき市ペット保護センター」を設置しました。同保護センターは厚生労働省が管理する約 500 m²の借用敷地に、コンテナハウス 6 棟及び 3 槽シンク 1 基を設置し、敷地に隣接する体育館より電源及び水源を確保しています。また、既存施設は保健所が有する犬抑留所として機能しました。

収容動物の管理を行うまでの流れは、①捕獲及び引取りにより既存の抑留施設に収容、②公示、③所有者が判明しない場合は譲渡適性判定、④譲渡候補となった動物にワクチン接種等の健康管理の実施、⑤小型犬～中型犬及び猫を動物救護施設にて管理、としました。

被災者飼養動物の収容の流れは、①飼い主が動物病院にてワクチン接種等の健康管理実施、②本市動物救援本部事務局（保健所）にて施設利用申請、③動物救護施設へ収容、④原則、毎日飼い主が動物救護施設へ行き、自身の動物の給餌等管理を行うこと、としました。



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]



[写真提供：いわき市動物救援本部]

いわき市ペット保護センターでの飼養の様子

a. 運営管理体制

動物救護施設及びいわき市で保護した収容動物については、委託ボランティア団体からの2名と一般ボランティアが管理を行い、施設を利用する被災者は、収容動物を自身で管理することとしました。

動物救護施設の飼養管理スタッフは、常勤で1日（8時間）2名体制で犬猫の世話等を行っており、スタッフ3名が交代で勤務しています。また、収容している犬猫の健康診断、治療、不妊手術については、定期的に県獣医師会いわき支部がボランティア（無償）で実施しています。なお、動物救護施設の事務管理については、いわき市保健所の職員が事務局を担っています。

動物救護施設等の運営管理に必要な資金（動物救護施設設置費、飼養管理費、光熱水費、人件費等）については、緊急災害時動物救援本部からの義援金のほか、いわき市動物救援本部に集まった寄付金を活用しました。また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部からの支援物資のほか、ホームセンター等で購入しました。

b. 動物救護施設における飼養管理状況

動物救護施設におけるペットの収容可能頭数は、犬約20頭、猫約15頭ですが、市犬抑留所も含めた実際の総収容頭数は犬577頭、猫814頭でした。

通常よりも収容頭数が大幅に増加したことから、感染症の蔓延を防ぐためにワクチン接種を行う等、健康管理を徹底するとともに、清掃及び消毒を徹底して行いました。また、市犬抑留所においては個別収容ができる状態になかったため、できるだけ犬同士の相性を勘案して収容しましたが、闘争による負傷・死亡事故が何度か発生しました。

動物救護施設収容時の病気等（外傷含む）の罹患状況は、犬では多い順に出血（3頭）、骨折（3頭）、衰弱（2頭）、猫では衰弱（15頭）、出血（9頭）、起立不能（4頭）でした。一方、収容中の病気等の罹患状況は、犬では多い順に衰弱（37頭）、起立困難（2頭）、病名不明（2頭）でしたが、猫については特にありませんでした。

また、市犬抑留所及び動物救護施設への保護収容後、犬45頭、猫36頭が死亡しましたが、その原因として挙げられたのは、犬・猫とも多い順に、「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかった」、「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気による」でした。

なお、元の飼い主に返還されたのは犬170頭（猫は0頭）、譲渡されたのは犬155頭、猫51頭でした。

c. 動物救護施設の閉所に向けた対応

いわき市は、被災地であるにも係わらず、東京電力（株）福島第一原子力発電所の周辺自治体から約24,000人が避難してきており、ペットと一緒に暮らせる賃貸住宅等が不足している状況にあります。しかし、飼養環境を整えば飼い続けたいと考えている避難者が多いことから、所有権放棄する避難者は多くありません。

また、収容頭数が多く、行政だけでは譲渡頭数を増やすことに限界があることから、地元の動物愛護団体や、全国の動物愛護団体に協力を得るなどして、譲渡を促進しました。しかしながら、震災から1年を経過した頃からは、特に成犬の譲渡が困難になってきています。

今回の災害は、原発事故の影響が大きく、原発周辺からの避難者の飼い犬・猫の受け入れ

を行っていることから、動物救護施設の設置期間を延長しており、動物救護施設の閉鎖時期を設定することが困難な状況にあります。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

放浪・負傷動物として行政に保護されたペット（犬 446 頭、猫 40 頭）のうち、元の飼い主が判明したのは犬 170 頭（猫は 0 頭）で、飼い主に返還されました。

いわき市では、保護したペットについて飼い主への返還が進むよう公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行っています。

b. 所有権放棄

飼い主の引取りが困難となり、所有権放棄されたペットはいません。動物救護施設にペットを預けた飼い主がペットを連れ帰れない理由として最も多かったのは「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」となっています。

c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、1 ヶ月間の公示期間中に飼い主が現れない場合、譲渡適性を判断したうえで、譲渡候補動物としました。その結果、譲渡対象となったのは犬 100 頭、猫 46 頭でしたが、被災地の動物を助けたいとの申し出があり、譲渡候補動物とならなかったものも含め犬 144 頭、猫 49 頭が新しい飼い主に譲渡されました。また、譲渡にあたっては、譲渡対象者は誓約書の遵守事項を誓約できる方に限定しました。

なお、いわき市では譲渡を促進するために、ホームページに譲渡動物情報として写真付きで掲載したほか、動物愛護団体等への譲渡を開始しました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

動物救護施設に保護収容したペットのうち、飼養管理上支障をきたすものと判断した犬・猫について、不妊去勢措置を行いました。いわき市では、長期に渡り施設の収容能力の限界まで犬を保管しなければならなかったことから、犬同士の闘争（発情に起因したもの含む）や収容以前に妊娠していたと思われるもの、不慮の交配を防止する必要があるものについては、飼養管理上支障をきたすものと判断し、不妊去勢措置を実施しました。不妊去勢手術はいわき市保健所で実施し、手術費用は同保健所が負担しました。

なお、いわき市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度を設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

動物救護施設等に保護収容した全ての犬・猫（飼い主からの一時預かりを含む）を対象に、混合ワクチン接種、フィラリア予防措置、ノミ・ダニ処置（フィラリア予防は犬のみ）を行いました。これらのワクチン接種等は、いわき市保健所で実施し、費用は寄付により賄いました。

なお、いわき市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度を設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

動物救護施設等に保護収容されたペットのうち、犬では、14頭が鑑札または狂犬病予防注射済票（鑑札のみ：2頭、狂犬病予防注射済票のみ：7頭、両方：5頭）を装着していましたが、残りの犬131頭と猫3頭はすべて首輪のみ（迷子札なし）の装着でした。

これらのうち、所有者明示をしていたことにより飼い主が判明したものは、鑑札及び狂犬病予防注射済票を装着していた犬14頭でした。また、首輪を装着していたもののうち、飼い主が判明した犬は82頭、猫で飼い主が判明したものはいませんでした。

なお、動物救護施設等に保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、以前に実施した事業で関わりのあった愛玩動物飼養管理士を通じて、いわき市ペット保護センターの飼養管理を1団体、施設外一時預かり（団体譲渡）を6団体のボランティアに依頼しました。また、市内の大学の学生課に希望のあった学生を斡旋してもらい、いわき市ペット保護センターで収容されている犬の散歩等を依頼しています。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は緊急災害時動物救援本部からの支援を受け、市職員が調査を兼ねて避難所に配布したり、いわき市ペット保護センターで利用しました。一方、発災直後の避難所の中には、人の物資が優先とのことで、避難所の統括者が支援フードの受け取りを断る避難所もありました。

支援物資のなかでは、おやつ（ジャーキー等）やサプリメントといった嗜好性の強いものより、多くのペットが消耗品として必要とするペットシートが不足しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの義援金、独自に集めた義援金、自治体予算から確保しました。義援金の募集は特に行っていませんが、善意の申し出により集まった義援金の総額は 368,477 円でした。集まった義援金は、いわき市動物救援本部が行う救護活動及び動物救護施設の運営管理費等に充当しました。

なお、いわき市に設置した動物救護施設の利用者の多くが、原発周辺自治体から当市へ避難している方で、いわき市民の利用が少ないことから、当市及びいわき市ペット保護センターとして義援金を積極的に募集しにくい状況でした。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や仮設住宅における避難者も含め、インターネットを活用して行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、いわき市地域防災計画に災害時の動物対策についての具体的な記載はありませんでしたが、現在は具体的な災害対策について見直しを検討しています。また、発災以前は、動物救護活動に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の災害に備えて備蓄することを検討中です。

動物救護活動全体について ～いわき市からのコメント～

<特に効果的だった点>

県内では、福島県が2箇所仮設の動物救護施設を設置し、警戒区域から保護した犬・猫を収容しているところですが、当市は市内の獣医師会支部及びボランティア団体と共同で、平成23年5月から仮設の動物救護施設を設置し、東日本大震災によりペットとの同居等が困難である飼い主に飼養場所の提供を行ってきました。

家族や家屋を失った被災者の中には、ペットと一緒に暮らすことができなくなった方も少なからずおり、悲しみや喪失感を癒されることなく、心身共に疲弊していますが、当市の仮設動物救護施設にペットを預けている被災者は、散歩やケージの清掃等、飼い犬の管理を自ら行うこととなるため、結果的にペットに会えることで心が癒され、被災者の心のケアに役立っています。

<特に対応に苦労した点>

全国の動物救護施設が相次いで閉鎖されている中、継続稼働しているいわき市の動物救護施設について利用を希望する被災者が絶えない状況にあります。

施設を利用する被災者を対象とした調査の結果、全員が動物救護施設の存続を希望したこともあり、平成25年度も継続運用することとしています。施設利用者のほとんどが市民ではなく、当市にて避難生活を送る市外の住民であることも踏まえ、どの契機で施設を閉鎖すべきであるか等を考えているところです。

<今後、必要と考えられる点>

人によって、動物の命についての意識に温度差がある以上、避難所や応急仮設住宅等におけるペット同行を不可としたい意識は変化しないと思われます。

また、ペットに嫌悪を感じないものの、アレルギーなどの問題から、ペット同行を遠慮して欲しいと考える被災者もあると考えます。

避難所でのペット飼養場所の設定、備蓄フードや預かってもらえる知人の確保、多くの避難者が周辺にいても落ち着いていられるようしつけを行うなど、各々が有事に備えて平時から準備する必要があると思われます。

⑧茨城県

(ア) ペットの被災概況

茨城県においては、東日本大震災によるペットの死亡状況や飼い主との避難状況等については把握されておらず、詳細は不明です。なお、平成23年3月末日時点の茨城県内の犬の登録頭数は192,065頭でした。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生。 関係機関及び職員に対する被害状況の確認。
3月14日	茨城県動物指導センターにおける通常業務を停止。咬傷事故及び特定犬徘徊等緊急対応のみとする。 県内市町村に対し避難所へのペット同行避難者の有無、支援の必要性の有無、物資供給の必要性の有無を調査。 特定動物飼養施設の被災状況等の確認。
3月17日	被災地域（高萩市）の状況確認
3月18日	（公社）茨城県獣医師会（以下「獣医師会」という。）と連携し、ペット動物の救済について連絡体制を構築。 市町村への調査結果及び獣医師会経由で開業獣医師からの要望を取りまとめ、緊急災害時動物救援本部へ物資の供給を依頼する。（犬用フード2,600kg、猫用フード2,600kg） 被災地域（神栖市、潮来市）の状況確認 避難所でのペット同行状況確認（保健所経由で電話にて）
3月23日	苦情処理業務再開
3月24日	支援物資到着。茨城県動物指導センターより、順次獣医師会及び市町村へ配布。 被災地域（北茨城市、日立市）の状況確認
4月14日	通常業務に戻る。

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

茨城県では、動物愛護推進計画（平成 20 年改定）において、“災害等緊急時の動物救護対策”として家庭動物の飼養者や動物取扱業者等における平時の対策を記載していました。また、動物救護活動が必要な場合に備えて、あらかじめ県及び獣医師会関係団体で構成する「県被災動物救済本部」を設置することを取り決めていました。

ただし、災害時の動物救護活動に関するマニュアルや物資の備蓄はなく、茨城県獣医師会等の関係機関との協定は締結していませんでした。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

茨城県においては、東日本大震災発生に伴う現地動物救護本部等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 設置数・頭数

茨城県内における避難所の設置数は 171 箇所、県設置の避難所が 6 箇所、市町村設置の避難所が 165 箇所（全 44 市町村中 33 市町村で設置）でした。県設置 6 箇所のうち、1 箇所が犬 1 頭の同行避難があったことが把握されていますが、その他の避難所でも車中で飼養していた可能性は否定できません。

一方、市町村設置の避難所のうち、4 市町村（石岡市、常総市、高萩市、牛久市）でペット同行避難者の滞在が確認されました。石岡市では 10 箇所中 1 箇所（1 件）、常総市では 1 箇所が猫 1 頭（避難所設置数不明）、また高萩市では 2～3 名のペット同行避難者が滞在（設置避難所数は 14 箇所、頭数不明）していたことが分かっています。牛久市では 1 箇所の避難所を設置し、平成 23 年 3 月 18 日～4 月 28 日の間、福島県浪江市、いわき市他から避難した 10 世帯のペット同行世帯（犬 8 頭、猫 2 頭）を受け入れています。

なお、ペット同行避難者がいなかったと回答した市町村においても、猫を連れた避難者に対して受け入れ準備が整っていないため車内で飼養してもらうようにしたり、室内犬の同行者に対し、安全面・衛生面から入室を断ったなどの事例が報告されており、実際にはペットを同行して避難所に向かった避難者が存在していました。

b. 条件・ルール

県設置の避難所においては、ペットを受け入れるにあたっての条件・ルール等は、設定されていませんでした。一方、ペット同行避難者が滞在していた 4 市のうち、常総市では他の避難者から苦情が出ないように「ケージの中で飼うように」としていました。また、牛久市でも避難ペットの飼養は飼い主の責任であることから「ふん・尿・エサやりの始末は、飼い主が行う事。飼い主以外は、ペット避難所に立ち入らない事」とのルールを設定していました。

なお、高萩市の場合は、ルール等の設定については不明ですが、実態としては外につないでいたか、車の中に滞在していたというもので、石岡市の場合も石岡運動公園の館外につな

いでおくというものでした。

c. 配慮・支援

茨城県（行政）では、避難所におけるペットの飼養を支援するために、ペットフード、ケージの配布を行いました。

（カ）仮設住宅におけるペットの飼養状況

茨城県においては全 44 市町村のうち、16 市町村に仮設住宅が設置されました。このうちペット飼養可の仮設住宅が設置されたのは、日立市、高萩市、那珂市の 3 市でした。高萩市では民間住宅で 2 世帯がペット飼養可、那珂市については市が借り入れている民間住宅の一部（1 箇所）がペット飼養可となっており、犬 1 頭が飼養されています。日立市においては、市営については原則禁止となっていますが、民間借り上げの住宅については各管理者の方針によることから、詳細は不明です。

この他に、龍ヶ崎市と常総市ではペット飼養可の仮設住宅は設置していないものの、被災者が自らペット同居可の民間賃貸住宅を探し出して、これを市が仮設住宅と認定して借り上げるという対応が行われた事例があります（いずれも犬 1 頭の飼養）。また、美浦村でもペット同居希望の場合には、ペット同居可の仮設住宅を借り上げて提供し、5 頭の犬が飼養されています。

（キ）放浪動物・負傷動物の救護活動

茨城県では、震災による放浪・負傷動物に対して、行政として特別な保護活動は行っていませんが、通報があった場合には茨城県動物指導センター（所在地：笠間市）で対応し、保護収容しました。平成 23 年 4 月 14 日には通常業務を再開しており、3 月 11 日～4 月 13 日までの保護収容頭数の合計は犬 247 頭、猫 104 頭でした。ただし、これらの中には通常捕獲の犬・猫も含まれているため、被災ペットの保護収容数は不明ですが、震災に関連していると考えられる数十頭（60 頭以上）については公示期間を通常より延長（最大 22 日間の抑留）して、飼い主を探しました。

表 59 茨城県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成 23 年		合計
	3 月	4 月	
犬	120	127	247
猫	62	42	104

※平成 23 年 4 月 14 日に通常業務を再開したため、3 月 11 日から 4 月 13 日迄の頭数。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

茨城県では、飼い主からの一時預かり依頼を受け付け、動物愛護推進員やボランティア団体を預かり先としました。また、一時預かりにあたっては、飼い主とボランティアの間で「動物の一時保管依頼者誓約書」を取り交わし、ボランティアは茨城県との間で「動物の一時保管ボランティア誓約書」を取り交わしました。実際に一時預かりを行ったのは、平成 23 年 7 月に受け付けた犬 1 頭のみで、一時預かりは無料で行い、必要な費用については預かり先が負担しました。

飼い主が一時預かりを依頼した理由は、相談のみの場合も含めて、ペット飼養が認められていない住居に移ったことによるものでした。

なお、預かり期間が不明（長期）の場合の預かり先の確保が困難であることや、大型犬の預かり先が少ないことが課題となりました。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

a. 運営管理体制

茨城県では、既存の茨城県動物指導センターを動物救護に係る連絡調整、動物の保護収容活動及び保護施設として活用し、新たな動物救護施設は設置していません。運営管理にあたっては、センター長以下、獣医師、事務管理者等、通常の動物指導センター職員で対応し、飼養管理は平常時から委託している民間業者が行いました。いずれのスタッフも常勤であり、運営管理に必要な資金についても県の通常予算内で対応しています。ただし、必要な物資については、ペットフードは緊急災害時動物救援本部からの救援物資、ケージは環境省からの救援物資、事務用品、医薬品等は茨城県動物指導センターの物資を使用しました。

b. 飼養管理状況

茨城県動物指導センターでは、平成 23 年 3 月 11 日～4 月 13 日に合計犬 247 頭、猫 104 頭を保護収容し、犬 14 頭が元の飼い主に返還され、犬 73 頭と猫 36 頭が新たな飼い主に譲渡されました（ただし、通常の収容犬・猫との区別はしていません）。保護収容時及び収容中の病気や外傷の状況については不明ですが、断水で清掃が十分にできなかったため、飼養管理にあたっては消毒を徹底して行い、収容中に死亡したペットはいませんでした。

また、収容動物を減らす対策として、譲渡の促進に努めました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

a. 返還

放浪・負傷動物として保護収容されたペット（犬 247 頭、猫 104 頭）のうち、飼い主が判明したのは犬 14 頭で、これらは全て元の飼い主に返還されました。しかし、猫については、飼い主が判明したものはありませんでした。

また、一時預かり中の犬 1 頭については、まだ返還に至っていません。

b. 所有権放棄

被災したことにより飼い主がペットを飼養し続けることが困難となり、直接、茨城県動物指導センターに引き取りを依頼し所有権が放棄されたペットは犬 6 件 6 頭（猫は 0 頭）でした。そのうち、福島からの避難者によるものが 3 件ありました。

c. 譲渡

飼い主が判明しない被災ペットについて、延長した公示期間中（最長 22 日）に飼い主からの申し出がない場合には飼い主不明として扱い、譲渡の対象としました。その結果、犬 73 頭、猫 36 頭が新しい飼い主に譲渡されました。ただし、被災ペットと通常の収容犬・猫との区別はしていません。

また、所有権放棄された犬 6 頭のうち、2 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

茨城県では、茨城県動物指導センターに保護収容したペットに対する不妊去勢措置や、避難所や仮設住宅に飼い主と避難しているペットに対する不妊去勢費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

茨城県動物指導センターに保護収容したペットのうち、譲渡対象の犬に対しては混合ワクチンの接種を行いました。ワクチン接種は県動物指導センターにおいて同センター職員が行い、1 頭当たりの費用（実費 1,000 円程度）は県費で負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対し、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

茨城県動物指導センターに保護収容したペットの所有者明示等の装着状況については不明です。また、同センターに保護収容したペットに対するマイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、動物愛護推進員に協力を要請して協力可能者を募り、一時預かりの人員として個人 10 名、1 団体を確保しました。ただし、実際には一時預かり依頼は 1 件のみであったことから、ボランティアへの依頼は行いませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は、緊急災害時動物救援本部に依頼して確保しましたが、餌や水は不足している状態でした。支援を受けた物資は、茨城県動物指導センターから物資を必要としている市町村に配布すると共に、県獣医師会へ提供しました。さらに開業獣医師への物資の配布は県獣医師会に依頼しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

茨城県では、動物救護に関する資金の調達は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

茨城県では、被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は特に行っていません。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

茨城県では東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 3 月、茨城県地域防災計画内に“愛玩動物の保護対策”を位置づけ、さらに平成 24 年 12 月には、“茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン”等を策定し、より実効性のあるものとししました。

地域防災計画には「避難所でのペットの受け入れ」に関する記載を追加し、基本的事項として「災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。」としています。

また、同行避難については、「災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。」としています。さらに、避難所における動物の適正飼養に係る措置として、「市町村は自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適性飼養の支援に努める。」としています。

また、震災当時は動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、震災後は今後の災害に備えて、県動物指導センターにてランニングストック形式で、ドライフード約 300Kg、缶詰フード 140Kg、犬・猫用ケージの備蓄を開始しています。

動物救護活動全体について ～茨城県からのコメント～

<特に対応に苦労した点>

- 断水のため、収容施設の衛生確保に苦慮したこと。
- 預かり期間が不明（長期）の場合や大型犬の預かり先が少ないこと。

<今後、必要と考えられる点>

- 市町村との協力体制の構築
- 避難場所での動物飼養場所の確保
- ペットへの所有者明示の徹底
- 県民への情報周知方法の検討（インターネットが利用できない場合の周知方法の検討）
- 必要と想定される物資の備蓄
- 災害作業車の燃料確保
- 動物愛護推進員、ボランティア団体等との協力体制の構築
- あらかじめ動物救護施設候補地を選定・確保することは困難であり、仮に動物救護施設を立ち上げて閉鎖は非常に困難となることから、収容動物の譲渡先確保が大きな課題。

⑨栃木県

(ア) ペットの被災概況

栃木県内で飼養されていたペットにおいて、被災したペットはいませんでした。なお、東日本大震災以前の平成22年3月31日時点では、狂犬病予防法に基づく犬の登録数は120,253頭（宇都宮市を含む）でした。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び職員に対する被害状況の把握 特定動物飼養施設へ、動物の逸走がないかどうか確認
3月22日	各避難所へ、ペット同行避難者の有無及び、ペットに関する問題の有無を確認
3月23日	県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部で今後の対応を協議し、災害時避難動物等対策班を立ち上げ、連携してペット同行避難者へ対応を行うことを確認
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 災害時避難動物等対策班（県、宇都宮市、(社)栃木県獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部）の立ち上げ 市町村に対し、避難所におけるペット同行避難者の調査及び情報提供（動物病院・ペットホテルリスト配布）、相談窓口の周知を依頼 県設置の避難所へは県動物愛護指導センターが巡回（H23.3.29～）
4月18日、 19日	避難者が一次避難所から二次避難所（ホテル・旅館等）へ移転するために一次避難所で実施された意向再確認調査の中で、ペット同行避難者に対してペットに関する相談を実施
4月21日	災害時避難動物等対策班会議を開催、これまでの対応状況について情報交換、引き続き対応を行うことを確認
平成24年 5月21日	<p>災害時避難動物等対策班会議を開催、これまでの対応状況について情報交換</p> <p>平成24年4月以降新たな相談がないことから、災害時避難動物等対策班の活動を休止することを決定</p>
5月31日	災害時避難動物等対策班による活動を休止

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

栃木県では、東日本大震災発生以前より動物救護活動が必要な場合に備えて、あらかじめ動物救護活動の拠点とする施設を、栃木県動物愛護指導センターとすることを取り決めていました。

ただし、地域防災計画等に災害時の動物救護活動に関する記載はなく、動物救護活動マニュアルの策定や動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでした。また、県獣医師会等の関係団体との協定は締結していません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置されました。構成団体は、栃木県、宇都宮市、社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会栃木県支部で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担っています（図5）。

なお、平成24年4月以降、新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止しています。

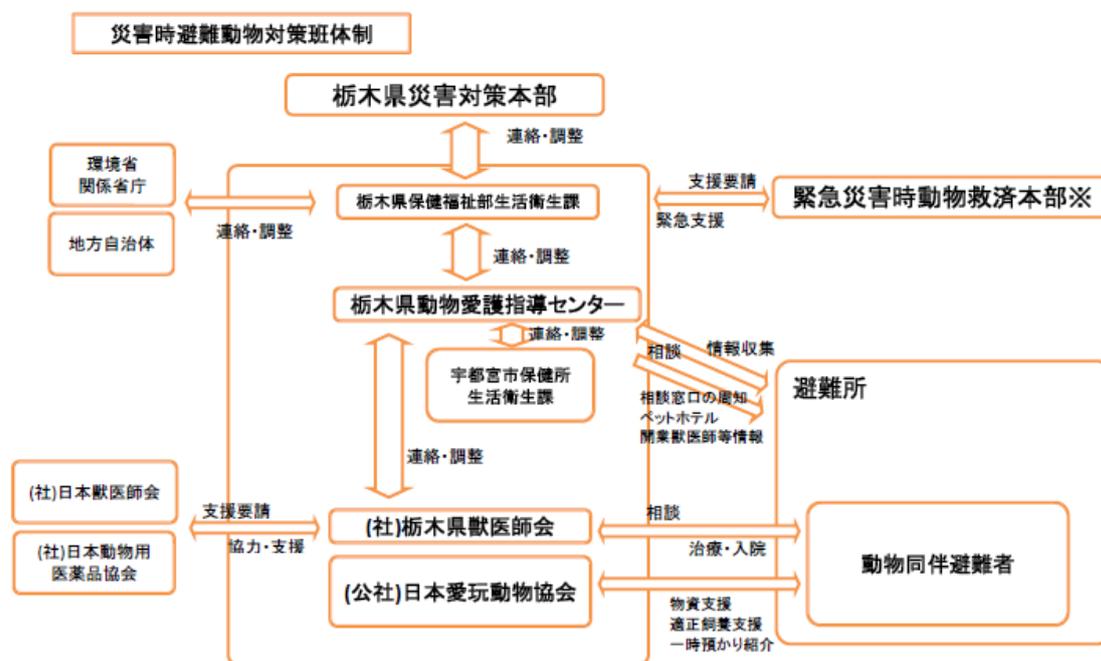


図5 栃木県における災害時避難動物対策班の体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

栃木県では、全 26 市町村のうち 13 市町村において 33 施設（平成 23 年 4 月 8 日現在）の避難所が設置されました。このうち、少なくとも 6 市町（足利市、栃木市、小山市、さくら市、高根沢町、那須町）の 15 施設にペット同行避難者が滞在していました。足利市と栃木市では、それぞれ 2 箇所の避難所のうち 1 箇所（平成 23 年 3 月 30 時点）で犬 2 頭ずつ、小山市では 1 箇所で（設置も 1 箇所）犬 3 頭と猫 1 頭（平成 23 年 4 月 7 日時点）、さくら市では 5 箇所中 1 箇所で犬 2 頭、高根沢町では 10 箇所中 2 箇所で犬 1 頭ずつ、那須町では 3 箇所中 2 箇所で犬 5 頭（猫は不明）が飼養されていました。

b. 条件・ルール

高根沢町では、高根沢町災害対策本部が施設状況（係留・飼養場所の確保困難）や衛生面、また人によっては動物が苦手など価値観の違いを考慮し、総合的に判断したうえで、「ペットは避難所屋内ではなく、避難所屋外で飼養する。」ことを決定し、係留場所を確保しました。また、那須町では 3 箇所のうち 1 箇所では施設の利用要件に従ってペットは外につないでもらうこととし、もう 1 箇所では他の避難者への影響や衛生面の管理から、避難所担当者が避難所建物外での飼養とすることとしました。

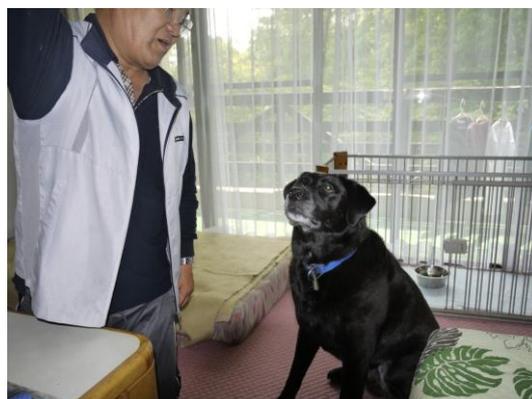
c. 配慮・支援

県（行政）は、避難所におけるペットの飼養を支援するために、（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部による支援物資の提供、ペット相談を実施しました。また、被災者同行のペットの数の報告、相談窓口の周知、動物病院及びペットホテルリストの避難所への配布等について、避難所を設置する市町村担当部署と連携・調整を図りました。

また那須塩原町では、主に福島県からのペット同行避難者に備えて、県内の動物病院、ペットホテルのチラシなどを用意して避難者に対する支援を行いました。



（社）栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部による二次避難所におけるペット相談及びワクチン接種



飼い主と共に二次避難所へ避難したラブラドルレトリバー

[写真提供：栃木県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

a. 箇所数・頭数

栃木県では、全 26 市町村のうち 4 市町が仮設住宅を設置し、このうち、小山市と那須烏山市の 2 市にはペット飼養可の仮設住宅が設置されています。小山市では 22 地区に設置した仮設住宅のうち全てを、また那須烏山市は 1 地区（設置も 1 地区）でペット飼養可としています。ただし、両自治体とも実際の飼養頭数については把握していません。

b. 条件・ルール

小山市では仮設住宅でのペット飼養に関する条件やルールは特に設定していません。一方、那須烏山市では、当初はペット同居を禁止していましたが、入居者の要望が強かったため、ペットの飼養については入居者同士で決めるようにしており、他の入居者の同意を得られれば飼養は可能となっています。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

栃木県では、行政による放浪・負傷動物の保護活動は実施していません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

栃木県では、飼い主からの一時預かり依頼を受け付け、預かり先は（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部が募集したボランティア宅としました。なお、災害時避難動物等対策班としての活動が平成 24 年 5 月 31 日で終了したため、一時預かりについても 5 月 31 日で受付終了となりましたが、対策班休止後も新たな依頼があれば検討することとしました。

平成 23 年 3 月～平成 24 年 9 月までの間の各月に一時預かりを受け付けた頭数は表 60 の通りで、合計は犬 5 頭、猫 2 頭でした。

一時預かりにあたっては、緊急災害時動物救援本部の契約書等を使用して、飼い主との間で取り決めを交わしました。飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

表 60 栃木県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
猫	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

栃木県では、新たな動物救護施設は設置していません。

(コ) 飼い主への返還状況、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりを行った犬 5 頭、猫 2 頭は、全て元の飼い主に返還されました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへの不妊去勢措置や、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、不妊去勢措置に係る助成は行っていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへのワクチン接種等や、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成は行っていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

栃木県では、飼い主から一時預かりしたペットへのマイクロチップ装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアの募集・受け入れについては、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、県にボランティアの希望が寄せられた場合には、(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部へ連絡し、その後、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行いました。

一次預かりは延べ 67 人、シェルター等の飼養管理は延べ 28 人、支援物資運搬は延べ 18 人に依頼しました(人数は希望者数であり、実際には従事しなかった者も含む)。なお、一時預かりボランティア希望者は多数いましたが、実際にマッチングをすると、すでに犬を飼っていたり、場所の問題で預かりとならない事例もありました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物の救護活動に必要な物資については、緊急災害時動物救援本部から(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部へ送られた支援物資を同支部が避難所へ配布しました。各避難所でどのような物資が不足しているかという情報を集めることに労を要す一方で、必要な物資が必要な避難者へ届かない可能性があることが課題となりました。実際の支援物資の中では、ペットのサイズに合わない首輪は要望に沿いませんでした。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

栃木県では、動物の救護活動に必要な資金の調達は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、市町村に協力を依頼しながら、インターネットを通じて行いました。しかし、全てのペット同行避難者へ情報が行き届かない可能性があることが課題となりました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

栃木県では、東日本大震災を踏まえて地域防災計画を見直し、飼い主の役割の追加、動物救護本部の設置、動物愛護推進員の役割の追加、ボランティアの募集についての記載を追加する予定です。

また、震災当時は、動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の災害に備えた備蓄について検討しているところです。



2012 とちぎ動物愛護フェスティバル会場における震災関連展示コーナーの様子

[写真提供：栃木県]

動物救護活動全体について ～栃木県からのコメント～

<特に効果的だった点>

本県は動物愛護行政の拠点が動物愛護指導センター1箇所であるため、県内全ての避難所を巡回することが困難である上、通常の業務をこなさなければなりません。

東日本大震災では、相談窓口を動物愛護指導センター1箇所に集約し、市町村、栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部の役割分担を決め、対応を行ったことが効果的でした。

<特に対応に苦労した点>

- 避難所のペット関連の情報を収集すること。

<今後、必要と考えられる点>

- ボランティアの活用
- 資金調達の仕組みの確立

⑩千葉県

(ア) ペットの被災概況

千葉県におけるペットの被災状況については、被災地（旭市）で首輪が抜けた痕がある犬1頭を保護した事例がある他は、詳細について把握されていません。

なお、平成22年12月末現在の千葉県内の犬の登録原簿保有数（千葉市、船橋市、柏市を含まない）は249,238頭でした。また、平成20年度「愛玩動物の飼養のあり方に関する調査研究（飼養実態調査）」に基づくと、飼い猫の飼養頭数は465,055頭となっています。

(イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生
3月12日	緊急災害時動物救援本部事務局（財団法人日本動物愛護協会）から、千葉県の被災状況の照会と動物救護に関して支援をする旨の連絡あり。
3月15日	千葉県動物愛護ボランティアへ、被災動物の一時預かり協力の依頼
3月16日	<p><関係団体等の対応状況></p> <p>①（社）千葉県獣医師会</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物救護センターの医療班として、被災動物（県を通して、一時預かりした被災動物を含む）については、獣医師会印旛支部が無償で応急治療を行う。常駐ではなく、傷病動物があった場合に佐倉市のO動物病院が窓口となる。 匝瑳市のI動物病院が、負傷動物救護事業の範囲内で無償の治療を内諾。 （社）日本獣医師会や業者から寄付されるフードがあれば動物愛護センターに送る。 香取市周辺で被災動物の疾病治療の要請があった場合は、H動物病院が窓口となり、無償で応急処置を行う。 <p>②千葉県飼鳥獣商組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 無償で提供可能なフードやリード等があれば動物愛護センターに送る。 被災動物の一時預かりが可能な組合員を募る。 <p>③（財）千葉県動物保護管理協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力できるボランティアがあれば知らせる。 ケージ等が多少あるので、貸し出し可能。 <p>④（社）日本愛玩動物協会千葉県支部</p> <p>本部の役員の指示待ち中。</p> <p>⑤千葉県動物愛護ボランティア</p> <p>10名から一時預かり可との回答あり。うち3名（犬3頭）と1名（猫2頭）については自車での送迎可能。</p>
3月17日	災害時動物救護活動マニュアルに基づき、千葉県動物救護本部及び千葉県動

	<p>物救護センターを設置。</p> <p>旭市（4カ所）、香取市（1カ所）の避難所に被災動物の支援に関する掲示を依頼。</p> <p>千葉県動物愛護ボランティア13名協力可能。（ボランティア登録者135名）</p>
3月22日	<p>緊急災害時動物救援本部へ動物救護活動に使用する物資の支援要請（ドッグフード、キャットフード、ペットシート、ケージ、リード、鎖）</p> <p>○（仮称）広域避難民を受け入れるためのインフォメーションセンターを設置する予定（21日投げ込み）。市町村が開設した避難所、民間ホテル、県有施設の空き情報等をHP掲載</p> <p>○いわき市生活衛生課から無料一時預かりについて問い合わせがあり、現時点では預かっていない旨を回答。</p> <p>○日本動物愛護協会から電話</p> <p>3月25日にドッグフード、キャットフードが400kg動物愛護センター（富里）に届く予定。</p>
3月23日	<p>動物愛護センターから、旭市三川（旧飯岡町の海岸周辺）で首輪が抜けた痕のある犬の保護情報あり。旭市三川は、被災した旭市（旧飯岡町）の海岸に近いことなどから、通常の捕獲犬と分けて、動物愛護センター（救護センター）に収容することとした。（特徴：黒 ラブ雑 メス 中）</p>
3月24日	<p>被災動物への支援活動を拡大</p> <p>岩手県、宮城県、福島県から避難してきた方の飼養動物への支援</p>
3月25日	<p>千葉県飼鳥獣商組合の紹介で、マースジャパンリミテッドからフードの提供</p>
3月30日	<p>千葉県動物救護本部で、動物救護活動に対する寄付の受入れを開始する。</p>
4月13日	<p>千葉県動物救護本部ボランティア登録要領を策定し、ボランティア登録を開始。（千葉県動物愛護ボランティア以外に、新たに1名登録）</p>
10月19日	<p>千葉県動物救護連絡会の設置</p> <p><構成団体等></p> <p>社団法人千葉県獣医師会</p> <p>財団法人千葉県動物保護管理協会</p> <p>社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部</p> <p>千葉県飼鳥獣商組合</p> <p>千葉県（千葉県健康福祉部衛生指導課）</p> <p>千葉市（千葉市保健福祉局健康部生活衛生課）</p> <p>船橋市（船橋市動物愛護指導センター）</p> <p>柏市（柏市保健所生活衛生課）</p>
10月28日	<p>衛第1353号により災害時における動物救護活動の協定締結について、各市町村長あて通知</p>
11月22日	<p>第1回千葉県動物救護連絡会の開催</p>
平成24年 1月31日	<p>千葉県動物救護本部の解散</p>

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

千葉県では、東日本大震災発生以前より、災害が発生した場合に備えてペットとの同行避難及び避難所におけるペットの受け入れ方針を『千葉県地域防災計画』（風水害等編）（震災編）及び『災害時における避難所運営の手引き』の中で定めていました。

『千葉県地域防災計画』では、「市町村は、ペットとの同行避難に備えて、『災害時における避難所運営の手引き』を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。」と記載されています。

また、『災害時における避難所運営の手引き』では、「避難者は、できる限り飼養しているペットは同行避難することとし、自宅に置き去りにしないことが大切です。」とされ、避難所におけるペット対策の必要性、避難所におけるペット収容の問題点（衛生面、鳴き声等の騒音面、糞尿の処理、臭い等）、避難所におけるペットの効用、避難所におけるペット対策の考え方（収容場所の決定、給餌等の世話に関するルールの決定）、他の支援団体等への要請、ペットの救護活動について記されています。

b. マニュアルの策定

震災発生以前より『災害時動物救護活動マニュアル』を策定していたほか、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、動物救護活動の拠点とする施設をあらかじめ取り決めており、拠点施設は動物愛護センター、動物愛護センター東葛飾支所、及び被災場所により設置を検討することとしていました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

千葉県では、平成 23 年 3 月 17 日に千葉県動物救護本部（以下「県救護本部」という。）が設置されました。構成団体は、社団法人千葉県獣医師会（本部）、財団法人千葉県動物保護管理協会（監事）、千葉県飼鳥獣商組合（副本部）、千葉県健康福祉部衛生指導課生活衛生推進室（事務局）でした。（図 6）

また、県救護本部の設置と同時に下部組織として動物救護センターも設置され、同センターの構成団体は、社団法人千葉県獣医師会、財団法人千葉県動物保護管理協会、社団法人日本愛玩動物協会千葉県支部、千葉県飼鳥獣商組合、千葉県（千葉県動物愛護センター）、千葉市（千葉市動物保護指導センター；被災地に千葉市が含まれる場合）、船橋市（船橋動物愛護指導センター；被災地に船橋市が含まれる場合）、柏市（柏市保健所生活衛生課；被災地に柏市が含まれる場合）の職員並びにボランティアとなっています。

なお、同本部は、平成 24 年 1 月 31 日に解散しましたが、これは新たな支援要請がないことと、被災動物への支援物資及び義援金の取扱いについて、千葉県動物救護連絡会において協議・決定したことにより判断されました。なお、解散時にボランティアが一時預かり中であった猫に対する支援は解散後も継続し、そのまま預かり者へ譲渡されることになりました。

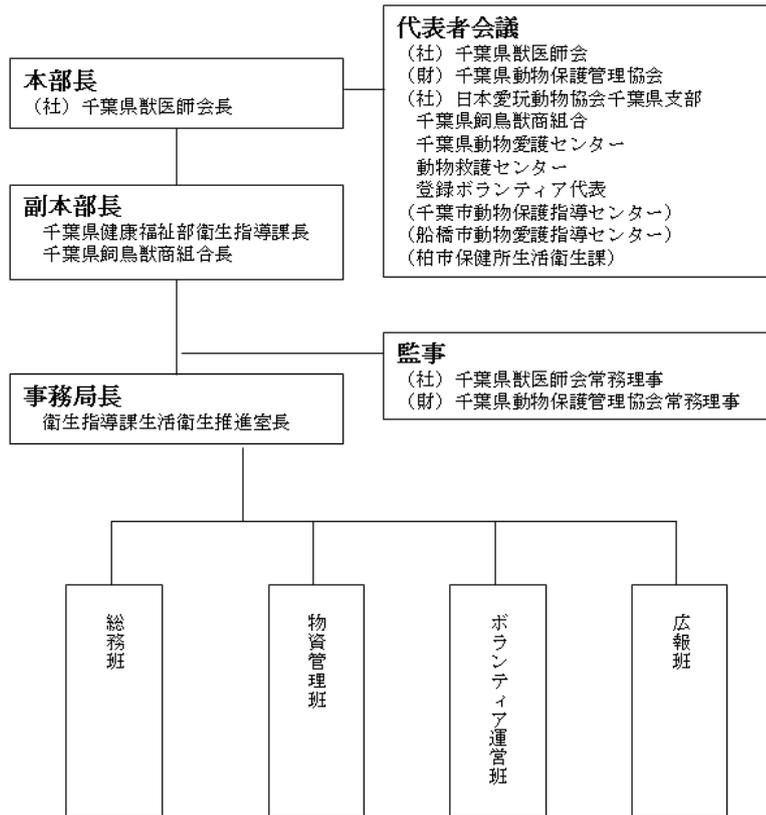


図 6 千葉県動物救護本部の組織図 (平成 23 年東北地方太平洋沖地震)

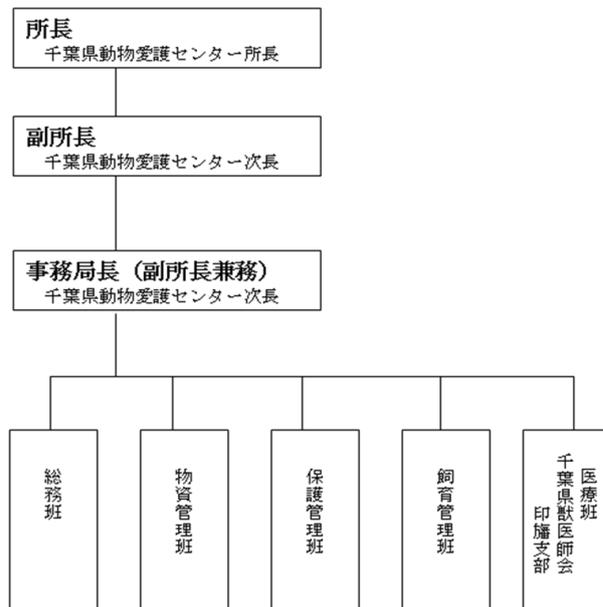


図 7 動物救護センターの組織図 (平成 23 年東北地方太平洋沖地震)

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

千葉県においては、旭市内に4箇所、香取市内に1箇所の避難所が設置されました。全ての避難所でペットの施設内入室は禁止され、敷地内での係留または自家用車内での飼養は可能とされていました。避難所で飼養されていたペットの頭数は、犬10～20頭と猫数頭と推測されています。

なお、千葉県（行政）では、避難所に対し被災動物の支援活動実施（物資の提供、飼養・健康相談等、一時預かりの実施、問い合わせ先など）についての掲示等を行っていました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

千葉県内においては、旭市に200戸、香取市に30戸の仮設住宅が設置されましたが、いずれもペットの飼養は禁止されていました。しかし、実際には仮設住宅でのペットの飼養が10件程度あり、市役所がペットの飼養は禁止していることを説明して対応しました。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

千葉県（行政）では、震災に伴う放浪・負傷動物の保護活動は行っておらず、震災後も通常の捕獲及び負傷動物収容業務を行っていました。その中で、震災により被災したと考えられる犬1頭を保護し、千葉県動物愛護センター（所在地：富里市）に収容しました。また、被災ペットの飼い主を探すにあたっては、通常の捕獲犬等と同様に公示及びホームページへの掲載を行いました。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

千葉県では、飼い主からの一時預かりを受け付け、千葉県動物愛護ボランティア及び千葉県動物救護本部ボランティアが預かり先となり、県から個人11名に委託する形をとりました。また、一時預かりにあたっては、飼い主と「動物の一時保管依頼書」を取り交わしました。平成23年3月～平成24年1月までの各月に預かりを受け付けた頭数は表61の通りで、合計は犬3頭、猫8頭でした。

飼い主が一時預かりを依頼する理由としてもっとも多かったのは「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「仮設住宅でのペットの飼養が許可されていないため」の順でした。

なお、一時預かりの費用については、預かり先が負担する場合と飼い主が負担する場合があります。

表 61 千葉県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年										24 年	合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	
犬	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
猫	1	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	8

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

a. 運営管理

千葉県では、被災地が動物愛護センター管轄内であったことから、同センターが動物救護センターとして機能し、新たなシェルターは設置していません。また、センターの運営管理体制についても、通常の収容及び管理業務の体制としましたが、必要な物資については緊急災害時動物救援本部や各関係団体、及び個人の方からの寄付により調達しました。

b. 飼養管理

動物愛護センターに保護収容した被災ペット（犬 1 頭）は、一般の収容動物とは別に区画し、個体管理を行いました。また、通常の収容期間よりも長く抑留することにより、飼い主への返還を最優先としました。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりをしたペット（犬 3 頭、猫 8 頭）のうち、犬 2 頭、猫 4 頭は元の飼い主に返還されました。その一方で、犬 1 頭、猫 3 頭は飼い主の引取りが困難となり、所有権が放棄され、譲渡の対象となりました。また、被災ペットとして保護収容されていた犬 1 頭についても、一般の公示（2 日間）の後、約 1 ヶ月間抑留を継続しても飼い主が現れなかったため、譲渡の対象としました。これら譲渡対象となった犬 2 頭、猫 3 頭は、いずれも新しい飼い主に譲渡されました。譲渡にあたっては、譲渡対象者と誓約書を交わしました。

なお、飼い主が引き取れなかった理由として最も多かったのは、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」で、次いで「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

千葉県では、被災ペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

千葉県では、飼い主から一時預かりをしている犬及び猫と譲渡対象の犬については、混合ワクチンの接種を行いました。ワクチン接種等は県獣医師会所属の動物病院で実施し、飼い主負担はなしとしました。

なお、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

被災したと考えられた犬 1 頭については、首輪が抜けた跡がありましたが、鑑札や狂犬病予防注射済票が装着されていたかどうかは不明です。

なお、千葉県では、被災ペットに対するマイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ペットの救護活動にあたっては、平成 22 年度千葉県動物愛護ボランティアの登録者に協力を依頼するとともに、千葉県動物救護本部ボランティアの募集を行って人材を確保しました。ボランティアは、全員ボランティア保険に加入することとし、被災地からの避難者（岩手県、宮城県、福島県から避難された方を含む）の飼養動物に対しての一時預かりを 11 人に、世話を 1 人に依頼しました。ボランティアの人材については県衛生指導課で把握し、協力が必要な場合には直接交渉を行いました。実際にはボランティアがあまり集まらず、協力が必要な場合にボランティアとのマッチングが難しい状況でした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資については、団体や個人から寄付を受けた物資を、提供依頼のあった保健所や千葉県動物愛護センターへ必要分配布しました。フード、リード、首輪は役立ちましたが、ケージ、ペットシートなどは不足していました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、独自に義援金を集めて確保しました。義援金の募集はインターネット上で行い、集まった義援金の総額は 384,093 円でした。これらの義援金は、ボランティアの一時預かりに係る費用、ボランティア保険料、福島県動物救護本部への義援金として配布しました。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、避難所の避難者に向けてポスター・チラシを避難所等に掲示する形で行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、災害時の動物救護活動に関して関係団体との協定はありませんでしたが、震災後の平成 23 年 6 月 1 日、千葉県（行政）は、公益社団法人千葉県獣医師会、財団法人千葉県動物保護管理協会、千葉県飼鳥獣商組合と協定を締結しました。

また、平成 23 年 10 月 28 日付け衛第 1353 号により、「災害時における動物救護活動に関する協定締結について」を各市町村長宛てに通知しました。さらに『災害時における避難所運営の手引き』では、避難所に住民と同行避難したペット動物の飼養管理や負傷動物の救護活動を実施することが望ましいとしており、これらの活動を行うためには、動物の治療、ペットフードの確保、飼養管理などが行える動物関係団体と事前に協議し、費用負担や活動内容に関する協定などの締結しておくことを促す内容となっています。

また、震災当時は、動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後は千葉県動物愛護センターにフードやケージ等がある程度備蓄しておくことを検討しています。

動物救護活動全体について ～千葉県からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 災害時動物救護活動マニュアルを策定していたことから、救護本部及び救護センターの設置や被災動物への対応が可能であったこと。
- 千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うことができたこと。

<特に対応に苦労した点>

- 個々の事例に対する、ボランティア協力者とのマッチングや調整について、県で募集した動物愛護ボランティアには事前に被災動物の一時預かりの可否や預かり可能な動物の種類及び数を照会していましたが、各ボランティアが日常の活動として、犬・猫の保護等をしているケースがあり、被災後に問い合わせても、収容するスペースがない等の理由で預かってもらえないことがありました。
- 今回は特に外飼いの犬・猫の預かり先を見つけるのが大変でした。外飼い犬は、番犬として飼っていることが多く、鳴き声がネックとなり、預かりを断られることがありました。
- ガソリンの不足ということも重なり、車はあるが迎えに行けないということもありました。

<今後、必要と考えられる点>

- 市町村ごとに、被災地になった場合の対応がスムーズに行えるように、地域ごとのマニュアルを策定すること。
- 会議等で各市町村と地域獣医師会との間の協定締結の必要性について説明しているが、なかなか進まないことへの対応策。
- 被災動物の預かり先を効率よく見つける方法。
- 甚大な被害を受け、救護活動ができない場合の対応について（他自治体や動物愛護団体との協定等）

(2) 被災地以外（または被災地周辺）における動物救護活動

本項では、東日本大震災における直接の被災地ではないものの、被災地周辺に位置し、被災地の動物救護活動に対する支援活動を行った自治体の活動状況等について記述しています。

①秋田県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

秋田県では、災害が発生した場合に備えて、ペットとの同行避難に関する方針を定めており、その概要は「原則飼い主の責任で対応するが、市町村及び県が支援する。ただし、負傷又は飼い主が不明の飼養動物については、保護収容施設を確保する。」というものです。また、地域防災計画には「避難所への飼養動物の持ち込みは原則不可。県が確保する保護収容施設において管理する」と記載されています。

また、発災前に「秋田県災害時動物救護活動マニュアル」を策定していたほか、(社)秋田県獣医師会と災害時の動物救護対策本部への協力（被災動物の治療、必要物資の確保など）に関する協定を結んでいました。

なお、災害時の動物救護活動の拠点とする施設については取り決めていませんが、収容施設を設置するまでは、当面動物管理センターを収容施設とする、としています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

秋田県では、東日本大震災に伴う動物救護本部等の設置は行っていません。また、新たな動物救護施設等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

秋田県においては、他県からの避難者への支援として、市町村により 39 箇所の避難所が設置されましたが、いずれも避難所へのペットの同行は不可とされていました。

なお、秋田県内には仮設住宅は設置されていません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

秋田県は避難者が同行したペットの一時預かりを受け付け、保健所の収容施設で犬 1 頭（H23 年 3 月）と、ボランティア宅で犬 1 頭（H23 年 7 月）を預かりました。また、一時預かりにあたっては飼い主との間で誓約書を取り交わし、預かりの費用は県が負担しました。

なお、一時預かりの相談は 4 件あり、その理由としては、「避難者受入施設でのペットの飼養が許可されていないため」、「避難者受入施設の駐車場の車の中で飼養していたが、一時的に他県へ行かなくてはならないという個人的事情のため」、「避難した親戚宅で犬の鳴き声等の迷惑を考慮したため」、というものでした。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりした犬 2 頭については、平成 24 年 9 月 30 日時点において、既に元の飼い主に返還されています。

(セ) ボランティアの活動状況

秋田県では、一時預かりのボランティアを動物愛護推進員等 5 人に依頼しました。また、獣医師会に対して、避難者が動物病院に同行ペットの健康相談などを行った際の支援などのボランティア協力の依頼を行いました。

なお、秋田県では県外からのボランティアの受け入れは行っていません。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

獣医師会との協定に基づき事前に準備していたケージは、動物管理センターに配備しました。また、環境省からの支援として送られたケージについては、県内 7 箇所の保健所に配備し、これらのケージは要請に応じて貸出しを行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

発災時は動物救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでしたが、今後の備蓄予定については検討中です。

動物救護活動全体について ～秋田県からのコメント～

震災等への支援については、当然のことながら人への支援が最優先されるため、その状況の中で、動物救護活動の必要性を認識させることに苦勞しました。

②山形県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

山形県では、東日本大震災発災前に社団法人山形県獣医師会と「災害時における被災動物対策に関する協定書」に基づく協定を締結しています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

山形県では、現地動物救護本部等は立ち上げませんでした。平成 23 年 3 月 30 日に山形県健康福祉部保健業務課と社団法人山形県獣医師会において、協定に基づく被災動物の一時保管体制を確立しています。

なお、平成 24 年度 9 月 30 日時点において一時保管（一時預かり）しているペットはなく、対応は実質終了しています。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

山形県内には、54 施設の避難所（平成 23 年 3 月 31 日時点に実際に避難者を収容している施設）が設置されました。このうち 17 施設（平成 23 年 4 月 4 日時点）において、ペット同行の被災者が滞在しており、避難所における延べ飼養頭数は、犬 64 頭、猫 12 頭（平成 23 年 3 月 30 日時点）でした。

避難所を設置する市町村の担当部署には、山形県、社団法人山形県獣医師会が一時保管、相談受付等について周知し、連携・調整を図りました。

避難者のほとんどが自家用車による避難を行っており、避難者らの自主的な判断により、動物飼養は各自家用車にて行われました。山形県では避難者への支援として、担当保健所による動物飼養相談を行いました。

なお、山形県内には仮設住宅は設置されませんでした。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

山形県及び社団法人山形県獣医師会では、飼い主からの一時預かり（一時保管）を受け付け、県内動物病院及び県動物指導センターを一時保管施設とし、県内動物病院では犬 7 頭及び猫 3 頭を、県動物指導センターでは犬 6 頭を預かりました。一時保管の手続きや飼い主の責務等については、『東北地方太平洋沖地震』被災動物の一時保管の実施について」に明記されています。また、一時保管の費用は、山形県又は一時保管先が負担しました。

なお、飼い主が一時保管を依頼する理由は、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

一時保管施設となった山形県動物指導センターの運営管理は平常時と同じ体制であり、運営管理の資金及び物資についても通常時予算で対応しました。

同センターの収容可能頭数は犬 11 頭、猫 4 頭ですが、実際の収容数は犬 6 頭で、このうち 4 頭が飼い主に返還され、2 頭が譲渡されました。

なお、シェルター収容時及び収容中に何らかの病気（外傷含む）にかかったり、死亡したペットはいませんでした。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時保管したペットのうち、県内動物病院の犬 7 頭、猫 3 頭は全て飼い主に返還されましたが、県動物指導センターで飼い主に返還されたのは犬 4 頭でした。山形県では、飼い主への返還が進むよう定期的に飼養者への状況報告を行いましたが、残りの 2 頭については、飼い主が病気・怪我などで返還が困難となったため、所有権が放棄されました。これらは、通常の譲渡事業において新たな飼い主に譲渡されました。なお、譲渡を行うにあたって、「山形県犬及びねこの譲渡実施要領」に基づき、譲渡対象者は保健所が開催する講習会の受講者となりました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

一時保管したペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等はありません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

一時保管したペットについては、譲渡対象の犬のみ混合ワクチンを接種しました。接種は県動物指導センターで実施し、費用はワクチン・注射器などの実費のみ（約 1,150 円）を譲渡事業の予算から負担しました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

一時保管したペットに対し、マイクロチップの装着はありません。

(セ) ボランティアの活動状況

震災に伴う動物救護活動に関してボランティアへの協力依頼、受け入れは行っていませんでした。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護に必要な物資は、社団法人山形県獣医師会等のボランティアからの送付により調達しました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、通常予算の範囲で対応可能であったため、義援金の募集等はありませんでした。

(チ) 広報・普及啓発活動

避難所等におけるペットの適正な飼養管理等について、ポスター・チラシの配布や保健所職員の派遣を行って、被災者への広報・普及啓発活動を行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に「避難所へのペットの受け入れ」、「仮設住宅でのペットの飼養」等について、新たな記載の検討と、社団法人山形県獣医師会との災害時協定に加え動物救護に関する協定を検討することとしています。

動物救護活動全体について ～山形県からのコメント～

社団法人山形県獣医師会とうまく連携がとれたことが効果的でした。

③新潟県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針・地域防災計画

新潟県では、東日本大震災発生以前より、災害時の「同行避難」、「避難所でペットの受け入れ」、「仮設住宅でのペットの飼養」についての方針を定め、地域防災計画に次のように記載しています。

【同行避難】

- ・ 県は、関係団体と協力体制を確立するとともに、動物救済本部を設置し、飼い主の支援を行う。
- ・ 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

【避難所でペットの受け入れ】

- ・ 県は、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。
- ・ 県は、避難所において動物が適正に飼養されるよう支援を行う。
- ・ 市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。
- ・ 市町村は、避難所を設置するに当たり、動物同行の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

【仮設住宅でのペットの飼養】

- ・ 市町村は、仮設住宅を設置するに当たり、住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
- ・ 動物救済本部は、仮設住宅で適正に動物が飼養できるよう支援を行う。

b. マニュアルの策定

新潟県では、地域防災計画を動物救護活動に関するマニュアルとして活用しています。

c. 拠点施設

東日本大震災発生以前より、災害時の動物救護活動の拠点施設を、新潟県動物愛護センター、新潟県上越動物保護管理センター、新潟県下越動物保護管理センター、その他県内 12カ所の保健所とすることを取り決めていました。

なお、地方獣医師会等と災害時の動物救護活動に関する協定は結んでいません。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

新潟県では、平成 23 年 3 月 18 日に「新潟県動物救済本部」が設置されました。同本部は、新潟県、新潟市、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会で構成され、その活動内容は被災ペット飼養者への飼養支援、避難所におけるペット同行避難者への飼養支援、被災ペットに対する獣医療支援（ワクチン接種、避妊手術助成等）でした。各構成団体の役割分担は、新潟県及び新潟市が被災動物飼養者への総合支援、支援活動の計画・調整等、県獣医師会が獣医療支援等の飼養支援、新潟県動物愛護協会が飼養相談等の飼養支援としました。

また、県獣医師会は、新潟県動物救済本部の設置を受け、3 月 25 日付で県獣医師会に「東北関東大震災避難者同伴動物救護本部（本部長、副本部長、総務班・避難所対策班で構成）」を立ち上げ、県内を 10 地区に分けて避難所対策班員を設置し、県下保健所（動物保護管理センター）と連携して、避難所等における救護活動を行いました。

なお、新潟県動物救済本部は、現在（平成 25 年 3 月末日時点）も解散していません。

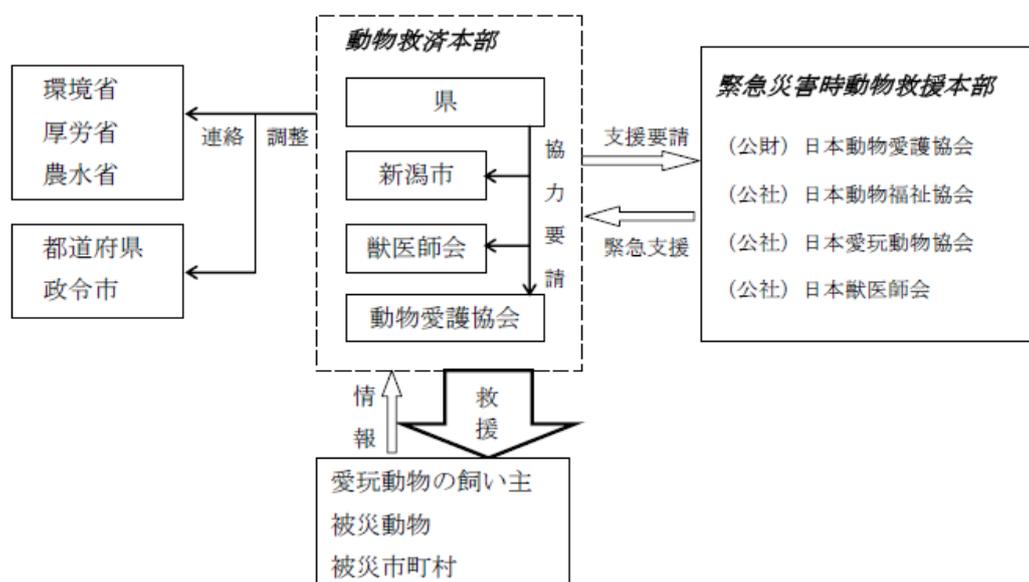


図 8 新潟県動物救済本部連携体制

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

新潟県内においては、68箇所の避難所が設置され(平成23年4月22日時点)、このうち、21市町村40箇所の避難所で、犬・猫など266頭の避難が確認されています(平成23年5月6日時点)。

b. 条件・ルール

避難所においてペットを受け入れるにあたっては、避難施設管理責任者が被災者の要望を聞きながら全体のコンセンサスを取り条件を設定しました。条件の内容は、ペット飼養スペースの区分、ペット用避難施設の設置、犬の係留、ケージ内飼養、飼養環境の清掃等で、これらは、家族の一員であるペットと離れたくない(ペットと一緒に辛い避難生活を乗り越えていきたい)という避難者への配慮と同時に、集団生活の中で、動物が嫌いな人への配慮、及び疲労が蓄積しやすい避難所生活の中で、動物を飼養していない避難者のストレスにならないよう配慮するために設定されたものです。

ペットの受け入れにあたって、避難所を設置する市町村部署との調整は特にありませんが、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出し、避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して、被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めました。具体的には、関係者とのディスカッションにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県(保健所)によるフォロー体制をとり、ペットの受け入れ体制を整えました。

c. 配慮・支援

新潟県(行政)では、ペット飼養スペースの区分の提案・支援、ペット専用避難施設設置(既存施設の改造又はスーパーハウス等の設置)の提案・支援を行いました。

また、新潟県動物救済本部としては、ペットフード等の無償配布、飼養用品(ケージ等)の無償貸与、動物飼養(健康)相談、ワクチン接種、外部寄生虫(ノミ・ダニ)の予防、被災動物の一時預かり(やむを得ない事情の場合)などを行って避難所でのペット飼養を支援しました。



新潟市避難所の動物用避難施設

※新潟市西総合スポーツセンターのゲートボール場を動物用避難施設として利用。



新発田市避難所の動物用飼養施設と飼養状況

※新発田市カルチャーセンターの外に動物飼養のためのプレハブを設置。

[写真提供：新潟県]

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

新潟県では、新たな仮設住宅を設置した市町村はありませんが、平成 23 年 7 月から、県による仮設借り上げ住宅制度の運用を開始しました。本制度は、被災者自らが、宅建協会の斡旋物件又は自ら見つけた物件から住居を選択し、その家賃を県が負担（2 年間）するものです。被災者の方々は、それぞれのライフスタイルに合わせ、ペットと暮らせる物件を探して移り住み、個別に新しい生活をはじめています。そのため、仮設借り上げ住宅に対する個別のトレースは難しく、その詳細は把握していません。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

やむを得ない理由により避難所で飼養困難な動物については、動物救済本部の支援メニューとして明示し支援体制をとっていましたが、依頼はありませんでした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

新潟県では、動物救護施設は設置していません。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

新潟県では、避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、不妊去勢措置に係る助成制度を設けました。1 頭当たりの助成費用は、避妊手術 2 万円、去勢手術 1 万円とし、動物病院において手術料金から助成額を差し引いた額を飼い主に請求しました。自由診療のため、飼い主の負担額は不明ですが、ほとんど負担はない状況でした。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

不妊去勢措置と同様に、避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、ワクチン接種の助成制度を設けました。費用は飼い主負担なしの全額助成とし、動物病院での無料接種を行いました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

新潟県では避難所等に飼い主と避難しているペットに対し、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

新潟県動物救済本部構成員（新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会）からの協力を得て、新潟県動物愛護協会会員、新潟県獣医師会会員に、避難所における支援のボランティアを依頼しました。また、専門職のボランティアとして、新潟県獣医師会等の獣医師や動物看護師に協力を依頼しました。

ボランティアの管理は、新潟県動物愛護協会又は新潟県獣医師会が総合調整を行い、現場では行政（動物保護管理指導班長）が調整し対応しました。また、派遣にかかる事務は、具体的に新潟県動物救済本部構成団体各々で実施しました。

役割分担としては、新潟県動物愛護協会は避難所におけるペット飼養相談、新潟県獣医師会は避難所におけるペット健康相談（無料診察）、獣医療支援及び避難者（被災者）に対する獣医療支援を行いました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資については、行政、動物愛護団体、獣医師会会員が避難所を巡回し配布しました。また、動物保護管理センターおよび保健所において、被災者に取りに来てもらう形での配布も行いました。

支援物資の中では、組み立て式中型ワイヤーケージや猫用立体（2段）ケージが役に立ちました。一方、堅牢な大型ケージ（組み立て式でないもの）やクレートは、広い動物救護施設を新設する場合は十分に活用できるアイテムになるかと思いますが、動物同行避難を推奨し、各飼い主の手元での飼養を想定した場合、持ち運び（移動）や置き場所の関係で、使いつらいアイテムとなりました。一方、猫砂、ペットシート、うんちパックなどは不足していました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

今災害での募金等は実施しておらず、必要な資金は過去の災害時の義援金を原資とした新潟県動物救済本部の基金を充当しました。

なお、新潟県獣医師会に対しては、(社)日本獣医師会から、平成23年6月8日付けで「現地の動物救済本部の構成団体として、また、地方獣医師会として救護活動に取り組んでいる地方会」への支援義援金として100万円が分配され、獣医療支援事業の動物用医薬品購入費に充当し活用しました。

(チ) 広報・普及啓発活動

ペットの適正な飼養管理等を被災者へ周知するために、インターネットを活用したほか、避難所等にポスター・チラシを掲示しました。また、被災者の要望を把握するため、返信用はがきを配布しました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

飼い主に対しては、平常時から、ペット同行避難にかかる準備を啓発し、行政としては、備蓄している支援物資の管理を適正に行い、災害時に速やかに提供できる体制をとるとともに、災害時の支援物資調達ルートの確保に努める予定です。

また、避難所及び仮設住宅の設置主体となる市町村に対しては、災害発生時、速やかにペットの受け入れ体制がとれるよう調整を進める予定です。

動物救護活動全体について ～新潟県からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 今災害対応では、ペット同行避難者への飼養支援を重点的に実施したこと。
- 獣医療支援では助成制度を設け実績（効果）を得たこと。
- 過去の災害対応を教訓とした関係団体との連携体制構築により、避難所開設当初より避難所の巡回を開始し、きめ細かな飼養支援（要望の把握と支援物資の配布等）を展開できたこと。
- 獣医療支援では、要望の把握の後に実施したこともあり、ワクチンによる伝染病の予防、不妊手術の必要性、健康管理等の重要性の理解が深まり、間接的に適正飼養啓発の一助となったこと。
- 県動物救済本部救済基金を活用することができたため、初動より活動資金に不安がなかったこと。
- 中越、中越沖地震の経験を踏まえた緊急災害時動物救護対策指針に基づき、実施体制が確立されていたため、役割分担等については速やかに連携することができたこと。

<特に対応に苦労した点>

- 今災害は、過去の災害とは異なり、避難者が自家用車で避難してきているため、避難所利用者の出入りが激しく、避難所利用日数も数日の場合があるなど、避難者（ペット）の状況把握が非常に難しかった。
- 避難所が県内全域と広域に渡ったため、連絡調整が難しかった。
- ペットフードについて嗜好性を重視（銘柄指定）するケースや、ペットは動物病院に預け、飼い主はホテルに宿泊するといったケースもあり、被災者の定義づけに苦慮した。

<今後、必要と考える点>

【災害時】

避難状況の把握が難しい状況において、実際は動物救済本部として人海戦術で避難所を巡回し、動物飼養情報を入手した場合に支援を実施していたが、やむを得ない対応とはいえ、決して効率的な対応ではありませんでした。

今後は、動物同行避難者が避難所に来た場合に、即行政に連絡が入るような体制を整備することにより、より効率的な対応を検討し、そこで発生する余力を他の支援に振り向けるなどの検討が必要と考えます。

また、今災害のように、人の移動が激しいケースでは、避難所単位（避難所巡回）での支援は効率が悪いことから、飼い主自らが動物救済本部に対して直接支援を申し出るような体制（窓口）の整備が必要と考えます。

【平常時】

動物救護活動全般で今後、ペット同行避難のさらなる普及啓発が必要と考えます。飼い主には、平常時において、

- ペットの避難訓練
- ペット同行避難ができるしつけの実施
- 避難時の持ち出し物品の準備
- どの避難所がペットと一緒に避難できるかという部分の把握

が必要と考えます。

また、市町村には、ペット同行避難を想定した防災計画の策定が求められます。

④埼玉県

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

埼玉県では、東日本大震災発生以前より、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、「埼玉県動物指導センター」を動物救護活動の拠点とする施設として取りきめていました。

また、発災前より動物の救護に必要な物資として、犬用ケージを 40 個（大：2、中：18、小：20）、猫用ケージを 20 個を備蓄していました。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

埼玉県では、東日本大震災に伴う現地動物救護本部等は設置していません。

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

埼玉県においては、105 施設（県設置 6 施設、市町村設置 99 施設）の避難所が設置され、このうち 16 施設にペット同行の被災者が滞在し（平成 23 年 4 月 4 日時点）、避難所での飼養頭数は犬 38 頭、猫 11 頭でした（H23 年 4 月 5 日時点）。

b. 条件・ルール

避難所が公共施設であること、民間アパートでペット不可であること、衛生管理が難しいこと、他利用者との兼ね合い、などの理由から、施設管理者が、飼養場所を居室以外の部屋、屋外、車の中などに限定するルールを設定しました。

c. 連携・配慮・支援

県は、避難所における動物の飼養等に関する相談窓口（保健所・埼玉県動物指導センター）について、避難所を設置する市町村に情報提供を行い、県と市町村担当部署とで連携・調整を図りました。

また、埼玉県加須市の「旧騎西高校」を避難所として、福島県双葉町の住民約 1,400 人を受け入れています。ここでは、動物愛護団体、動物愛護推進員、双葉町役場関係者、加須市及び県の連携により、敷地内の弓道場を利用して動物専用の飼養施設を設置したほか、愛護団体の善意により施設内にエアコンが整備されています。また、地元の開業獣医師が犬の狂犬病予防接種や人獣共通感染症対策等への協力を行いました。



旧騎西高校の弓道場（埼玉県加須市）



弓道場にエアコンが完備された動物飼養施設



弓道場での飼養の様子

[写真提供：埼玉県]

表 62 旧騎西高校における双葉町からの避難状況

	H23. 4. 5	H24. 1. 13	H25. 1. 6
避難者数	1,415 人	599 人	146 人
避難ペット（犬）	12 頭	4 頭	2 頭
避難ペット（猫）	2 頭	2 頭	1 頭

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

埼玉県においては、8 市町村に仮設住宅が設置されましたが、ペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。しかし、実際には犬 1 頭が飼養されていたとの情報がありました。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かり依頼については、県動物指導センターが仲介し、協力可能な動物愛護団体が犬 5 頭（猫は 0 頭）の預かりを行いました。預かりにあたっての飼い主との取り決めは、動物愛護団体が設定しました。

飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」で、次いで「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」でした。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

埼玉県では、新たな動物救護施設は設置していません。

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

一時預かりの犬 5 頭については、現在も飼い主への返還には至っておらず、愛護団体が預かりを継続しています。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対する不妊去勢措置や費用の助成制度等は設けていません。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対するワクチン接種等や費用の助成制度等は設けていません。

(ス) 所有者明示等の実施状況

避難所等に飼い主と避難しているペットに対して、マイクロチップの装着は行っていません。

(セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、日頃から埼玉県動物指導センターの譲渡事業に協力してもらっている団体に連絡し、被災動物の一時預かりが可能な団体の把握に努め、被災動物の一時預かりを1団体に依頼しました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資の受け入れ、提供はありませんでした。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

義援金の募集等、資金の確保は特に行っていません。

(チ) 広報・普及啓発活動

被災者への避難所等におけるペットの適正な飼養管理等についての広報・普及啓発活動は、避難所等にポスターを掲示したり、保健所職員が管轄地域内の避難所を訪問してチラシを配布して行いました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

平成23年11月に「地域防災計画」を改訂し、「避難所でのペットの受け入れ」についての記載を追加しました。概要は「居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に専用スペースを設けて飼養させる。ただし収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設けて飼養させる。」というものです。

また、発災前には、災害時の動物救護活動に関する協定を地方獣医師会等と結んでいませんでしたが、現在、(社)埼玉県獣医師会と覚書締結に向けて協議中です。

また同様に、発災前には災害時の動物救護活動に関するマニュアル等を策定していませんでしたが、現在作成中です。

動物救護活動全体について ～埼玉県からのコメント～

<特に効果的だった点>

埼玉県では、県内に設置した避難所に被災地から 4,000 人以上を受け入れ、うち、約 2,000 人が「さいたまスーパーアリーナ」に一時避難しました。このアリーナには、福島県双葉町の住民約 1,400 人とともに、双葉町の役場機能そのものが福島県から移転しました。その後、加須市にある「旧騎西高校」に移動しましたが、現在（平成 25 年 1 月 1 日時点）もなお約 150 名の方が避難生活を送っています。

旧騎西高校においては、当初は避難者の車中等でペットが飼養されていましたが、動物愛護団体、動物愛護推進員、加須市及び双葉町などが協議を重ねた結果、敷地内の弓道場に動物飼養専用スペースが設置されました。飼い主による自治会も結成され、さらには愛護団体の協力により飼養スペースにエアコンが設置されるなど、飼養環境に配慮された飼養スペースとなりました。

今回、協力をいただいた愛護団体は、日頃から収容動物の譲渡等に協力をいただいている団体で、今回も積極的に避難所に赴いて行政との調整役を務めていただくなどのご尽力をいただきました。

このように、平時から民間団体及び企業と連携を図り、協力体制を構築しておいたことが、結果的に避難所設置等に効果的であったと考えます。

<特に対応に苦労した点>

県内では、約 100 施設の避難所が設置されましたが、混乱している状況下で、どの避難所にどの程度の動物が飼養されているかを把握することに苦慮しました。

<今後、必要と考えられる点>

都市部で大規模災害が発生した場合、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行することが想定されます。

これに対して行政が行う支援にも限度があり、可能な限り飼い主の責任で動物の世話をしていただけるよう、環境省が作成したパンフレット等を活用して、平時から災害時の対応について啓発を進めていくことが重要と考えます。

また、平時から各避難所の動物専用スペースの確保についてシミュレーションしておくことで、災害時の混乱が少しでも緩和できるとも考えられることから、避難所を設置する市町村に対する啓発も重要と考えます。

⑤東京都

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

a. 方針

東京都においては、東日本大震災発災以前より、飼養動物（主に犬猫）の同行避難があることを前提とした方針がありました。

また、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、東京都動物愛護相談センター等を動物救護活動の拠点とすることを取り決めていました。

b. 協定締結

災害時の動物救護活動に関する協定については、発災前から東京都と（公社）東京都獣医師会が協定締結に向け調整を続けていました。その調整中に東日本大震災が発生しましたが、予定通り平成 23 年 3 月 15 日に協定を締結しました（公社）東京都獣医師会は、東京都の指定地方公共機関に認定されています。

c. マニュアルの策定

東京都では、発災前より種々のマニュアル等の中で災害時の動物救護活動について記載しています。

d. 備蓄

発災前から、東京都動物愛護相談センターではケージ、フード、水、医薬品等を通常業務のランニングストックとして備蓄しています。

(エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

東京都においては、平成23年7月25日に「東日本大震災東京都動物救援本部」が設置されました。同本部は、(社)東京都家庭動物愛護協会、(公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会で構成され、(公社)東京都獣医師会が事務局を担いました。

また、都は、東京緊急対策2011に基づき、同本部と協定を締結し、都内に避難されている被災者の同行動物等について、同本部が救援活動を行う施設として「東日本大震災東京都動物救援センター」(所在地：日野市。以下「都動物救援センター」という。)を平成23年10月に開設しました。

なお、都動物救援センターは平成24年9月末をもって閉鎖されましたが、同本部は活動を継続中です(平成25年3月現在)。

東日本大震災東京都動物救援本部 組織図

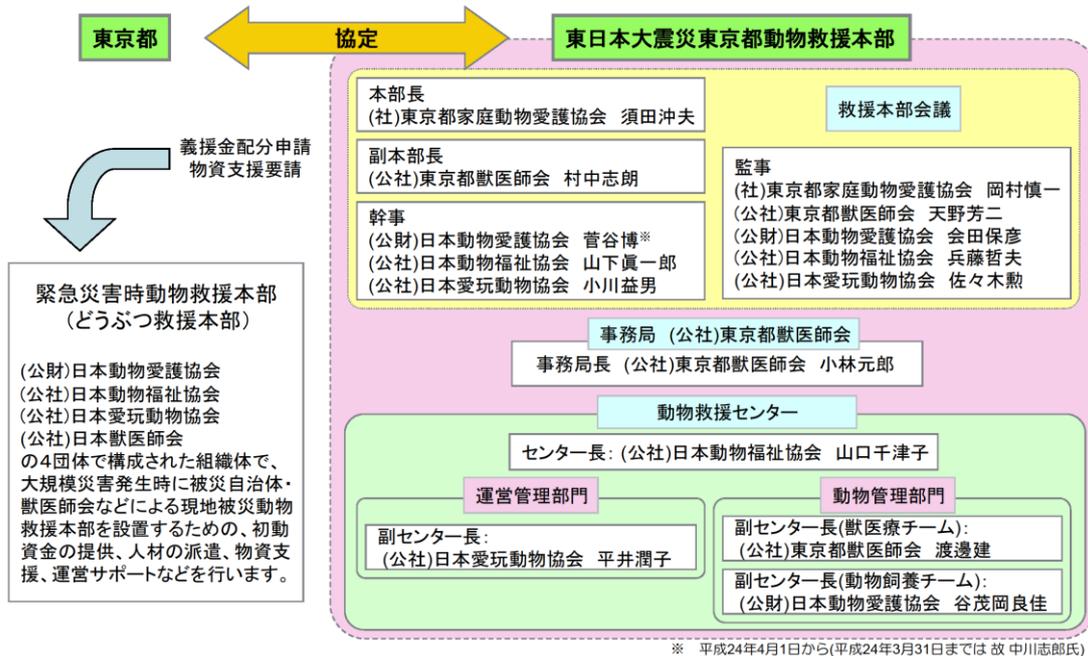


図9 東日本大震災東京都動物救援本部 組織図

(オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

a. 箇所数・頭数

東京都が設置した避難所は4施設（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト、旧グランドプリンスホテル赤坂）で、全ての避難所にペット同行被災者が滞在していました。また、これら4施設における飼養頭数は、犬47頭、猫4頭、その他15頭でした。

一方、東京都内全62区市町村のうち、少なくとも16区市によって避難所が設置され、このうち、墨田区、練馬区、葛飾区の避難所にはペット同行被災者が滞在していました。墨田区では42箇所に設置された避難所のうち1箇所で犬1頭、練馬区では避難所1箇所（設置1箇所）に犬3頭と猫1頭、葛飾区では避難所1箇所（設置1箇所）に犬1頭の同行がありました。

b. 条件・ルール

都開設避難所においては、避難所でペットを飼養している飼い主に対し、チラシ「避難所における飼養のルール（飼い主の皆さんへ）」を配布しました。また、避難所設置者（管理者）向けとして「避難所への動物の同行避難への対応について」や同行して避難した動物の管理台帳の参考様式などを配布しました。

一方、区が設置する避難所については、墨田区で「人と動物の居住スペースの隔離」、練馬区で「全て飼い主の責任において飼養する」とのルールが設定されました。

c. 連携・配慮・支援

都開設避難所でペットを受け入れるにあたって、東京都と避難所所在地の区市町村担当部署との間で、狂犬病予防法に基づく、狂犬病予防接種・注射済票の交付に関する調整を行いました。各避難所に動物飼養場所を確保し、動物飼養場所と人の居住空間・人の動線を隔離するよう配慮しました。また、ケージやフードなどの配布・貸出しを行って飼い主を支援しました。

(カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

東京都においては、全62区市町村のうち9区市町で仮設住宅が設置されましたが、ペットの飼養が許可されている仮設住宅はありませんでした。

(ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かりの依頼については、東日本大震災東京都動物救援本部で受付を行い、都動物救援センターで預かりました。一時預かりは、預かり期間には限度があることを説明の上で行い、救援本部と飼い主の間で「動物の一時保護契約書」を取り交わしました。

(ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月までの間、動物救援活動を行う施設として都動物救援センターが開設されました。

a. 管理運営体制

都動物救援センターにおける飼養管理チーフ及び事務管理スタッフ（有償）については、都動物救援本部構成団体が確保し、獣医師としては都獣医師会会員が対応しました。また、都動物救援センターの設置に係る費用は東京都が支出し、飼養管理、光熱水費及び人件費等の運営費用については、都動物救援本部が緊急災害時動物救援本部からの義援金、独自の寄付金などにより支出しました。

都動物救援センターの運営管理に必要な物資については、過去災害時に使用（平成 13 年：三宅島噴火災害時動物救援センター）され、緊急災害時動物救援本部が保管していた物資のうち、ケージの一部、水入れ容器、デスク、動物診察台などの提供を受けました。また、東京都から机、ロッカーなどが提供されたほか、都動物救援本部構成各団体、民間企業、一般からの支援物資（洗濯機、ペットフード、医薬品など）もありました。また、その他の必要な物資については都動物救援本部で購入しました。

b. 飼養管理状況

都動物救援センターの被災ペットの収容可能頭数は、施設設置時は犬猫あわせて 30 頭でしたが、その後、施設内の犬舎の施設改修（区分け）が行われ、収容可能頭数が増加しました。都動物救援センターにおける総収容頭数は犬 24 頭、猫 12 頭で、このうち元の飼い主に返還された犬は 9 頭、猫は 4 頭、譲渡された犬は 14 頭、猫は 8 頭でした。なお、犬 1 頭は一時預かり中に持病と高齢により死亡しました。

なお、都動物救援センターでは、病気の発生・蔓延等を防ぐため、入所時の検疫期間設置、ワクチン接種、健康診断、施設の衛生管理等を行いました。

また、（公社）東京都獣医師会による定期訪問診療（週 1 回）、ワクチン接種、ノミ、フィラリア等の予防、病気発生時の治療、健康相談、入所時の去勢・避妊手術実施、マイクロチップ挿入などが行われました。



施設全体（開所前）



運動スペース（開所前）



飼養施設の外観



飼養施設内部



犬の飼養状況



猫の飼養状況

東日本大震災東京都動物救援センター（東京都日野市）

[写真提供（上段）：東京都]

[写真提供（中・下段）：（一財）自然環境研究センター]

(コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

飼い主から一時預かりを行っているペットのうち、飼い主に返還された犬は 9 頭、猫は 4 頭でした。一方、飼い主の引取りが困難となり、所有権放棄された犬は 14 頭、猫は 8 頭で、全頭が譲渡されました。

譲渡の際には、都動物救援本部と譲渡対象者との間で譲渡条件等を記載した誓約書を交わしました。また、譲渡を促進するために、都動物救援本部ウェブサイトへの掲載、都動物救援本部構成各団体による紹介、都ウェブサイトや各種イベントにおける都動物救援本部の紹介を行いました。

(サ) 不妊去勢措置の実施状況

都動物救援センターで収容しているペットについては、原則として全頭について不妊去勢措置を行いました。これは問題行動の低減化など、飼養管理や譲渡を行う上で効果的であること、また不必要な性衝動の除去など、動物福祉の観点からも望ましいとの判断によるものです。手術は、都動物救援本部構成団体である東京都獣医師会会員動物病院で実施しました。

(シ) ワクチン接種等の実施状況

都動物救援センターで収容しているペットのうち、犬は全頭について狂犬病予防注射及び混合ワクチンの接種、ノミ・ダニ処置、フィラリアに対する投薬を行いました。また、猫についても全頭を対象に混合ワクチンの接種及びノミ・ダニ処置を実施しました。

都開設避難所に飼い主と避難したペットに対しては、東日本大震災が 3 月の発生であり、避難所開設時期が狂犬病予防法による狂犬病予防注射時期（4 月から 6 月まで）と重なったため、避難者が同行避難した犬について、狂犬病予防注射接種の支援を行いました。その際の費用は（公社）東京都獣医師会が負担しました。併せて、同法に定める狂犬病予防注射済票の交付について、都開設避難所所在地の自治体と調整しました（手数料免除含む）。

また、都動物救援センターに収容した犬の畜犬登録、狂犬病予防注射済票の交付についても、同様に都動物救援センターの所在地の日野市と調整（手数料免除含む）しました。

(ス) 所有者明示等の実施状況

都動物救援センターに収容しているペットのうち、一部の犬と猫については、収容後、都動物救援本部構成団体である（公社）東京都獣医師会の会員獣医師によるマイクロチップの装着を行いました。また、費用は（公社）東京都獣医師会が負担しました。

(セ) ボランティアの活動状況

一般ボランティアについては、都動物救援本部ウェブサイトにて募集し、都動物救援センター運営管理部門が窓口となって、電子メール又は FAX による申込みを受け付けました。ボランティアの受け入れにあたっては、受付簿を作成し、ボランティア保険に加入しました。

都動物救援本部役員又は都動物救援センタースタッフ（チーフ）が管理者となり、ボランティアには、施設メンテナンス、動物の飼養管理、広報、物資輸送などを担っていただきました。

また、動物専門学校（学校法人シモゾノ学園 国際動物専門学校）にボランティアの依頼を行い、実習の位置付けで学生を受入れました。

(ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

【都開設避難所】

都開設避難所においては、主に東京都動物愛護相談センターが物資を支援しました。また、都民から提供された支援物資のうち、ペット関係物資については、都開設避難所に提供されました。緊急災害時動物救援本部からも、都開設避難所にペット関係物資が提供されたほか、民間動物取扱業者からケージの貸出などの支援がありました。

【都動物救援センター】

都動物救援センターについては、緊急災害時動物救援本部が物資を提供するとともに、都動物救援本部がウェブサイト上で物資支援を依頼したり、都動物救援本部役員から、民間企業等に支援依頼を行いました。

なお、支援物資の中には、小型犬の衣類等、対象となる動物が限られるものや、故障した機器等、使用できない物資があり、その取り扱いが課題となりました。

(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

都開設避難所支援に必要な費用については、規定経費で対応しました。一方、都動物救援センターの施設設置に係る資金は東京都が緊急対策として補正予算を確保し、同センターの施設運営や都動物救援本部活動に関しては、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金と、独自に寄付金を募集することで確保しました。寄付金の募集は、インターネット、ポスター・チラシ、イベント等を活用して行い、集まった寄付金は全て都動物救援本部等が行う救護活動、都動物救援センターの運営管理費等に充当しました。義援金等の収支報告については、今後、東京都動物救援本部がとりまとめる報告書に掲載される予定です。

(チ) 広報・普及啓発活動

都開設避難所等におけるペットの適正な飼養管理等については、チラシを飼い主の避難者に配布して広報・普及啓発を行いました。

また、都全域の避難者に対して、定期的に郵送配布される被災者向けのお知らせの中で、東京都の支援体制を案内しました。さらに、インターネットを活用し、東京都動物救援本部の活動について周知しました。

(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東京都では、東日本大震災を踏まえ、平成 24 年度に地域防災計画に「同行避難」の文言を明記しました。

動物救護活動全体について ～東京都からのコメント～

<今後、必要と考える点>

ペットの防災対策は、飼い主の役割が非常に大きいものです。日頃からの備えとして、発災時の対応について飼い主が確認しておくとともに、ペットの防災用品を用意し、健康管理・身元表示・しつけ等の適正飼養を行っておくことが重要です。

多くの住民が動物を飼養している現状にあっては、同行避難した全ての動物のケージ等を行政が用意することは非常に困難です。そこで、飼い主の「自助」、飼い主同士の「共助」の意識を持って頂くことが重要となります。

また、発災時、行政施設では飼い主不明の放浪犬の収容等の対応をすることになります。飼い主は終生飼養を心がけるとともに、災害等により飼い続けることができなくなることも想定し、事前にペットの預け先等を確保するなどの対策を立てておくことも必要でしょう。

3. 警戒区域等における被災ペット救護活動

3. 警戒区域等における被災ペット救護活動

(1) 福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域

①避難指示区域等の設定により取り残された被災ペットの状況

福島県では、地震や津波による被害だけでなく、東京電力（株）福島第一原子力発電所（以下「第一原発」という。）の事故が起きました。発災以降、短時間で半径 3km 圏内、10km 圏内、20km 圏内と避難指示区域が拡大する中、住民は十分な準備ができないまま、一次避難、二次避難と避難先の変更を強いられ、ペットを放置せざるを得ない状況になりました。当該区域内に取り残された動物の状況は、屋内への留置、屋外への係留、発災時の逸走等による放浪状態など様々でした。

当該区域については、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき内閣総理大臣から避難指示が出された地域であったため、住民のみならず、行政担当者についても一律に立入りが禁止され、動物救護目的の立入りも認められませんでした。さらに平成 23 年 4 月 22 日には警戒区域が設定され、第一原発の半径 20km 圏内への立入りが厳しく禁止されました。

②警戒区域内における被災ペットの保護活動

(一時立入りに連動した動物救護の検討)

避難後の時間が経過するとともに、警戒区域内に残された動物の衰弱や死亡が心配され、残された動物の救出要望が環境省や福島県だけでなく、あらゆる関係機関に寄せられ、連日メディアで報道されました。

福島県と環境省では動物の救護目的の立入りについて関係機関と協議を重ねた結果、平成 23 年 4 月下旬に、立入り者の安全の確保や連れ出した動物のスクリーニング、除染の処置など、動物救護体制等について検討した上で、住民の一時立入りに合わせた動物の保護のための立入りが限定的に認められました。

なお、住民の一時立入りが始まる直前に、警戒区域内の現状把握を目的とした立入りが認められ、福島県は平成 23 年 4 月 28 日～5 月 2 日に警戒区域内で現状把握を行うとともに犬 27 頭、猫 2 頭を保護しました（28 日は環境省も同行）。

警戒区域への立入り者には防護服、マスク、手袋、長靴の着用が義務付けられていたため、犬や猫を保護しようとしても、見慣れない姿に警戒して近づこうとしないものが多いました。このため、できる限り警戒心を持たせないような保護手法を検討する必要性がありました。実際の保護活動に当たっては中継基地で、ペットを繋留するための首輪やリード、キャリーバック、ペットフードを住民に配布しました。これは、防護服を着用していても、飼い主に対してはペットが警戒心を持たないのではないかという期待をしたものです。

(一時立入りに連動した保護活動のための体制の充実)

5 月から始まる予定の住民の一時立入りに連動した保護活動体制を整備するため、環境省は原子力災害現地対策本部（以下「オフサイトセンター」という。）に職員を派遣し、体制の強化を図りました。

保護活動の開始にあたり、まず、保護依頼数やペットの種類等を把握するため、オフサイトセンターに対しては、一時立入り住民の窓口となるコールセンターの聴き取り項目にペットの飼養状況を追加すること、警戒区域内の市町村に対しては、一時立入りに合わせたペットの保護活動の実施方法について、住民への周知を依頼しました。

また、一時立入りの手順等を踏まえ、環境省と福島県がペットの救出方法や必要な人員の確保を検討した結果、住民用のバスにはペットを乗せるスペースがなく、かつ一日数十台の運行が想定されるバスそれぞれにペット救護用車両を同行させることが体制上不可能であると判断し、帰宅した住民が自ら係留したペットを保護収容する体制をとることとしました。具体的には、一時立入りの集合場所である中継基地（警戒区域の境界付近に4箇所設置）で、住民一人一人にペットの飼養状況を聴き取り、保護依頼のあった住民の自宅を地図上にマッピングし、救護用車両が手分けして巡回、収容するという方法をとりました。

（一時立入りに連動した保護活動の結果）

一時立入り（1巡目）は平成23年5月10日から8月26日まで続きましたが、日を追って一日あたりの立入り者数やバスの台数が増加し、夏頃には一日50台のバスが3箇所の中継基地から出発していました。ペット救護班（環境省及び福島県）は、早朝から夕方まで警戒区域内での保護活動を続け疲労困憊を極めました。

環境省では、一時立入りが開始された直後の5月13日に全国の自治体や（公社）日本獣医師会、緊急災害時動物救援本部等に協力要請を行い、約600名の方に区域内での保護収容や中継基地での対応等の支援をいただきました。またこの他、環境省からも職員を派遣・常駐させて、一時立入りの対応やシェルターでの飼養管理の支援を行いました。

この活動により、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、田村市及び葛尾村の9市町村で犬300頭、猫191頭が保護されました。

（福島県等による一斉保護活動の実施）

住民の一時立入り（1巡目）が8月26日に終了した時点で、残されていたペットの多くは放浪状態にあったため、関係機関と調整し、保護手法を、捕獲器等を用いた巡回保護に変更しました。平成23年8月31日～10月23日までは、一斉保護を実施するための生息状況調査も兼ねて、福島県と警戒区域の市町村職員が立入りを行い、南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び田村市の7市町で犬16頭、猫15頭を保護しました。

平成23年10月24日～11月18日には、福島県が主導して警戒区域内の一斉保護活動を行いました。福島県からの要請を受け、環境省は全国の自治体に対し人材派遣要請を行い、期間中に計13自治体、延べ129名が派遣され、一斉保護活動を実施しました。また、職員の派遣に加え、業務用の保護車両、捕獲器材等を持参して保護活動に参加した自治体もあり、人材や資材等が不足する中、大きな支援になりました。この保護活動により、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町村で犬42頭、猫20頭が保護されました。

一斉保護の終了後は、福島県相双保健福祉事務所が定期的な立入りを行い、保護活動を継続しました。これにより、平成23年11月19日～平成24年2月29日までに、南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の8市町村で犬30頭が保護さ

れました。

(福島県及び環境省等による一斉保護活動の実施)

環境省では警戒区域内の犬や猫の生息状況調査を行うとともに、関係者や有識者を集めて、区域内で重点的に保護すべき場所や捕獲手法等の検討を行い、平成 24 年 3 月 1 日～3 月 19 日に福島県と共同で一斉保護活動を実施しました。福島県及び環境省のみでは人材が不足することから、再度、環境省から全国の自治体に対し人材派遣要請を行い、計 12 自治体から 28 名の協力を得ました。

この活動により、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 6 市町で犬 13 頭、猫 93 頭が保護されました。

以降、平成 24 年度の一斉保護活動は、平成 24 年 9 月 7 日～10 月 2 日と平成 24 年 12 月 3 日～12 月 21 日に実施しました。

これらの保護活動の実施に先立ち、平成 24 年夏に、これまで行政にペットの保護を依頼していたものの、未だ自らのペットの安否が不明な飼い主 1,023 名に対して、保護の継続に関する意向調査を実施したところ、330 名から保護継続の要望がありました。こうした飼い主からの保護依頼のあった場所や、生息状況調査で犬猫が目撃された場所を中心に一斉保護を行い、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 4 町で犬 4 頭、猫 216 頭が保護されました。

なお、警戒区域内から保護したペットは全てスクリーニングを行い、外部被ばく状況を検査しています。全身除染は、住民の一時立ち入り基準に準拠し、一巡目の一時立ち入りでは 10 万 cpm 以上 (1 万 3 千から 10 万 cpm までは部分的除染)、9 月 16 日以降は 1 万 3 千 cpm 以上とされましたが、それを上回っていたものはありませんでした。

今回の保護活動の実施に当たっては、前例のないものであり、以下の点に苦慮しました。

- ・放射線の影響が強い地域のため、人員や車両（保護した犬や猫を収容できる大きめの車両）を、必要な数だけ確保することが難しかったこと。
- ・当該地域では、元々放し飼いや室内外を自由に出入りできる形態でペットを飼養している場合が多く、避難時に保護対象の犬猫が放浪し捕獲が難しかったこと。
- ・活動当初は、携帯電話等の通信機器が使用できなかったこと、地震による道路の陥没や建物等の倒壊等で通行困難な場所が多かったことその他、一人一人の放射線管理を行う必要があったこと等、保護活動従事者の安全を確保する体制を整備することが難しかったこと。

現在も、保護が必要な犬猫が残されており、特に猫は繁殖により、第 2 世代以降の個体の増加が懸念されることから、今後の保護活動については引き続き環境省と福島県でその方針を検討し実施しています。

③保護したペットの収容

(福島第1シェルターの検討と運営)

発災当初、保護した被災ペットは福島県の4箇所の地区犬猫保護管理センター（相双地区は津波で消失）に分散して飼養していましたが、保護頭数が増える可能性があったため、福島県は仮設シェルターの設置場所を検討し、貸倉庫を使った第1シェルターが平成23年4月27日から飯野町で稼働を始めました。

設置当初は、人材不足と資金不足により、シェルターとしての十分な運営体制が整わず、数十頭の犬や猫を数人で飼養管理するという状態が続きました。このような状況の中、住民の一時立入り（1巡目）に連動した保護活動により、毎日のように10頭前後の犬猫がシェルターに収容されたため、飼養管理体制が追いつかず、飼養されている犬猫の健康状態等が心配されました。

(福島第2シェルターの検討と運営)

福島県では、早急に第1シェルターの状況を改善するため、第2シェルターの設置の検討を開始しました。福島県では、平成17年に災害に備えたシェルター設置候補地として、県内の廃校リストを作成していましたが、今回の大震災と第一原発の事故により想定外の避難者数となったため、これらの廃校は避難所の一部として使用され、シェルターとして使用することができませんでした。またその他の県有施設等も検討しましたが、すでに避難所となっている、地元住民等の了解が得られない等により候補地の選定には時間を要しました。

ようやく、三春町にあるパチンコ店の空き店舗とその敷地が候補地として見つかったのは平成23年の7月でした。そこは郡山市からも近く国道に面しており比較的アクセスしやすい立地条件であることや、周囲に民家が少なくシェルターの設置に同意が得られやすかったこと等から選定されましたが、地震の影響で施設や設備の破損が激しく、そのままの状態では使用することができない状況でした。このため、福島県、福島県獣医師会、環境省及び緊急災害時動物救援本部は毎週会議を開き、第2シェルターとなる施設がシェルターとして機能するための改修方法、組織体制、第1シェルターの組織体制の改善、飼養環境の整備等について議論を重ねました。しかし、使用するための修繕や、多くの動物を群管理するための専門的観点からの設備や体制の整備、飼養管理方法の導入等が必要であったことから、設置までにはかなりの時間を要しました。

第2シェルターについては、整備計画の作成、改修工事、人材の募集等を行った結果、平成23年10月に本格稼働しました。第2シェルターでは1頭1頭を個室で飼養するとともに、限られた人数でも効率的かつ安全に飼養管理できる構造が取り入れられています。しかしその結果、維持管理費用が割高となる構造になったため、現在、スタッフの努力と工夫により節電や作業の効率化等による節約を行っています。

なお、平成24年3月に実施した一斉保護活動の時点で、第1及び第2シェルターのみでは、保護したペットを収容することが困難になっていたことから、環境省は24年度予算を確保し、第2シェルターの敷地内に臨時シェルターを増設し、平成24年7月から運用を始めました。当該シェルターはユニットハウスを連結させたもので、犬舎、猫舎合わせて約200頭を収容できます。

一方、福島県では、収容動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めることで収

容頭数を減らしていき、平成 25 年 2 月末には第 1 シェルターを閉鎖し、現在は、第 2 シェルターと同一敷地内に環境省が設置した臨時シェルターで保護動物を管理しています。今後も、返還及び譲渡をさらに進めることで、着実に収容頭数を減らしていく必要があります。

④住民によるペットの持ち出し

住民の一時立入り（1 巡目）では、住民は立入り用のバスに乗車し、持ち出せる物の範囲、数量、大きさが限定されていました（一世帯袋 1 つ分程度で、食品や家畜、屋外にあった物等は持ち出し禁止）が、ペットについては、別に計画を定め、前述のような方法で保護活動を行いました。

しかしながら、ペットと離ればなれの状態になった飼い主の心情等を考慮し、住民自らが持ち出せる方法について、関係機関と協議を行った結果、平成 24 年 1 月 29 日から実施された 3 巡目の一時立入りから、マイカーで立入りを行う住民についてはペットを自ら持ち出せることになりました。

環境省と福島県が、オフサイトセンターや東京電力株式会社に協力を依頼したところ、中継基地に、マイカーで持ち出されたペットと、その車両専用のスクリーニングレーンが設けられ、ペット等のスクリーニングが実施されました。これにより、平成 25 年 3 月 7 日までに犬 2 頭、猫 11 頭が飼い主により保護されました。

⑤民間団体による動物の保護を目的とした立入り

環境省及び福島県が中心となって保護活動を行う一方で、民間団体による警戒区域内への動物の保護目的の立入りについて、多くの要望がありました。これまでの災害時の動物救護活動では、行政のみではなく民間団体の力を借りることで大きな成果を得てきたことから、その必要性も十分に認識されていました。しかしながら、警戒区域では、住民も自由な立入りが許されず、業者等による公益立入りも非常に限定されていたことに加え、被災動物の保護等のために無断で立ち入る人が後を絶たず、区域の管理に支障をきたしていたことから、立入りに伴う危険性と、区域内の治安維持等の観点から、民間団体の立入りは認められていませんでした。

民間団体による動物保護目的での立入りが条件付で認められたのは平成 23 年 12 月で、方法は、環境省と福島県が中心になり、民間団体が遵守する立入り許可基準等を定めたガイドラインを作成し、承認を得た団体のみが立入り市町村への公益立入りの許可申請を行うことができるというものでした。

ガイドラインは、保護計画書の提出、立入り時の遵守事項、実績報告書の提出、保護動物の適正飼養、返還等について定めており、これに基づき、ガイドラインで定めた平成 23 年 12 月 5 日～12 月 27 日までの間に計 16 団体が立入り許可を受けました。

これらの許可に基づく保護活動の結果、犬 34 頭、猫 298 頭が保護されました。立入り期間中は、福島県が主体となり、環境省、東京電力株式会社も協力して、立入りポイントでの許可証の確認や区域内の巡回を行いました。複数の団体が遵守事項違反を行ったことが判明したことから、以降平成 25 年 3 月 1 日現在までに民間団体の立入りによるペットの保護活動は実施されていません。

⑥人材の確保

これまでに例のない規模で立入り制限区域が設定され、多数のペットが取り残されたこと、また放射線の影響により通常の災害よりも厳密な安全管理を行う必要があったことから、警戒区域内に残されたペットの保護活動は困難を極めました。

保護活動の体制を維持するために、環境省と福島県が全国の自治体、緊急災害時動物救援本部、(公社)日本獣医師会、民間団体等に協力要請を行い、多くの方々の協力を得て、これまで活動を継続することができました。立ち入ることができる時間や通行できるルートに制限がある中、相互の連携や役割分担により、円滑に保護活動を進めることができました。

また、動物愛護管理行政を担当する自治体の職員や多くのボランティアなど、全国からの支援が得られたことは、警戒区域内への立入り等で連日のように災害対応に追われる福島県職員の励みとなりました。

⑦今後の災害に備えた動物救護対策の普及の重要性

福島県では、平成 16 年に発生した新潟中越大震災を踏まえ、県内で災害が起こった時に備え、「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」を策定し、災害時における対応方針や平常時の対策等を定めていました。本マニュアルに基づき、災害時に飼い主がペットと同行避難をすることを想定して、ケージやフード等動物用避難用品を各保健福祉事務所に分散して備蓄する等の対策も行っていました。

しかしながら、今般の大震災では、福島県内の避難所に実際に避難したペットの数は、犬 355 頭、猫 79 頭、その他の小動物 14 頭（平成 23 年 4 月 5 日時点）と犬の登録頭数等の割には少ないとされています。

このことは警戒区域内の住民が緊急避難を余儀なくされたため、同行避難を実施できなかったことに加え、平常時から、災害時におけるペットとの同行避難や行政が確保している動物用避難用品の備蓄箇所等について、広く県民に対して周知されていなかったことが一つの原因であるとも考えられています。

今後の課題として、都道府県等が災害に備えた被災ペット対策や体制を整備することに加えて、その内容について、飼い主や市町村等の関係機関や団体に対して、平常時に周知しておくこと、さらに、ペットが家族の一員として捉えられる現代社会において、ペットとの同行避難を推進することが、動物愛護の精神だけでなく、飼い主への必要な支援であることを市町村や地域住民に周知すること、ペット同行の被災者を避難所等で受入れるために、避難所の設置・管理者である市町村担当部署と連携・調整を行うこと等が自治体の重要な役割であると考えられます。



警戒区域内の犬

[写真提供：(公社) 日本獣医師会]



警戒区域内の猫

[写真提供：(公社) 日本獣医師会]



警戒区域でのペットの保護活動

[写真提供：福島県動物救護本部]



飼い主の一時帰宅時による保護

[写真提供：福島県]



スクリーニング検査

[写真提供：福島県動物救護本部]



警戒区域内で保護された犬

[写真提供：(一財) 自然環境研究センター]

(2) その他の警戒区域等

①岩手県

岩手県においては、市町村等から避難指示が出された立入り制限区域がありました。岩手県災害時動物救護本部では、避難指示の解除後に、立入り制限地域内に取り残されたペットの保護活動を実施しました。

②仙台市

仙台市では、平成 23 年 3 月 11 日 14:49 に津波警戒区域に対し、平成 23 年 3 月 13 日 7:30 には火災警戒区域に対し、避難指示を出しました。

住民は避難所に自主避難し、その後、消防隊による地上・上空からヘリコプターでの救出、バスでのピストン移送が行われましたが、その中にペットの同行避難もありました。

③千葉県

液状化被害地域など（浦安市、香取市、旭市など）で、立ち入り制限区域がありましたが、当該区域におけるペットの措置等については不明です。

4. 動物救護活動を支えたもの

4. 動物救護活動を支えたもの

(1) 人的支援

①自治体が係る支援

東日本大震災の被災地及び周辺地域の自治体の多くは、管轄内の動物愛護団体や動物愛護推進員、動物愛護ボランティア登録者への協力依頼を行ったり、一般募集を行い希望者からの自己申請を受け付けるなどして、ボランティアを確保していました。また、動物に関する専門的知識や技術を有する人材を確保するため、地方獣医師会や獣医系大学等にボランティアの協力を依頼した自治体もありました。

ボランティア等への依頼内容は、主にペットの一時預かり、動物救護施設等における飼養管理（給餌給水、清掃、散歩等）、支援物資の運搬等でした。自治体によっては、普段から動物愛護団体と連携をとっていたため、スムーズに連携をとることができた自治体もある一方で、ボランティアがあまり集まらなかったり、安定的な確保に苦労した自治体もありました。特に、一時預かりに関しては、預かり希望者と依頼者のマッチングがうまくいかずに苦労した自治体が複数ありました。

②獣医師会*が係る支援

多くの地方獣医師会が震災発生直後から、長期間にわたり避難所や仮設住宅あるいは動物救護施設等に人材を派遣し、獣医療の提供、ペットの健康相談、飼養管理指導等を実施しました。

また、警戒区域内での被災動物救護活動への人材派遣、保護されたペットの一時預かり、ペットホテル一覧の掲示等を行ったり、被災地以外の地方獣医師会が被災地獣医師会会員獣医師・動物看護職などの診療従事者の受入れ支援を行った例もありました。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 地方獣医師会からのペットや飼い主に対する人的支援

- ・ 岩手県獣医師会では、震災直後から、避難所でのペットの巡回健康相談、飼養管理指導を行いました。また、仮設住宅においては現在（平成 24 年 9 月末日時点）も、ペットの巡回健康相談、飼養管理指導、被災動物ふれあい事業（ペットのしつけ教室等）を継続して実施しています。
- ・ 宮城県獣医師会は、避難所や仮設住宅において、ペットに関する相談、シャンプー等の応急処置を行いました。また、宮城県や市町村（行政）に対し、仮設住宅への伴侶動物同行入居に関する要望書を提出しました。
- ・ 仙台市獣医師会では、ボランティアの協力を得て仮設住宅におけるペットの飼養状態を調査し、「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を仮設住宅 242 世帯（犬 168 頭、猫 68 頭、その他 6 頭）に配布しました。
- ・ 山形県獣医師会では、震災直後から平成 23 年 5 月まで、避難所において被災動物の健診及び健康相談、狂犬病予防注射の実施周知指導、ペットホテル一覧の掲示を行いました。
- ・ 福島県獣医師会では、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、震災直後

より避難所で被災者が同行しているペットに対し、健康相談会の開催や治療（ノミ・ダニの駆除）等のために獣医師を派遣しました。

- ・新潟県獣医師会では、新潟県救済本部で葉書によるアンケート用紙を避難所飼養舎に配布し、調査に基づき避難所における動物のノミ・ダニ駆除剤、フィラリア予防、混合ワクチン接種、避妊去勢、及び無料診療を開業の会員等にお願ひし、平成 23 年 7 月末まで実施しました。7 月末までは避難所同行動物を中心に支援を行いましたが、避難の長期化に伴い 8 月以降はすべての避難者に同行する動物を対象に支援の輪を広げました。また、県下の保健所(動物保護管理センター)にて飼養相談を行い、獣医療に関する相談については最寄りの動物病院を紹介しました。
- ・埼玉県獣医師会では、平成 23 年 3 月下旬から 8 月までの間、埼玉県内に避難している被災者の同行ペットについて、被災者または支援団体がペットの引き取りが可能な状態になるまでの間、会員の動物病院においてペットの保護と治療を行いました。その際、保護・治療にあたった会員の動物病院に対し、必要経費の一部を援助しました。
- ・東京都獣医師会では、東京都動物救援センター収容動物に対し、定期訪問診療（週一回）、ワクチン、ノミ、フィラリア等の予防、病気発生時の治療、健康相談、入居時の去勢・避妊手術実施（マイクロチップ挿入）を行いました。
- ・神奈川県獣医師会では、管轄内に避難してきたペットの保護・一時預かりや治療、ワクチン接種等を会員病院で実施したほか、ペットと住める住宅の紹介、飼えなくなったペットの新しい飼い主への引き渡し、会員病院での募金活動、ホームページでの活動の広報などを行いました。
- ・横浜市獣医師会では、被災地からの避難者のペット犬 5 頭、猫 1 頭を獣医師会員の動物病院で受け入れました。

(イ) 地方獣医師会間及び獣医師間の人的支援

- ・仙台市獣医師会では、平成 23 年 3 月 15 日～8 月下旬まで、宮城県石巻シェルター、福島第 1 シェルター及び福島第 2 シェルターに獣医師を派遣しました。また、福島県で保護された犬 22 頭の一時預かりを行いました。
- ・群馬県獣医師会は、平成 23 年 6 月 26 日より現在（平成 24 年 9 月末時点）まで断続的に、福島第 1 シェルターでの獣医療の提供、清掃、給餌、散歩等スタッフとしての支援を行っています。
- ・神奈川県獣医師会では、平成 23 年 6 月に福島県内の警戒区域内での被災動物救護活動に人材を派遣しました。
- ・横浜市獣医師会では、平成 23 年 3 月 28 日に、被災地獣医師会会員の獣医師や動物看護職などの診療従事者に対し、横浜市獣医師会への受け入れを行いました。
- ・川崎市獣医師会では、平成 23 年 4 月 10 日～平成 24 年 1 月 31 日、福島第一原子力発電所 20km 圏内の犬 7 頭、猫 12 頭を、獣医師会会員 5 名が預かり、10 名の飼い主に受け入れしてもらいました。
- ・香川県獣医師会では、平成 23 年 9 月に仙台市動物管理センターから 9 頭の犬を引き受け、平成 23 年度動物愛護フェスティバルで新しい飼い主に譲渡しました。更に、平成 24 年 9 月にも福島県動物救護本部から犬 11 頭を引き受け、平成 24 年度動物愛護フェスティバル

で新しい飼い主に譲渡しました。



(宮城県本吉郡 旧志津川町)



(宮城県石巻市)



(福島市 あずま総合運動公園)



(福島市 あずま総合運動公園)



(福島県)



(福島県)

地方獣医師会による避難所での動物健康相談など

[写真提供：(公社)日本獣医師会]

③民間企業等に係る支援

(一社)全国ペット協会では、平成23年5月頃から仙台市や当協会会員に対して、救援物資配送の手伝いや、被災犬預かりの手伝いなどを行いました。また、同協会の会員間に限らず様々な連携があり、被災して再開のめども立たない店舗の犬猫を、遠隔地の競りあっせん業者などが引き取り、再販売したという事例もあります。

(2) 支援物資等

①自治体による確保・受け入れ・配布

多くの被災自治体は、緊急災害時動物救援本部に支援を要請して物資を確保し、個人や団体から提供された支援物資とあわせて、避難所等へ配布しました。支援物資としては、主にペットフード、水、ペットシート、猫砂、リード、首輪、キャリーバッグ、クレート・ケージ等が届けられました。

物資の確保・配布に関しては、震災直後はガソリン不足や道路事情により物資の確保が困難だったことや、その後も時間の経過とともに変化する被災者の要望や、各避難所で何が不足しているかという情報をタイムリーに集めることに苦労した自治体が多くありました。また、一度に大量の物資が届くことによる保管場所の確保、分別・整理、適正な提供についても、多くの自治体が苦労した点として挙げられました。

今後は、支援物資を必要としている被災者の要望の把握方法、物資の保管設備・スペースの確保（そのための民間企業等との協定も含む）、在庫管理と必要物資を要請する人員の確保等が課題として指摘されています。

②獣医師会*に係る支援

被災地の地方獣医師会では、震災直後より避難所、仮設住宅や動物救護施設にペットフード、ペットシート等の物資を配布していました。また、被災地周辺の地方獣医師会から、被災地の獣医師会へ支援物資を送るといった獣医師会間で支援するケースも複数ありました。その他、メーリングリストを活用してリアルタイムの現地情報を獣医師間で共有し、支援活動に活用したり、可能な限り現地へ行き状況の把握、情報を収集し、適時必要な支援を行う等の工夫をした獣医師会もあります。

今後は、緊急時の通信手段の確保とリアルタイムの現地情報を収集・分析する体制の確保、必要な物資が必要な避難者へ届く仕組みの確立等が課題として挙げられています。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 獣医師会からペットや飼い主に対する支援

- ・岩手県獣医師会では、大震災直後から平成 23 年 8 月までの間、避難所や仮設住宅にフードや衛生用品、リード、ケージ等を配布しました。
- ・宮城県獣医師会は震災当初、避難所や仮設住宅において、飼い主に対する物資・資材の配布や貸出を行いました。
- ・仙台市獣医師会は、ボランティアとともに避難所におけるペットの実態把握を行い、食料、水、ペットシート、ケージ等の物資の支援を行いました。
- ・山形県獣医師会では、震災直後から平成 23 年 5 月まで、避難所においてペットフード及びペットシートの配布を行いました。
- ・福島県獣医師会では、「被災ペット救済支援センター」を各支部単位に設置し、避難直後より、避難所での巡回指導時にペットフード、ペットシート等を供給しました。
- ・新潟県獣医師会は、必要な動物用医薬品等については、新潟県動物薬品器材協会を通じて関係者に送付しました。また、県下の保健所（動物保護管理センター）においてペットフ

一ド等の無償提供を行いました。

(イ) 地方獣医師会間の支援、獣医師間の支援

- ・青森県獣医師会は、震災直後の3月18日に(社)岩手県獣医師会久慈支部に対し、ペットフードやケージを持参して支援を行いました。
- ・仙台市獣医師会では、平成23年3月～4月にかけて、宮城県石巻シェルターに援助物資の譲渡を行いました。
- ・群馬県獣医師会では、平成23年度に福島第1シェルター及び石巻動物救護センターに対し、オムツ、ゴム手袋、ペットフード、保温アルミシート、椅子、ケージ等、現地が希望する物品を送付しました。
- ・神奈川県獣医師会は、平成23年6月に福島県獣医師会に小分けのドライフードを送付しました。

③民間企業等に係る支援

(一社) ペットフード協会では、支援企業各社の支援可能数を集約把握し、緊急災害時動物救援本部からの要請に基づいて、支援企業への要請を行いました。その結果、企業からのペットフードが、(一社) ペットフード協会を通じて被災地に提供されました。提供されたフードの内訳は、犬用フード156トン(協力企業数33社、発送箇所数41箇所)、猫用フード74トン(協力企業数19社、発送箇所数34箇所)、その他の動物用のフード2トン(協力企業数1社、発送箇所数1箇所)でした。行政及び支援先への窓口が一本化されたことから、比較的スムーズに活動ができました。

また、(一社) 全国ペット協会では、平成23年5月頃から、環境省に対して警戒区域内からの犬猫保護に必要な車両の貸出しなどを行いました。

(3) 資金（義援金など）

①自治体による資金確保・義援金の募集・配布

被災地の自治体のうち、特に被害の大きかった自治体では、動物救護活動を行うにあたって必要な資金を通常予算とは別に確保しており、多くは、緊急災害時動物救援本部義援金からの配布と、自治体や現地動物救護本部等で独自に義援金を募集することによって確保していました。

集めた資金については、ほとんどの自治体が現地動物救護本部等が行う動物救護活動に充当しています。しかし一方で、義援金は不確定要素が大きく、確保できる額も予測が難しいことが課題として指摘されています。

②獣医師会*に係る支援

被災地周辺の地方獣医師会の多くは、獣医師会会員から寄付を募るなどして、被災地の地方獣医師会へ寄付金（義援金）を送金していました。また、被災地の地方獣医師会が、より被害の大きい地域の地方獣医師会へ寄付金の一部を送る例も見られました。

また、被災者あるいは被災しているペットに対し、医療費の助成・補助等を行っている地方獣医師会も複数ありました。

*現地動物救護本部の構成団体として行った支援も含んでいます。

(ア) 獣医師会からペット・飼い主に対する支援

- ・岩手県獣医師会は、大震災直後から現在（平成 24 年 9 月末時点）まで、被災者に対してペットの医療費助成、支援物資の購入費と搬送費、被災動物慰霊祭開催に係る経費助成を行っています。
- ・仙台市獣医師会では、狂犬病予防ワクチン・混合ワクチンの接種、フィラリア・ノミの予防等について、獣医師会が無償で支援しました。
- ・山形県獣医師会では、震災直後から平成 24 年 3 月までの間、避難者のペットに対し治療費の補助（治療費の 50%、上限 10,000 円）を行いました。
- ・福島県獣医師会では、避難直後より避難所及び仮設住宅への避難者に対し、ペットの一時預かりや被災ペットの診療費の一部助成を行っています。
- ・千葉県獣医師会では、福島県、岩手県、宮城県からペットと同行避難された飼い主の犬猫に対し、会員病院における治療費の一部助成を行いました。

(イ) 獣医師会の間での支援

- ・日本獣医師会は、平成 23 年 6 月に「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」と日本獣医師会からの救援見舞金を、被災地の地方獣医師会や被災動物の救護活動に取り組んでいる地方自治体等に配分する援助を行いました。
- ・青森県獣医師会は、平成 23 年 7 月に、福島県獣医師会、宮城県獣医師会、岩手県獣医師会、仙台市獣医師会に対し、それぞれ義援金 20 万円を送金しました。
- ・秋田県獣医師会は、平成 23 年 3 月 30 日に、日本獣医師会、岩手県獣医師会、宮城県獣医師会、福島県獣医師会、仙台市獣医師会に、それぞれ 10 万円の義援金を送りました。ま

た6月には会員から寄付を募り、日本獣医師会が募集する「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」に送付しています。

- ・新潟県獣医師会では、平成23年4月8日に、「東日本大震災動物救護活動等支援義援金」を6県1市の獣医師会に送金しました（岩手県、宮城県、福島県、茨城県へは各10万円、青森県、千葉県、仙台市へは各5万円）。また、岩手、宮城、福島県等被災地の獣医療支援を調査した上で、避難者が新潟県内の動物病院を受診した場合、新潟県動物救済本部が診療費の一部を助成しました。助成は、平成23年8月1日から平成23年9月30日の期間に県内動物病院を受診した避難者が飼養するペット1頭につき1回とし、上限5,000円としました（被災地では、当該支援が終了していることから、助成期間を2ヶ月としました）。ただし、狂犬病予防注射料金は助成の対象とはせず、犬飼養者の希望により、狂犬病予防注射を定期集合注射会場（地区により異なる）、動物病院で定期注射料金と同額で実施（済証発行）しました。
- ・群馬県獣医師会は、平成23年6月30日に日本獣医師会へ300万円、平成24年8月31日には福島県獣医師会へ200万円を送りました。
- ・埼玉県獣医師会は平成23年3月下旬から現在（平成24年9月末時点）まで継続して、本県会員から義援金を募り、日本獣医師会を通じて、被災動物の救護活動に取り組む被災地域の地方獣医師会に対し資金（現在までに総額355万円）を支援しています。
- ・千葉県獣医師会は平成24年3月に福島県獣医師会に対し、会員病院からの義援金の一部を送りました。
- ・東京都獣医師会では、平成23年6月14日に日本獣医師会に対し、東日本大震災動物救護活動等支援義援金として300万円を寄付しました。
- ・神奈川県獣医師会は平成23年5～6月に、4県の獣医師会（茨城県、岩手県、宮城県、福島県）にそれぞれ100万円の支援金を送りました。
- ・横浜市獣医師会は、平成23年3月より、会員から義援金を募るとともに会員病院内に支援義援金箱を設置し、被災地獣医師会会員を支援しました。
- ・川崎市獣医師会では、平成23年5月から当獣医師会会員の各動物病院で義援募金活動を続けており、日本獣医師会にこれまでに1,576,480円を振込み、現在（平成24年9月末時点）も募金活動を続けています。

③民間企業等に係る支援

（一社）全国ペット協会では、震災直後から現在（平成24年9月末時点）に至るまで、本協会のホームページを活用し広く募金（緊急災害時動物救援本部へ寄付するため）を呼びかけています。

(4) 緊急災害時動物救援本部における支援活動

①緊急災害時動物救援本部の動物救護活動

(ア) 動物救護活動の経緯・状況

年月日	動物救護活動の状況
平成 23 年 3 月 11 日	発災
3 月 11 日～	被災したと思われる自治体の動物愛護管理担当と連絡調整を始める (一社) ペットフード協会、(公社) 日本動物用医薬品協会等、協力団体との連絡調整を始める
3 月 15 日	義援金受付
3 月 18 日	(公社) 東京都獣医師会と連携して都内に避難された方の同行動物の預かりを始める。その後、横浜市・川崎市・神奈川県獣医師会及び埼玉県の有志の獣医師と同様の連携を実施。
3 月 20 日	物資集荷所を東京都大田区に設置 (5 月上旬まで) 物資募集開始 被災各地へ配布
3 月 21 日	ウェブサイト開設 (6 月 30 日までは日本愛玩動物協会が運営管理、その後現在まで緊急災害時動物救援本部事務局が運営管理)
3 月 24 日	現地調査 (福島)
3 月 26 日	千葉県市川市にペット同行可避難所の確保
4 月 6 日～4 月 7 日	現地調査
4 月 11 日～5 月 16 日	第 1 期義援金配分申請受付
4 月 14 日	緊急災害時動物救援本部協力のもと日本マイクロソフト株式会社が被災犬猫の情報サイト「MSN ペットサーチ」を開設
4 月 28 日～6 月 3 日	第 1 期義援金配分
5 月 4 日	環境省が用意した東京都新宿区の集荷所で支援物資の受け入れを開始 (9 月末まで)
5 月 11 日	福島県動物救護本部第 1 シェルター訪問
5 月 12 日	福島県 一時帰宅中継基地 支援開始 (8 月 26 日まで)
5 月 13 日～8 月 1 日	第 2 期義援金配分申請受付
6 月 8 日～10 月 14 日	第 2 期義援金配分
7 月 1 日	緊急災害時動物救援本部 福島シェルター設置 警戒区域からの動物を保護・収容 (8 月 31 日まで) その後も、飼い主・里親探しの活動を続ける
7 月 12 日	第 1 回福島シェルター会議出席
7 月 27 日	第 2 回福島シェルター会議出席
8 月 5 日	第 3 回福島シェルター会議出席
8 月 12 日	第 4 回福島シェルター会議出席

8月15日	福島県動物救護本部第2（三春）シェルターにて施設等確認
8月19日	第5回福島シェルター会議出席
8月29日	第6回福島シェルター会議出席
9月1～2日	岩手県災害時動物救護本部等を現地調査
9月6～7日	仙台市等現地調査
9月7～9日	宮城県緊急災害時被災動物救護本部等現地調査(仙台市を除く)
9月12日	第7回福島シェルター会議出席
10月5日	第8回福島シェルター会議出席
11月1日	岩手・宮城・福島県内の自治体に対し動物救援物資に関するアンケート調査を実施
平成24年2月1日	緊急災害時動物救援本部 福島シェルター閉鎖 野生動物ボランティアセンターにて保護を継続
7月5日～8月10日	第3期義援金配分申請受付
10月29日～11月29日	第3期義援金配分

(イ) 過去の災害対応と異なった点

緊急災害時動物救援本部（以下「どうぶつ救援本部」という。）では、今回の東日本大震災において、過去の災害における活動とは異なる対応が必要であった点が5つありました。

1. 今回の災害においては、被災地の自治体等で構成される「現地動物救護本部」への物資・資金・人材支援だけでなく、どうぶつ救援本部が主体となる活動が行われた点です。主体となった活動としては、以下の6つが挙げられます。

- ①動物保護シェルターの設置（福島県田村郡三春町）
- ②物資・医療費等飼養支援（宮城県・福島県・茨城県・千葉県・山梨県・栃木県）
- ③被災地外避難者への相談対応と支援
- ④被災地外での一時預かり保護
- ⑤被災地外のペット飼養が可能な避難所と移動手手段の確保・提供
- ⑥被災動物の譲渡支援

2. 警戒区域への住民一時立入りに伴うペット保護の支援の要請を受けた点です。これについては、協力者を厳選して必要人数を確保し、一時立入り中継基地でのペット保護受付業務に従事しました。また、事務用品・ペット保護用の首輪・リード・キャリーバッグなど必要資材を用意提供しました。

3. 民間の団体への支援が必要であった点で、これについては民間団体へも義援金の配分を実施すると共に、ウェブサイトを通じ被災動物の保護ルールなどを伝えました。

4. 民間団体との共働が必要であった点です。そのため、民間団体と協力・連携しながら義援金・物資の配分を行ったり、同行避難動物の預かり（地方獣医師会との協力）を行いました。また、被災地の自治体や獣医師会だけでなく、民間団体もMSN ペットサーチ*を利用できるようルール作りを行い、利用希望団体を受け入れ、情報提供を行いました。その他にも、海外のボランティア募集プログラム作成と情報整理、ポスター・

チラシ・募金箱などデザイン協力、印刷、医薬品提供、獣医療の提供、広報、輸送、一時立入り中継基地での活動人員確保、セキュリティ管理、ペットフード提供において協力・連携を実施したほか、海外の愛護団体との連携活動も行いました。

5. タイムリーな情報発信と社会に対する報告が必要となった点です。これについてはウェブサイトの設置と情報公開・フェイスブックなどの活用、ボランティア登録・避難者用のペット飼養可住宅の紹介などを行い対応しました。

*MSNペットサーチ：日本マイクロソフト（株）が緊急災害時動物救援本部との連携で、2011年4月11日に立ち上げたサイトで、震災で被災し、ペットと離ればなれになった飼い主はこのサイトを通じて、被災地で保護された動物の中からペットを探すことができる。また被災ペットの新しい飼い主に成ることを希望する人は、このサイトから動物を保護している団体などへ連絡を取ることができる。

②ボランティア派遣等の人的支援

（ア）活動内容と人数

ペットの救護活動を行うボランティアについては、ウェブサイト上で募集を行いました。募集の結果、登録者は4,068人（内訳：動物の一時預かり3,284人、シェルターワーク1,140人、物資や動物の輸送582人（重複有））で、このうち実際に活動した延べ人数は、シェルター（福島県田村郡三春町）で465人、警戒区域への飼い主の一時帰宅対応で500人、物資集荷所で711人（田園調布387人、新宿御苑324人）でした。

ボランティアによる活動の内容は、シェルターに保護収容している動物の世話、物資集荷所での物資の管理・梱包・発送のほか、警戒区域への飼い主の一時帰宅にあたって設置された4箇所の中継基地の窓口（環境省と福島県が設置）において、飼い主からの聞き取り（自宅に残してきたペットの種類、避難時の状況、住所等）及びフードやキャリーバック、リード、首輪の配布の補助等でした。その他にも、被災県各地において、動物の一時預かり、シェルターワーク、物資や動物の輸送（登録ボランティアの了承を得て、各県在住のボランティアの名簿を現地本部に提供）を行いました。

また、獣医師、動物看護師、動物系大学・専門学校等、動物に関する専門的知識や技術を有した人材に対し、ボランティアとしての協力依頼も行いました。協力を依頼したのは、7団体で、実際にボランティア活動に参加した延べ人数は、シェルター42人、物資集荷所386人、一時帰宅中継基地2名でした。

（イ）ボランティアの派遣手順と体制

ボランティアは、どうぶつ救援本部事務局及び各構成団体にて登録を行いました。一時立入り中継基地においては、（公社）日本愛玩動物協会が担当して日程調整を行い、シェルターにおいては、副シェルター長が担当して日程調整を行い、それぞれ調整ができ次第、現地担当者との連携の上派遣する手順としました。

ボランティアを派遣するにあたっては、中継基地やシェルター等、福島県での活動に際して、性別・年齢等の確認を徹底して行うとともに、放射線量の高い地域・二次災害の恐れがある地域での活動に際しては、どうぶつ救援本部内規を定め、事前に覚書を交わしました。

また、個人情報を多く取り扱う場合は、個人情報の保護に配慮しました。

その一方で、一般ボランティアを指導できる専門ボランティアの不足や、放射線量の問題・二次災害の危険がある地域への派遣に対する補償の問題などに明確な解決策を講じることができませんでした。今回は、結果として大きな余震や被災はなく、事なきを得た活動となりましたが、今後の大規模災害発生時の被災地での活動における課題となりました。



どうぶつ救援本部福島シェルター（田村郡三春町）



シェルターでの猫の飼養



シェルターでの犬の飼養



シェルターでのボランティア活動



警戒区域での住民の一時帰宅に合わせたペット救出



[写真提供：緊急災害時動物救援本部]

③支援物資の調達・提供

(ア) 物資の調達・受け入れ

どうぶつ救援本部では、ウェブサイトや構成団体の広報誌等による告知で支援物資の募集を行いました。特にウェブサイトを通じた告知は効果的でした。また、フードに関しては（一社）ペットフード協会、動物用医薬品は（公社）日本動物用医薬品協会への協力依頼、その他の物資は必要に応じて企業に支援を依頼しました。被災地では、人手が不足して物資募集の告知等がすぐにはできない状況にあったため、被災地ではない地域から広く発信することで、募集の告知等が迅速にできました。

一般から届けられた支援物資の中で多かったものは、各種動物用ペットフードや副食（おやつ）で、反対に少なかったものは大型犬用の首輪・リードでした。また、企業等からまとも支援を得られた物資としては、小型～中型犬用の首輪・リード、ペットフード、ペットシート、猫トイレ用砂、マイクロチップがありました。

物資の募集にあたっては、被災地と連絡を密にし、できるかぎり要望を聞きながら募集するよう工夫しました。しかし、被災地からの要望に応じて募集内容を変えながら告知したにも関わらず、募集していない物資が多く届いたこと等は今後の課題となりました。

(イ) 物資の提供先

どうぶつ救援本部に提供された支援物資は、行政、現地動物救護本部とその構成団体、及びこれらと連携が認められる民間団体、被災者本人（避難所等にいることが確認できる場合や、一時立入り中継基地で）に提供されました。また、被災地の周辺の都県にも物資が必要か電話で聞き取りを行い、管轄内でペットと同行避難している被災者がいることを把握している都県（行政）に対しても、必要に応じて提供されました。

その一方で、被災程度が軽度の繁殖業者から大量のフードが度々要求されたケースがあるなど、公平性と緊急支援の必要性の判断が困難な状況がありました。また民間団体への配布に際しても、自治体等との連携の有無についての確認が困難であった点が課題となりました。

(ウ) 物資の管理・輸送

支援物資については、物資の種類や状態を確認し分別した上で、現地輸送用に小分けにして再梱包し、ラベル等を貼付し内容を表示することで、被災地に届いたときの現地ボランティアや被災者の作業が軽減されるよう工夫をしました。

また、輸送にあたっては、被災地内に中継拠点を設け、提供ルートを確保しました。ただし、発災直後は、被災地に届けるためのトラック・ドライバー・燃料が不足した上、物資の保管場所や、被災地内での輸送手段（道路が分断されているため）の確保が困難な状況でした。また、発災初期には、放射性物質への警戒から、福島県内への配送を断られるケースもありました。

その他にも、募集していない物資の管理や、支援物資が多く集まり屋外にも保管せざるを得なかったこと、賞味期限切れや汚損などで使用できない状態の物品の廃棄に費用が生じるなどの問題がありました。

(エ) 物資の活用状況

支援物資の中で特に役立ったものとしては、ペットシート、大きなケージ、猫用の3段ケージが挙げられました。また不足して困ったものは、ペットシート、ライフステージに合わせたペットフード、療法食、ハードタイプのキャリーバッグ（一時立入り中継基地用のみ）、中・大型犬用首輪やリード、ワクチンやノミ・ダニ対策等予防薬（避難所やシェルターで群管理をするため）でした。

要望に沿わなかったものとしては、①使用済みの物で棄損・汚損が激しい物品（リード・ケージ類）、②特殊なサイズや用途の物品（簡易で耐久性に欠けるケージ・小型犬用衣類や靴・サニタリーパンツ・帽子などの装飾品等）③使いかけの医薬品、④使いかけの飼料、が挙げられました。また、室内で使用する場合はクレートよりケージ、屋外で使用する場合はクレートより犬小屋を求められましたが、ケージ・犬小屋が不足していたため、クレートで対応するケースが多くありました。

なお、どうぶつ救援本部では、今後、災害が発生した場合に備えて、6フィートコンテナ約3台分とプレハブハウス1台分のシェルターワークの際に使用できる物資等を静岡県内に備蓄しています。



支援物資



ボランティアによる支援物資の積込

[写真提供：緊急災害時動物救援本部]

④義援金の募集・配分

(ア) 義援金の募集

どうぶつ救援本部では義援金の募集を行い、集まった義援金の総額は、平成 24 年 9 月 30 日時点で 670,494,002 円となりました。募集にあたっては、関係者・関係団体等への文書による支援依頼を行うとともに、早期にウェブサイトを立て上げたり、ポスター・パンフレットを作成・配布することで、迅速に義援金を集めることができました。

その一方で、初期段階では募金の件数が多く、事務処理が滞ってしまうという問題も生じました。また、「寄付金控除」対応ができなかったことや、振込手数料無料の口座の開設が遅れたこと（ゆうちょ銀行の口座開設が平成 24 年 3 月 9 日）、募集目的の表示に一貫性がなかったこと（ポスター等ではペット対象と明示、ホームページでは明示していない）、が課題となりました。

(イ) 義援金の配分

どうぶつ救援本部に集まった義援金の大部分は、現地動物救護本部をはじめとする震災に伴う動物救護活動を行っている団体等（自治体、獣医師会及び動物愛護団体）へ配分されました。義援金の配分にあたっては、第 1 期～第 3 期に分けて各活動団体からの申請を受け、審査をした上で配分先と支給額を決定しており、その総額は 405,655,500 円となりました（平成 24 年 12 月 31 日時点）。配分の内訳は、第 1 期申請受付によるものが 14 団体に対し総額 71,065,500 円、第 2 期申請受付によるものが 55 団体に対し総額 269,840,000 円、第 3 期申請受付によるものが 38 団体に対し総額 64,750,000 円でした。

なお、第 1 期については迅速性を重視し、基本的に被災動物の保護活動を行っていると認められた申請団体すべてに対し、平成 23 年 4 月 28 日から 6 月上旬にかけて支給しました。また、福島県動物救護本部に対しては、詳細用途を限定しない特別枠として、平成 23 年 5 月 2 日に 20,000,000 円の支給を行いました。

しかし、初期の段階で、支給が遅かったことや、配分先の妥当性及びその選定方法の透明性についての批判が多数届きました。第 3 期にはこれらの意見を反映させて対応しましたが、現地動物救護本部以外の民間団体への直接配分が妥当であったかどうか、民間団体への配分の審査基準及び審査方法が妥当であったかどうか、及び配分を受けた民間団体からの報告書の内容等が課題となりました。

動物救護活動全体について ～緊急災害時動物救援本部からのコメント～

<特に効果的だった点>

- 本来のどうぶつ救援本部の活動にとらわれず、直接、保護収容するためのシェルターワークを行ったこと。
- 現地動物救護本部以外の民間団体にも義援金を配分したことは問題点も多くあったが、現場で活動するボランティアへの支援にもなったこと。

<特に対応に苦労した点>

- 義援金を現地動物救護本部以外の民間団体へ直接配分することは、効果があった反面、問題点も多くあったこと。
- 福島県での人材派遣が困難だったこと。空間線量を測り、派遣するボランティアの年齢・性別等により派遣地を検討する必要があったこと。
- 全国各地への県外避難者への対応は、緊急性を要するものばかりであったが（発災直後）、初期の段階ではどうぶつ救援本部の方針が定まっておらず、十分な対応ができなかったこと。また、どうぶつ救援本部も主体となって動くことが決まった時点では（9月頃）、夏休みが終わり、遠方の県外避難者の多くが地元に戻っていたため、支援情報を流しても県によっては、反応が全くない状況であり、タイムリーな支援が課題となったこと。

<今後、特に必要と考える点>

- 同行避難を現実的にするべく、平時における飼い主への適正飼養の普及啓発。
- 専門ボランティアの育成。
- 被災動物の保護・譲渡活動を可能とする恒久的な施設設置の必要性について、各自治体へのさらなる啓発。
- どうぶつ救援本部内での災害救援活動に関するスキルアップ（見識の向上）と、被災地に派遣し、自治体等（現地動物救護本部）にアドバイスできる人材の育成。
- 過去の被災地救援活動の効果と課題の総括と記録・情報公開。
- 首都直下型震災に備えた、関東以外の地方拠点の設置。
- 評価委員会の報告を受け、課題の検討と解決をはかること。

5. その他

5. その他

(1) 動物園・水族館の展示動物

①日本動物園水族館協会における対応の経緯

年月日	被災した動物園・水族館への対応
平成 23 年 3 月 11 日	被害情報収集開始
3 月 12 日	被害状況(速報 1)一覧作成、Facebook 利用開始
3 月 13 日	義援金受付開始、 被災園館からの支援要請集約開始 仙台市八木山動物公園で飼料が不足しており至急送って欲しい旨の連絡あり 緊急対応として上野動物園へ支援飼料購入協力要請 加盟園館に飼料提供の協力要請 埼玉こども動物自然公園へ提供飼料の集積所利用協力要請 ふくしま海洋科学館より鴨川シーワールド、上野動物園へ海獣・海鳥等の緊急避難要請
3 月 14 日	環境省、ふくしま海洋科学館の海獣・海鳥等の移動許可 一般向けに被災園館支援のお願い(見舞金のお願い) 加盟園館に物資、動物緊急避難、義援金の支援のお願い 警察署へ動物、飼料輸送に緊急車両指定相談 被害状況(速報 2)一覧作成
3 月 16 日	ふくしま海洋科学館から鴨川シーワールドへ海獣・海鳥等を輸送
3 月 17 日	ふくしま海洋科学館から鴨川シーワールドへ残りのトドを輸送 飼料輸送第 1 便(業者飼料)のうち王子動物園発注分、仙台市八木山動物公園に向け出発
3 月 18 日	飼料輸送第 1 便(業者飼料)のうち上野動物園発注分他、仙台市八木山動物公園・秋田市大森山動物公園・盛岡市動物公園へ出発 飼料第 2 便(各園館提供飼料)とりまとめ開始 (支援要望調査 6 園館、飼料提供可能な園館・飼料調査) 飼料集約所を埼玉こども動物自然公園のほか、群馬サファリパーク、那須どうぶつ王国を加える
3 月 19 日	被害状況(第 2 報)HPup
3 月 22 日	飼料第 2 便のうち、宇都宮動物園提供の日立市かみね動物園分を、宇都宮動物園が直接輸送
3 月 23 日	飼料第 2 便(各園館提供飼料、埼玉こども動物自然公園・群馬サファリパーク集約)のうち、日立市かみね動物園支援分出发

3月25日	円山便：円山動物公園から仙台市八木山動物公園へJAL航空便を利用したの飼料輸送出発(20大都市災害時相互応援協定) 飼料第2便(各園館提供飼料)のうち、仙台市八木山動物公園支援分出発、併せて復興要望調査
3月26日	新潟便：冷凍車による冷凍飼料輸送出発、併せて復興要望調査
3月28日	京都便：京都市動物園集約の近畿地区園館提供飼料を那須どうぶつ王国に輸送 飼料第2便(各園館提供飼料)のうち、日立市かみね動物園積み残し分輸送
3月29日	飼料第2便(各園館提供飼料)のうち盛岡市動物公園支援分出発 那須どうぶつ王国集約飼料、京都便(京都市動物園集約飼料)を、盛岡市動物公園、仙台市八木山動物公園に輸送出発 ふくしま海洋科学館から葛西臨海水族園、井の頭文化園へ生存動物移動
4月1日	ふくしま海洋科学館から新潟市水族館へ生存動物移動
4月4日	飼料第2便(各園館提供飼料)のうち仙台市八木山動物公園積み残し分輸送
4月20日	第1回東日本大震災被災動物園・水族館会議を開催、支援要望、対応可能協力等の情報交換を行う
4月27日	第2回東日本大震災被災動物園・水族館会議を開催
6月9日	加盟動物園・水族館へ残る閉館中のふくしま海洋科学館が行う魚類等収集への協力依頼
6月22日	第1回見舞金配分委員会開催
6月29日	第2回見舞金配分委員会開催
7月27日	第3回見舞金配分委員会開催、見舞金の配分先、配分額を決定
8月8日～9日	第1回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館、日立市かみね動物園に見舞金贈呈(6月末まで分)
8月19日～9月13日	初期支援園館等へ支援額を支払(6月末まで分)
10月4日	世界動物園水族館協会(WAZA)総会で会長による東日本大震災報告と支援のお礼
12月20日～26日	第2回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館に見舞金贈呈、被災動物飼養支援館へ支援額を支払(9月末まで分)
平成24年3月	第3回マリンピア松島水族館、仙台市八木山動物公園、ふくしま海洋科学館に見舞金贈呈(12月末まで分)

②被災した動物園・水族館数

東日本大震災において被災した動物園は7施設、水族館は7施設でした。県ごとの被災施設数は以下のとおりでした。

表 63 被災した動物園・水族館数

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	その他
被災動物園数	0	1	1	0	1	2	0	2
被災水族館数	0	0	1	1	1	1	1	2

表 64 被災した施設名

	施設名	
岩手県	盛岡市動物公園	
宮城県	仙台市八木山動物公園	マリンピア松島水族館
福島県	ふくしま海洋科学館	
茨城県	日立市かみね動物園	アクアワールド茨城県大洗水族館
栃木県	宇都宮動物園	那須どうぶつ王国
	栃木県なかがわ水遊園	
千葉県	鴨川シーワールド	
その他	桐生が岡動物園（群馬県）	井の頭自然文化園（東京都）
	葛西臨海水族園（東京都）	エプソン品川アクアスタジアム（東京都）

③飼養施設に被害があった動物園・水族館

被害があった動物園・水族館のうち、展示動物の飼養施設に被害が出たのは10施設でした。被害があった動物園・水族館の名称と被害内容は以下のとおりでした。

表 65 飼養施設に被害あった動物園・水族館

園館の名称（所在地）	被害の内容
盛岡市動物公園	サイ舎他一部壁ひび割れ
仙台市八木山動物公園	サル山一部亀裂他
日立市かみね動物園	小獣舎
宇都宮動物園	キリン舎壁一部損傷
マリンピア松島水族館	水槽循環ポンプ・制御盤の水没、温水配管の破損、電気設備、水槽設備に被害、ビーバー舎
ふくしま海洋科学館	屋外展示施設、電気設備、配管
アクアワールド茨城県大洗水族館	配管破損
鴨川シーワールド	アシカアザラシ展示水槽陸地部壁面擬岩一部崩落
東京都葛西臨海水族園	配管漏水
エプソン品川アクアスタジアム	水槽内擬岩の一部破損

④展示動物に被害があった動物園・水族館

被害にあった動物園・水族館のうち、展示動物に大きな被害があったのはマリニピア松島水族館とふくしま海洋科学館の2施設でした。

マリニピア松島水族館では、津波により水槽循環ポンプ・制御盤の水没や温水配管の破損により、長時間濾過循環・加温冷却ができない水槽が多数ありました。また、ビーバーは屋外水槽に展示されていたため津波の直撃を受け、体調を崩して数日後に死亡した事例もみられました。ふくしま海洋科学館では、浸水により水槽循環ポンプなどの各種ポンプ、熱交換機、空調機、配電盤等の電気系統が破損しました。自家発電機は重油の調達が困難だったため、貯蓄してあった分を消費した段階で、水槽内の水質、温度管理が困難になり、魚類関係はほぼ全滅しました。マリニピア松島水族館では59種212点が死亡、ふくしま海洋科学館では628種110,659点が死亡、流出しました。

表 66 展示動物における被害の詳細（ふくしま海洋科学館）

■震災死亡生物			
死亡数	種	点数	主な死亡動物
哺乳類	2	8	コウモリ7 ロリス1
鳥類	2	13	キンカチョウ12 ベニスズメ1
爬虫類	7	8	アオウミガメ2 アカウミガメ1
両生類	3	22	マダライモリ6 イモリ9
魚類	423	36,735	ギンザケ5,000 キンメモドキ7,000 イワシ8,000
無脊椎動物	185	73,750	タマキビガイ15,000 ホソウミナナ30,000 ユビナガホンヤドカリ10,000
昆虫類	6	123	マダガスカルオオゴキブリ50
全生物	628	110,659	
金魚	6	145	

表 67 展示動物における被害の詳細（マリニピア松島水族館）

マリニピア松島水族館			
目名	科名	種名	死亡個体数
鯨目	コマッコウ科	コマッコウ	1
鯨目	ビーバー科	アメリカビーバー	3
エイ目	アカエイ科	ホシエイ	1
ウナギ目	アナコ科	チンアナゴ	7
ウナギ目	アナコ科	ニシキアナゴ	3
トゲウオ目	ヨウジウオ科	サンタツ	22
トゲウオ目	ヘコエ科	ヘコエ	4
スズキ目	テッポウウオ科	テッポウウオ	1
スズキ目	チョウチョウウオ科	トゲチョウチョウウオ	3
スズキ目	チョウチョウウオ科	ミソレチョウチョウウオ	6
スズキ目	チョウチョウウオ科	ニセフウイチョウチョウウオ	4
スズキ目	チョウチョウウオ科	フウイチョウチョウウオ	4
スズキ目	チョウチョウウオ科	ハタタテダイ	1
スズキ目	ヘラ科	ニセモチノウオ	2
スズキ目	イワキンボ科	コブダイ	1
スズキ目	ネスッホ科	サトヤマキンボ	1
スズキ目	ハセ科	ニシキテグリ	1
スズキ目	フグ科	クヒアカハセ	1
フグ目	マンボウ科	シマフグ	1
フグ目	マンボウ科	マンボウ	1
旗口水母目	オキクラゲ科	アケクラゲ	2
旗口水母目	ミスクラゲ科	ミスクラゲ	13
根口水母目	サカサクラゲ科	サカサクラゲ	1
根口水母目	タコクラゲ科	タコクラゲ	3
根口水母目	タコクラゲ科	ブルーシエリーフィッシュ	20
根口水母目	キクカミクラゲ科	カミクラゲ	8
軟水母目	マツハクラゲ科	キヤマンクラゲ	7
ウミサカ目	ウミサカ科	ウミキノコ属の一種	1
ウミサカ目	チヂミサカ科	ヌメリサカ	3
ウミサカ目	チヂミサカ科	チヂミサカ	1
ウミサカ目	ウミアサミ科	ウミアサミ	2
花巾着目	ハチキンチャク科	ムラサキハチキンチャク	1
花巾着目	ハチキンチャク科	ハチキンチャクsp.	16
石サンゴ目	クサヒライソ科	クサヒライソ	1
石サンゴ目	タハネサンゴ科	タハネサンゴ	2
石サンゴ目	ヒュサンゴ科	ヒュサンゴ(オオハナサンゴ)	3
石サンゴ目	オオトゲサンゴ科	アサミハナサンゴ	1
石サンゴ目	ハナサンゴ科	ナガレハナサンゴ	2
石サンゴ目	ハナサンゴ科	コエダナガレハナサンゴ	2
石サンゴ目	ハナサンゴ科	ツボミハナサンゴ(フォックスコーラル)	2
石サンゴ目	イソキンチャクモドキ科	イソキンチャクモドキsp.(デイスコーラル)	6
石サンゴ目	ウホホシイソキンチャク科	ウホホシイソキンチャク	4
硬骨魚目	スナキンチャク科	マメスナキンチャク	1
硬骨魚目	ニシキウスカイ科	オオコシダカラカンガラ	1
新紐舌目	ソテホラ科	マカキガイ	5
新紐舌目	タカツガイ科	ホシタカラガイ	2
新紐舌目	カフトガイ科	カフトガイ	2
新紐舌目	トラフシヤコ科	トラフシヤコ	1
十脚目	オトヒメヒ科	オトヒメヒ	1
十脚目	テッポウウエビ科	コシシ"ロテッポウウエビ"	1
十脚目	モエヒ科	シロホ"シアカモエヒ"(ホワイトソックス)	3
十脚目	モエヒ科	ヒメモエヒ	2
十脚目	ケモカニ科	モエヒ	1
十脚目	コフヒトデ科	マンシウヒトデ	1
十脚目	フトケヒトデ科	フトケヒトデ	4
十脚目	カンガセ科	カンガセ	2
十脚目	フガウニ科	フガウニ	2
十脚目	クロナマコ科	クロナマコ	4
十脚目	イカリナマコ科	オオイカリナマコ	2

59種

212点

⑤ 展示動物の移送

ふくしま海洋科学館では、津波の影響で地下施設や電気施設が故障し、継続的な飼養環境が整えられないため、海獣類や海鳥の緊急輸送を行いました。移送した展示動物数は、38種222点で、鴨川シーワールドが活動拠点となり、鴨川シーワールド、上野動物園、葛西臨海水族園、新江ノ島水族館、伊豆三津シーパラダイスなどへ速やかに移送されました。

表 68 移送された展示動物

■ 震災避難生物		主な避難生物	
避難数	種	点数	
哺乳類	4	9	トド3 タイヘイヨウセイウチ2 ゴマフアザラシ2 ユーラシアカワウソ2
鳥類	2	13	エトピアカ8 ウミガラス5
両生類	1	1	オオサンショウウオ1
爬虫類	1	1	グリーンパイソン1
魚類	19	124	マルアオメエソ14 シロチヨウザメ2 ヘラチヨウザメ2 アミアカルヴァ2
無脊椎動物	11	74	ハダカカメガイ40 オウムガイ3 アメリカカブトガニ15
全生物	38	222	

⑥ 被災した動物園・水族館への支援

これまでの震災では被災した動物園・水族館に対して周辺の動物園・水族館が個々で支援してきました。しかし、東日本大震災はこれまでの震災と比べて被災エリアが広く、周囲の動物園・水族館が支援することはできませんでした。そのため、日本動物園水族館協会が、被災した動物園・水族館の状況把握および必要支援の内容などの情報収集を行い、協会に所属している動物園水族館に対して得た情報を集約して提供しました。

動物園・水族館は生きた動物を扱っているため、餌が不足すると生死に影響します。そのため、動物の移送保護と同様に速やかに対応することが大きな課題でした。餌の場合は一週間以内に運んで欲しいという要請がありました。始めは業者から買って緊急輸送していましたが、最終的には全国の加盟している動物園・水族館から飼料を提供してもらい、それを送りました。

餌については、群馬サファリパーク、埼玉こども動物自然公園、那須どうぶつ王国、近畿圏では京都市動物園が活動拠点となり、餌の集約輸送の中継基地となりました。これらの動物園が高速道路に近い位置にあった事も幸いました。

東日本大震災被災動物園水族館への支援活動図



図 10 東日本大震災被災動物園水族館支援活動図 (日本動物園水族館協会)

⑦今後の災害に備えて

まずは、各動物園・水族館で防災体制を整えることが重要だと考えられますが、災害の程度により、各施設の防災体制で不足が生じた部分や各動物園・水族館からの求めに応じて支援する必要があると考えています。

その場合は、発災後速やかに対応するため、①緊急支援要望の的確な把握(多チャンネル情報ルートの利用確保)、(被害情報・支援情報の集約)、②支援実施の迅速性確保 (多チャンネル輸送ルート・手段の中からより迅速なルート・手段を利用選択)、(必要な手続きの理解と時間ロスの回避)、(判断指示の迅速性確保)、③支援協力体制の確保 (状況を広く周知し、支援・協力体制の立上げ)、(緊急支援と長期支援の整理)、(種々の支援提供申出の整理・選択)などの対応が必要だと考えられました。また、このような災害に備えたマニュアル作成の必要があると感じました。

(2) 産業動物

①国における産業動物への対応の経緯

年月日	産業動物に関する対応
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生
3 月 12 日	半径 20km 圏内を避難指示区域に設定
3 月 15 日	20～30 km圏内を屋内退避指示区域として設定
3 月 19 日	原発事故前に収穫した飼料の給与、飲用水への放射性物質混入の防止及び放牧の自粛等を通知
4 月 18 日	計画的避難区域等で飼養されている家畜の区域外への移動等について、検査や除染等の手続きについて通知
4 月 22 日	半径 20km 圏内を警戒区域に設定し、立入り禁止措置
5 月 12 日	原子力災害対策本部長より福島県知事に対し、警戒区域内で生存している家畜について、家畜の所有者の同意を得て家畜に苦痛を与えない方法によって処分を行うよう指示
平成 24 年 4 月 5 日	警戒区域が解除され通いで家畜の管理が可能となる区域では、一定の条件のもとで所有者による飼養管理が可能

②東北地方における飼料の供給

農林水産省は震災発生直後の対応として、東北 6 県や畜産関係団体等に対し、配合飼料の生産者間での融通や地域内での需給調整を要請しました。また、東北地方における飼料の供給円滑化を図るため、飼料関係団体に対し、他地域からの東北地方への飼料輸送（船舶、トラック輸送等）実施について要請するとともに、飼料運搬車の通行への配慮や配合飼料メーカーに対する備蓄飼料穀物の無償・無担保での貸付（35 万トン）等の対応を実施しました。

また、独立行政法人家畜改良センターからの粗飼料提供があり、同センター本所、奥羽牧場、岩手牧場より、サイレージ及び乾牧草約 900 トンを福島県、岩手県、宮城県、青森県の農協等に無償提供しました。

③福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域等の対応

(ア) 計画的避難区域等に係る対応

福島県から、当該区域内で飼養されている家畜について、区域外に移動・出荷したいとの方針が示されたことから、農林水産省として、農場から家畜を搬出する際の検査・除染などの手続き（飼養管理状況の確認や体表のスクリーニング）を整理するとともに、都道府県等に対して家畜の受入可能先についての情報収集を依頼しました。また、福島県内の家畜の市場取引を促進するため、臨時家畜市場の開催を市場開設者に要請し、この結果、計画的避難区域内の家畜については、平成 24 年 7 月までにほとんどが区域外に移動されました。

「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」

(23 生畜第 110 号平成 23 年 4 月 18 日農林水産省生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長通知)

1 農場から搬出する際の検査・除染

(1) 牛の移動に当たっては、福島県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10 万 cpm を超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは 10 万 cpm 以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリストを作成し、牛 1 頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。

(2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立ち会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

(1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が異動先をあらかじめ福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリストに基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあつては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

(イ) 警戒区域に係る対応

平成 23 年 4 月 22 日に警戒区域が設定され、それ以降立入りが禁止されたことから、区域内の家畜については、適切な飼養管理ができないこととなり、所有者及び消費者の心情への配慮などから、平成 23 年 5 月 12 日に原子力災害対策本部長より、福島県知事に対し家畜の所有者の同意を得て家畜に苦痛を与えない方法によって処分（安楽死処分）を行うよう指示が発出されました。これにより福島県が市町村の協力を得て、所有者からの安楽死の同意取得を進めるとともに、同意が得られれば畜舎に取り残された家畜や放された家畜を保護して安楽死処分を進めています。

平成 24 年 4 月に原子力災害対策本部は警戒区域の見直しを開始し、平成 25 年 4 月 1 日までに、川俣町及び双葉町を除く葛尾村、富岡町、浪江町、田村市、南相馬市、川内村、飯館村、楡葉町及び大熊町が順次避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に再編されました。

これに伴い、平成 24 年 4 月 5 日に新たな原子力災害対策本部長指示が発出され、警戒区域内の家畜については所有者の同意を得て安楽死するという基本は残しつつも、警戒区域が解除され、通いで家畜の管理が可能となる区域では、一定の条件のもとで所有者による飼養管理が可能となりました。

④青森県、岩手県、宮城県における畜産関係の被害状況

平成23年6月23日までに報告のあった、乳用牛、肉用牛、養豚の被害頭数は以下のとおりです。

表 69 青森県、岩手県、宮城県における畜産関係被害状況

		水死(津波)	圧死・餓死・凍死	合計頭数
青森県	乳用牛	0	0	0
	肉用牛	0	0	0
	豚	1,500	0	1,500
岩手県	牛(乳用牛か肉用牛か不明)	0	17	17
	豚	0	1,463	1,463
宮城県	乳用牛	171	16	187
	肉用牛	446	12	458
	豚	2,537	350	2,887
3県	乳用牛	171	16	187
	肉用牛	446	12	458
	牛(用途不明)	0	17	17
	豚	4,037	1,813	5,850

農林水産省 「青森県、岩手県、宮城県における畜産関係被害状況」に基づき作成

(3) その他

①犬及び猫以外のペット

(ア) 避難所・仮設住宅、シェルター等への避難状況

a. 避難所・仮設住宅への避難が確認されたペット

ウサギ（飼い主が持参したケージ内で飼養）、ハムスター、カメ、インコ、ニワトリ

b. シェルター等への受け入れがあったペット

ウサギ、インコ、オウム、カメ

(イ) 今後の災害に備えて

飼い主は平常時から避難に必要な飼養用品を準備して災害に備える事が大切です。特に温度管理が必要な爬虫類は、電気の供給が受けられない事を想定した準備が必要だと考えられます。また飼い主が飼養困難になる事を想定して、一時預け先を確保するなどの対策も必要だと考えられます。

②動物取扱業者（ペットショップ等多数の動物を飼養している業者）

(ア) 動物取扱業者が飼養していたペットの避難状況

a. ペットショップにおける事例

ペットショップに訪れていた客や店員などの人命を最優先させて店から一時退避しました。その後、余震の合間を縫うようにして何度も店に戻り、少しずつペットを運び出しました。

運び出したペットは、支店や知り合いの業者などできるだけ安全に生体を管理できるような場所へピストン輸送しました。また運び出したペットを車に乗せ同行避難し、その後もしばらく車で飼養を続けた事例もみられました。

b. その他の事例

津波被害で檜葉町の自宅とドッグカフェ・サロンを失い、預かり犬4頭を含む18頭の犬や猫と、家族・従業員で避難しました。避難に使用した車（ワゴン車）には平時からペット用避難用品を載せていたため、なんとか急場の数日間をしのぐことができました。しかし、多数の動物（超大型犬含む）を同行していたため避難所で過ごすことが難しく、同業のペットショップ経営者からの声掛けでいわき市内の同店舗に避難しました。その後、ガソリンがなくなり、流通が途絶え新たに入手もできない状況の中、親類宅など6か所を経て、二本松の岳温泉に避難しました。また、発災当時預かっていた犬4頭のうち超大型犬1頭は飼い主も避難中で引き取ることが難しい状況だったため、ペットショップ経営者の協力により飼い主がペット可の住居を確保し、迎えに来るまでの5か月間預かりを継続しました。

③特定動物

(ア) 発災後の状況

発災後、多くの自治体で、電話や直接訪問による特定動物の状況確認を行いました。そのうち、宮城県では、津波により施設が損壊し、サル1頭が死亡した例が確認されました。岩手県では、マイクロチップ未装着で飼い主不明のワニガメが保護されましたが、警察署が被災したため、保健所で3か月間保管したという事例も見られました。その他の自治体では、特定動物の逸走及び施設の大きな損壊は確認されませんでした。

(イ) 今後の災害に備えて

自治体は常日頃からの飼養状況の把握を行い、逸走時に備えて体制を整備することが必要です。飼い主に対しては、特定動物及び施設設備について平常時から点検し、逸走を防止するよう指導し、飼養不可の状況になった場合に一時預かりできる場所を確保するよう指導を行うことも必要だと考えられます。また、非常事態対策要領の策定、非常事態対策用器具機材の整備、逸走時の保護、移動、保管を含め専門的な知識、技術等をもった関係各所との協力体制の整備が必要だと考えられます。

6. 各地の被災ペット対策における
対応事例・課題となった事例

6. 各地の被災ペット対策における対応事例・課題となった事例

(1) 同行避難の推進

① 対応事例

■ 防災計画への記載事例（岩手県）

岩手県の地域防災計画では、「飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める」といった同行避難を認める内容が記載されています。市町村で作成している地域防災計画にも同様の内容を記載している市町村もあったため、同行避難については市町村職員にも知られていたと考えられます。

また、県は飼い主に対して「災害の発生に備えて～大切なペットの命を守るために～」といったリーフレットを配布して、ペットと一緒に同行避難をするためには、普段からどのような行動をするべきかについて普及啓発しています。

災害の発生に備えて
～大切なペットの命を守るために～

大規模な災害が発生した時、ペットを連れて避難したいと思うのは、ペットを大切に思う飼い主の自然な気持ちです。しかし、ペットと一緒に避難するためには、災害に対する普段からの備えも必要になります。

1. 万一災害が発生したら

(1) 大切なペットと同行避難 /
自分の身の安全を確保した後は、同じように不安に感じているペットの身の安全を確保しましょう。飼い主と一緒に避難することは、最も確実にペットの身の安全を確保する方法の一つです。
このためには、普段からキャリーバッグなどにペットを慣らしておき、遠くまでペットを運ぶことができるよう準備しておく必要があります。また、ペットフード、ペット用常備薬、リードなどのペット用品も、すぐに持ち出せるように準備しておくことが大切です。

(2) 避難場所での留意事項
災害時には、避難場所での集団生活となることもあります。避難された方の中には、動物の苦手な人やアレルギーなどで動物と一緒にいられない人もいます。聞き声やにおい、抜け毛等で周囲に迷惑をかけるように飼い主同士が協力する等、動物を飼育していない人に配慮した生活のルール作りが必要となります。
また、慣れない環境でストレスを感じている動物を健康に管理するために、動物の排泄場所を決めて排泄物は速やかに処理する等、普段以上に動物の体調に気を配ることも大切です。

2. 災害の発生に備えて

対策1 犬を放さないこと。
夜間、早朝などであっても犬を放してはいけません。散歩の時も引き綱をしっかりとつけましょう。普段から犬をしっかりついでおくことは、平常時には人への危害防止対策となるだけでなく、災害時には犬が行方不明になることを防ぎます。

対策2 必要なワクチン接種を行い健康に管理すること。
犬を登録し、狂犬病予防接種を行うことは飼い主の義務です。登録・注射後に公布される、鑑札と狂犬病予防注射済票は必ず犬に装着しておきましょう。
また、災害時に避難所等で病気がまん延しないように、普段から必要なワクチン接種を行う等、動物の健康管理をしっかりと行うことが大切です。

対策3 猫は普段から室内で飼うこと。
猫を放し飼いにすると飼い主と一緒に避難することが難しくなります。また、ご近所の庭を荒らしたり、車を傷つけたりと、結果的に近所の人ともに迷惑をかけることにもなります。猫は室内で飼うようにしましょう。

対策4 飼い主がわかるように迷子札などを付けておくこと。
災害発生時にペットが行方不明になってしまった場合、迷子札などに所有者がしっかりと明示されているければ、飼い主のもとへ帰ることが難しくなります。最近では、迷子札だけでなく小型のマイクロップを装着する飼い主も増えています。マイクロップは一度体内に埋め込むと脱落することはほとんどなく、災害時には特に大きな効果を発揮するとされています。

対策5 基本的なしつけを身につけておくこと。
災害発生時には、集団避難が必要な場合もあり、ペットも避難場所での集団生活となることがあります。
噛み癖など、問題行動のある犬などは集団生活には適しませんし、人に危害を加えることもあるかもしれません。普段からペットに基本的なしつけや社会性を身につけておくことが大切です。

対策6 不妊・去勢手術を実施しておくこと。
避難場所における不必要な繁殖や交尾行動に伴う感染症のひろがりを防止するためにも、不妊・去勢手術を実施しておくことが大切です。不妊・去勢手術は、無敵吠えなどの問題行動の抑制にも非常に効果的です。

3. 岩手県の災害対策
岩手県では「地域防災計画」に、ペットの救護対策を規定しているほか、一般社団法人岩手県獣医師会や県内の動物愛護団体等と災害時の動物救護活動に関する協定を締結しています。東日本大震災においても、この協定に基づいた動物救護活動が行われました。

災害時にペットの命を守るためには、日ごろからの準備が大切です
岩手県環境生活部・保健所・広域振興局

岩手県リーフレット

■ペット同行避難訓練の事例（仙台市）

仙台市では、毎年6月12日に仙台市総合防災訓練を実施しています。2005年の防災訓練からペット同行避難訓練が組み込まれました。ペット同行避難訓練は動物救護本部を構成する仙台市（仙台市動物管理センター）、社団法人仙台市獣医師会、ボランティア団体（NPO法人エーキューブ、ハートtoハート）が中心となっています。

訓練の概要は、①動物救護所設置・運用訓練、②ペット同行避難訓練、③自前テントによるペット同居避難訓練、④緊急速報時対応訓練、⑤その他、ペット同行避難を普及・啓発するための展示、パンフレット配布、アンケート調査です。このように、動物救護本部を構成する団体が避難訓練を実施する事で、平常時より相互理解および連携がなされました。

また、災害時に備えた準備について、婦人防火クラブや町内会、市民センター、マンション等管理組合主催の講習会で講演をしたり、災害啓発のチラシを作り配布したりしました。



避難訓練の様子 [写真提供：仙台市]

②課題となった事例

地域防災計画に被災動物救護条項がなく、被災動物を担う部署や職員が不明瞭な市町村では、ペットの同行避難が著しく困難であった避難所もありました。各市町村の防災計画に被災動物救護条項を加えるよう要請する必要があると思われました。

(2) 避難所への受け入れ

①対応事例

■市町村への要請文の発出（新潟県）

新潟県では市町村に対して、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出しました。避難所設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めました。具体的には、関係者とのディスカッションにより、避難施設ごとにペット受け入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）がフォローすることでペットの受け入れ体制を整えました。

■避難所でペット飼養スペースを区分した事例（埼玉県）

埼玉県では、県内に設置した避難所に被災地から 4,000 人以上を受け入れ、うち、約 2,000 人が「さいたまスーパーアリーナ」に一時避難しました。このアリーナには、福島県双葉町の住民約 1,400 人とともに、双葉町の役場機能そのものが福島県から移転しました。その後、加須市にある「旧騎西高校」（2008 年閉校）に移動し、現在（平成 25 年 1 月 16 日時点）もなお約 150 名の方が避難生活を送っています。

旧騎西高校では、当初は避難者の車中でペットを飼養していましたが、動物愛護団体、動物愛護推進員、加須市及び双葉町などが協議を重ねた結果、敷地内の弓道場に動物飼養専用スペースが設置されました。飼い主による自治会も結成され、さらには愛護団体の協力により飼養スペースにエアコンが設置されるなど、飼養環境に配慮された飼養スペースとなりました。今回、協力してもらった愛護団体は、日頃から収容動物の譲渡等に協力をいただいている団体で、今回も積極的に避難所に赴いて行政との調整役を務めていただくなどのご尽力をいただきました。このように、平時から民間団体及び企業と連携を図り、協力体制を構築しておいたことが、結果的に避難所設置等に効果的であったと考えます。



ペット飼養スペースとして使用されている弓道場の様子

[写真提供：埼玉県]

■飼養者と支援者とのホットラインの確保（岩手県）

岩手県動物救護本部では、動物の保護（一時預かり）や行方不明動物の照会に関する連絡先、震災でケガをした動物の治療についてなどの様々な相談窓口となる連絡先を記載したチラシを作成し、各避難所に配布しました。


動物に関する相談はこちらまで


岩手県獣医師会、各愛護団体、岩手県では『岩手県災害時動物救護本部』を立上げ、次の支援をしています。動物に関して困ったことがあれば最寄の窓口までお気軽にご相談ください。

○被災動物保護活動
各保健所（広域振興局の保健福祉環境部等）では、相談窓口を開設し、動物の保護（一時預かり）、行方不明動物情報の照会等のご相談に市しています。
相談窓口 県北広域振興局保健福祉環境部（久慈） 0194-53-4987（内線249）
沿岸広域振興局保健福祉環境部（釜石） 0193-25-2702（内線246）
宮古保健福祉環境センター 0193-64-2218（内線231）
大船渡保健福祉環境センター 0192-27-9913（内線243）
この他、県内各広域振興局の保健福祉環境部等で相談を受け付けています。

○被災動物医療活動
震災でケガをした動物の治療の他、被災動物に関する各種相談を受け付けています。
相談窓口 岩手県災害時動物救護本部・岩手県獣医師会 019-651-●●●●
被災動物等の拠点動物病院
(久慈地域)
・ ●●●●動物病院 0194-61-●●●● 久慈市新井田
・ ●●●●獣医科医院 0194-52-●●●● 久慈市湊町
・ 動物病院 ●●●● 0194-53-●●●● 久慈市荒町
(宮古地域)
・ ●●●●動物病院 0193-64-●●●● 宮古市宮町
・ ●●●●動物病院 0193-67-●●●● 宮古市津軽石
(釜石地域)
・ ●●●●動物病院 0193-23-●●●● 釜石市野田町
・ ●●●●どうぶつ病院 0193-25-●●●● 釜石市中妻町
(大船渡・陸前高田地域)
・ ●●●●どうぶつ病院 0192-21-●●●● 大船渡市赤崎町
・ 遠野市、一関市、奥州市の動物病院が対応

○被災動物支援活動
被災動物のための餌（フード）、ケージ等の動物用資材について相談を受け付けます。
相談窓口 岩手県災害時動物救護本部 019-651-●●●●

【被災動物相談窓口】

- ・ 岩手県災害時動物救護本部（事務局：岩手県獣医師会） 019-651-●●●●
- ・ 岩手県環境生活部 県民くらしの安全課 019-629-5322

【岩手県災害時動物救護本部】

配布したチラシ

■飼養者と非飼養者との空間を区分した事例

いわき市では、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）の場合、ペット飼養者とそうでない人の区分を行いました。

また、岩手県大船渡第一中学校体育館の避難所では、同行避難した動物に関するトラブルが発生し、対策を講じた結果、被災者の「住み分け」としてドーム型のテント 20 張が設置されました。



避難所の様子（大船渡市） [写真提供：岩手県]

②課題となった事例

ペット対応に関する事前の取り決めがないため対応が遅れたり、避難所にペットを持ち込むことができず車の中や避難所の外で飼養した事例が見られました。そうした場合、病気の発生や公衆衛生、騒音などの問題が発生する可能性があります。今後、緊急時でも対応できるように平常時から避難所でのペット飼養に関するルール作りやペット同行可能な避難所の設置および動物専用スペースの設置が必要だと考えられました。

(3) 仮設住宅における飼養

① 対応事例

■ 仮設住宅におけるペット飼養事例（仙台市）

仙台市では、プレハブ仮設住宅でペットを飼養する飼い主に対して、「仮設住宅におけるペット飼養ルール」を配布しました。またプレハブ仮設住宅におけるペットの飼養状況の把握と飼い主を支援するために、「仮設住宅におけるペット飼養届け」をペット飼養者に提出してもらいました。提出した飼い主には各種予防接種・寄生虫予防・健康診断等の支援をうけられる「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布しました。

ペットの飼養が多いプレハブ仮設住宅ではペットの会が立ち上がり、ペット飼養者のマナーアップ講座やしつけ教室を開催しました。また、飼い主によるプレハブ仮設住宅周辺の犬の糞拾い運動を実施している仮設住宅もあります。



プレハブ仮設住宅での飼養

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

平成23年東北地方太平洋沖地震
どうぶつと家族を結ぶ手帳




仙台市被災動物救済対策本部・社団法人仙台市獣医協会
仙台市宮城野区泉町6丁目3-3
仙台市動物管理センター内
電話：022-387-5225、ファックス：022-387-5257

仙台市被災動物救済対策本部
社団法人仙台市獣医協会

プロフィール

呼び名：
生年月日： 年 月 日
種族： 犬 ・ 猫
品種：
性別： オス ・ メス
不妊手術： 済 ・ 未
毛色：
特徴：
主治医（かかりつけ病院）

飼養者氏名：
仮設住宅住所： 〒

TEL： 携帯：

マイクロチップ挿入記録

挿入日	年 月 日
マイクロチップNo.	
バーコード貼付欄	

ノミ・マダニ予防の記録

薬品名	ヶ月分											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

犬・猫の混合ワクチン接種の記録

接種日	年 月 日
接種ワクチン名	
Lot.No	●シール貼付欄

狂犬病ワクチン接種の記録

接種日	年 月 日
登録番号 (鑑札番号)	注射済票番号

犬のフィラリア予防の記録

投与日	ヶ月分											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				

この手帳の有効期間は発行後1年です。発行日：
日付を訂正したものは無効となります。 手帳番号：

どうぶつと家族を結ぶ手帳

■仮設住宅でのペット飼養希望者への対応（岩手県）

岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には、「ペットを飼う場合は室内飼養を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載されていたため、仮設住宅は基本的にペットの飼養ができるということを前提に動くことができ、岩手県動物救護本部から市町村へ、仮設住宅における動物飼養許可に関する要請文をスムーズに発出することができました。



仮設住宅の様子 [写真提供：岩手県]

②課題となった事例

仮設住宅では室内飼いを基本としているが、外で飼養している場合や放し飼いをしている場合が見られました。飼い主としての責務を自覚し、周囲の方に迷惑が掛からないように飼養することと併せて、周囲の方も共同生活の場ということを理解して頂けるような説明が必要だと考えられました。

(4) 自治体と民間団体との連携

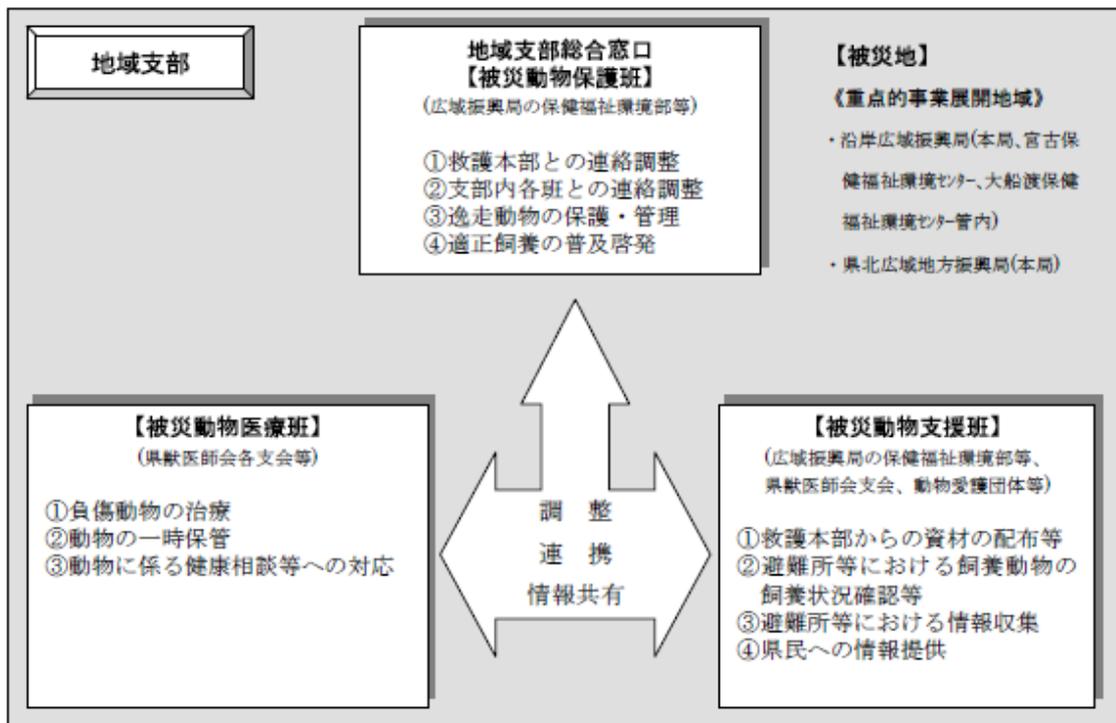
① 対応事例

■ 事前に協定を結んでいた事例（青森県）

発災前に社団法人青森県獣医師会と協定を結んでいました。県域において、地震等の大規模災害が発生し、多くの家庭動物が被災した場合には、県と獣医師会で動物救護本部を設置し、避難所等に避難した被災動物に対し、飼養管理支援（飼養ケージ、ペットフードの提供等）や健康管理支援（災害による疾病・負傷の応急処置等）等の支援活動を行うとされています。

■ 救護本部での役割分担について（岩手県）

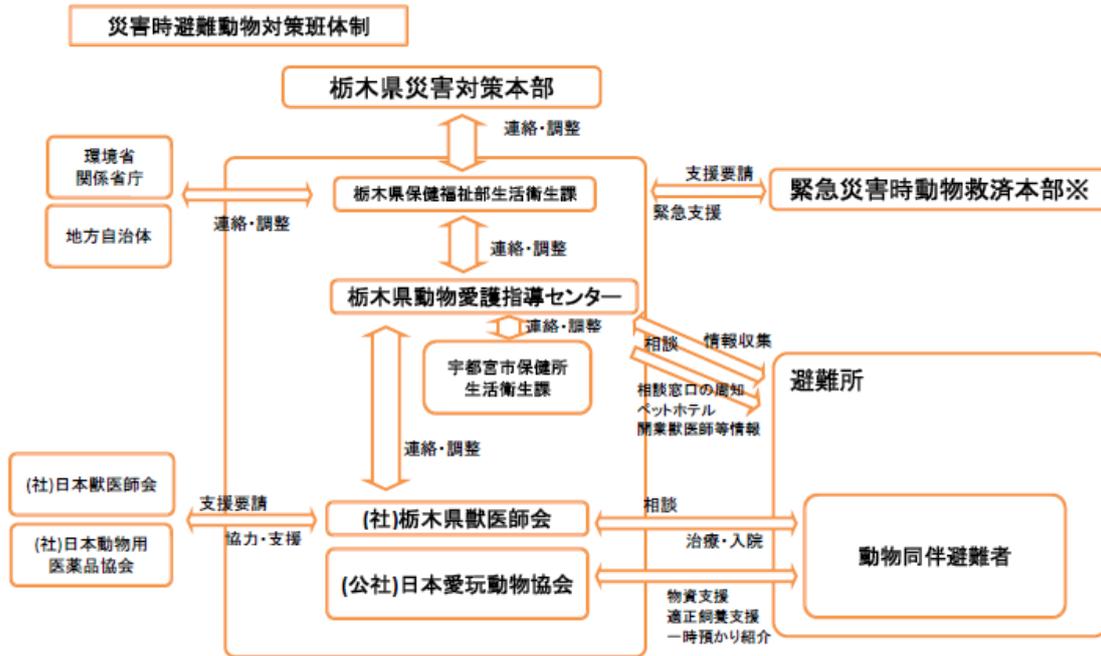
岩手県では、県災害時動物救護本部事業の下に、保健所を中心とした4地域支部を配置したことにより、構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となりました。また被災者に相談先を明確に示すこともできました。いくつかの課題はあったものの、県災害時動物救護本部事業として、県、県獣医師会及び動物愛護団体が連携して活動したことにより、動物救護活動を総合的かつ効果的に進めることが可能となりました。



岩手県動物救護本部の体制図（一部抜粋）

■ 救護体制の事例（栃木県）

栃木県は動物愛護行政の拠点が動物愛護指導センター1箇所であるため、県内全ての避難所を巡回することが困難である上、通常の業務をこなさなければなりません。したがって、東日本大震災では、相談窓口を動物愛護指導センター1箇所に集約し、市町村、栃木県獣医師会及び（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部の役割分担を決めて、対応を行いました。



栃木県体制図

② 課題となった事例

県と獣医師会の協定締結後、救護活動内容の協議不足で具体的なアクションプランや役割分担ができていなかったため、震災後に方針を具体化するための調整や助言に時間がかかりました。今後の備えとして、獣医師会と締結している協定による救護活動の検証とアクションプランの再構築と机上及び実働訓練や、初動対応から中長期活動への時系列的な対応の具体化、活動拠点の複数化構想とフレキシブルに対応するためのシミュレーションなどが必要だと考えられました。

(5) 獣医師会の取組み

①対応事例

■メーリングリストなどによる情報共有について（新潟県獣医師会）

新潟県獣医師会では、疾病の治療については継続治療が可能なように避難所に連絡ノートを作成配置し、伝達事項の徹底を図るとともに、メーリングリストを作り、一日の活動終了後報告事項をメールにて配信報告しました。

■広域連携について（関東地区獣医師会連合及び東京都獣医師会）

関東地区獣医師会連合（東京都を除く、関東の9獣医師会）及び東京都獣医師会との間において、被災動物の保護や収容などについて、災害時の相互協力に関する協定書を交わしています。

<協力内容>

- ①情報伝達に関する事項
- ②被災動物の一時保護および収容に関する協力事項
- ③被災獣医師会の復興に関する協力事項
- ④被災獣医師会の機能補完に関する事項

■指定地方公共機関への指定（東京都獣医師会）

動物救護活動において組織的な活動を行う場合、行政との取り決めは必要不可欠です。

東京都獣医師会は、東京都の指定地方公共機関に指定されています。また、東京都とは災害時における愛護動物の救護活動に関する協定を締結しており、発災時の初動対応で最も重要な獣医療を提供できる東京都獣医師会と、動物愛護行政を所轄する東京都が連携・協力することで、より実効性のある対策を進めています。

■移動診療車「わんにゃんレスキュー号」での動物診療（岩手県獣医師会）

岩手大学農学部附属動物病院が中心となり、移動診療車「わんにゃんレスキュー号」を使い、被災地での動物診療を行いました。「わんにゃんレスキュー号」は被災動物の応急処置や、高度な診断や外科的処置が必要な場合は動物病院への搬送も行いました。また、支援物資の輸送・支給も行っていました。



移動診療車「わんにゃんレスキュー号」の様子 [写真提供：岩手県獣医師会]

②課題となった事例

県の災害時動物救護本部の事務局を担っていた地方獣医師会では、広範な事務に忙殺され獣医師会が中心的に担う被災地域の獣医療提供体制の確保（被災動物病院の経営再開支援、被災動物の治療や感染症予防のための医薬品の供給等）に関する活動との調整に苦労しました。事務局を担うべき組織の再検討や被災動物に関する効果的な情報収集の方策、動物救護活動にかかわる構成団体の役割分担の明確化、緊急災害時の被災動物救護等をコーディネートするマンパワーの確保等が今後の課題と考えられました。

また、通常時から講習会等で災害時の動物救護のシステムについて勉強してきたつもりでしたが、義援金の申請も含め分からない事が多かったため、震災のあった地域の地方獣医師会ではマニュアル等を作成することが役立つと考えられました。

(6) 一時預かり

①対応事例

■動物病院等における一時預かりについて（岩手県）

岩手県では、多くの動物を収容できるシェルターや動物愛護センターなどの施設がないため保護した動物は各保健所の動物収容施設に収容しました。ペットの保護頭数が増加したときは、動物救護本部構成団体である動物愛護団体のボランティアや動物病院を一時的な保護収容施設として活用しました。



岩手県の動物病院の様子

[写真提供：岩手県]

■一時預かり期間における飼い主への対応について（福島県）

福島県では、動物救護施設で一時預かりしているペットのうち、預かり期間が長期化しているペットの飼い主に対して、電話で今後の飼養についての意思確認を実施しました。その際に、ペットの様子や病状を報告するとともに預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼養することが難しい状況であれば、所有権放棄も有ることについて説明しました。

②課題となった事例

(ア) 収容施設について

動物管理施設の大きさが保護される動物に対して余裕がないことや、大型犬の一時預かり先が少ない事が課題でした。

(イ) 一時預かり先について

一次預かりボランティア希望者は多数いましたが、実際にマッチングをするとすでにボランティアが犬を飼っている場合や場所の問題で、実際には預かることができない事例がありました。

(ウ) 飼養場所提供の期間について

被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるのではという被災者支援の観点から、基本的にはペットのお世話を毎日来てもらうような設定で飼養場所の提供を行っていましたが、人によっては預けたままになっている方もいました。また、当初、施設の利用期間を1ヶ月としていたものの、利用者が避難者であり、その住環境に変化がないことから、利用の延長申請が繰り返されている状況もあります。

(エ) 日頃からのしつけ・管理について

集団生活における「しつけ」がされていないことやケージに入らないなどがありました。また所有者明示がされている動物も少ない状況でした。

(7) 返還・譲渡

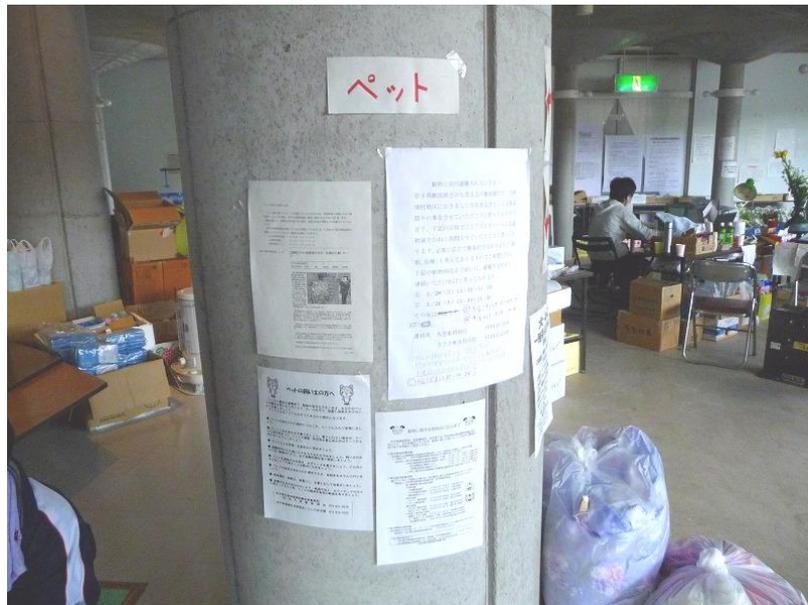
①対応事例

(ア) 返還について

■動物の情報を掲示した事例（宮城県、岩手県など）

宮城県では、収容した動物の写真の一覧などを市町村の担当の方に渡して、避難所の中に見える掲示板などに貼って頂けるよう依頼しました。またホームページへの公示期間を決めずずっと掲載しました。

岩手県では保護収容した動物の飼い主を探すために、保健所のウェブページに掲載するとともに、写真付きのチラシを作り動物病院やコンビニエンスストア、スーパーなどに掲示してもらいました。地域によっては保健所の広報車を使用して、どこでどのような犬が保護されたかを放送してまわりました。



避難所での様子（岩手県）

[写真提供：岩手県]

(イ) 譲渡について

■譲渡会の開催（仙台市）

仙台市では、発生当初公示から1ヶ月間飼い主が現れない場合は譲渡対象とし、比較的早くからほぼ毎月譲渡会を定期的で開催しました。譲渡会だけではなく、適正譲渡が可能な随時譲渡のルール作りや団体への譲渡も行いました。

譲渡を促進させるため譲渡対象動物の写真をホームページに掲載したり、写真入りポスターやチラシを作成したりして、センターや動物病院に掲示・配布しました。またマスコミを積極的に利用しTVやラジオ・雑誌に現状を掲載しました。譲渡にあたっては、譲渡を受けた動物の所有者が判明し、所有者が返還を求めた場合は速やかに返還するという誓約事項を説明し、納得して押印された方に譲渡しました。



譲渡会の様子 [写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

■公示期間の延長（いわき市他）

いわき市では、通常一週間程度としている公示期間（法律上は3日間）を1ヶ月間に延長しました。また譲渡候補動物の血液検査（犬：フィラリア、猫：白血病、エイズ）、混合ワクチンの接種、フィラリア予防（犬のみ）、ノミ・ダニ予防を実施し、譲渡動物情報の内容に譲渡動物の写真と一緒に、ワクチンの接種やフィラリア検査結果を盛り込みました。

公示期間の延長はいわき市の他、多くの自治体で実施されました。

②課題となった事例

(ア) 返還について

犬については、鑑札等が装着されておらず、所有者の判別が困難でした。また、首輪のみ（迷子札無し）のものも多く所有者からの申し出がない限り所有者が分かりませんでした。今後、所有者明示について普及啓発を強化し、脱落等の可能性の少ないマイクロチップの装着などが必要であると考えられました。

(イ) 譲渡について

震災直後は、全国各地の様々な動物愛護団体等からの問い合わせが多く、譲渡するのに適正な団体かどうかの判断が難しいことがありましたが、震災から時間が経過すると被災地への関心が薄れるため、譲渡が思うように進まなくなる場合もありました。

また、譲渡前講習会が十分に開催できなかったことや、譲渡の後追跡調査やアフターケア、フォローアップが課題となりました。

(ウ) その他

遠距離の動物輸送、様々な要望への受け入れルールの整理や収容動物の治療、収容期間の長期化、収容スペース不足の問題などが課題となりました。

(8) 動物救護施設等における動物の飼養管理

①対応事例

(ア) 既存の施設を利用した動物の飼養管理

■動物管理センターと動物病院で役割分担をした事例（仙台市）

仙台市では、新たな動物救護施設を設置せずに、動物管理センターは従来の業務を継続した状態で飼い主不明の動物の収容と引き取りを行い、飼い主のいる動物の一時預かりは獣医師会の動物病院が行うとし、役割分担を明確にしました。

動物管理センターでは、平常時から連携のあるボランティアが中心となって災害時ボランティアへの指導や保護収容された動物の散歩やしつけ、シャンプーやブラッシングが行われていました。また、比較的早くからほぼ毎月譲渡会を定期的に行うことで、適正収容数を維持し、収容動物に過大なストレスをかけないようにしていました。動物管理センターの機能を平常時から充実させ、ボランティア協働による成犬および成猫の譲渡事業を推進していたことで、新たな動物救護施設を設置せずに救護活動ができたと考えています。



既存施設におけるボランティア活動の様子

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

(イ) 新たに設置した動物救護施設での動物の飼養管理

■福島県のシェルター管理の事例

福島第1シェルターは、物資の調達やスタッフの管理を行う事務管理担当と、犬チーム（チーフ、スタッフ）、猫チーム（チーフ、スタッフ）のスタッフで構成され、犬チームは給餌、給水、清掃、散歩等の犬の飼養管理を、猫チームは餌、給水、清掃等、猫の飼養管理を行っています。一方、第2シェルターでは、これらのスタッフに加えて健康管理を行う専属獣医師が配置されています。シェルターでは、収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、保護当日のワクチン接種、フィラリアや疥癬等予防薬の投与、治療の実施、消毒の徹底（消毒槽の設置・スタッフ、ボランティア関係者や施設内要所での消毒の実施）、着替えの徹底、個別収容、病気が発生した時のための隔離部屋設置などの対応を行っています。

なお、保護収容個体の中には馴化していないものも多く、咬傷事故や逃亡の防止に関しては工夫が必要であったため、1頭ずつケージやクレートで管理し、犬の出し入れはスタッフのみが行うようにしています。



福島第2シェルターの様子（田村郡三春町）

[写真提供：（一財）自然環境研究センター]

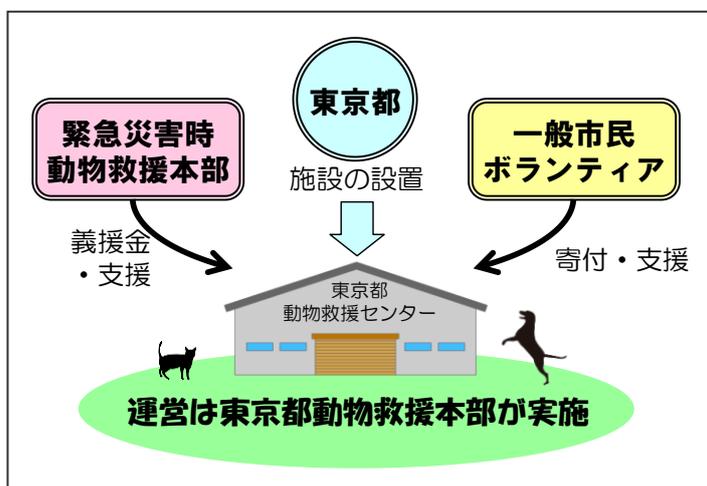
■東京都の動物救護施設の管理の事例

東京都は、東京緊急対策2011に基づき、東京都動物救援本部と協定を締結し、都内に避難されている被災者の同行動物等について、同本部が救援活動を行う施設として「東日本大震災東京都動物救援センター」を設置しました。「東日本大震災東京都動物救援センター」の運営方針については、東京都動物救援本部会議で役員が話し合い、決定しました。都動物救援センターにおける飼養管理チーム及び事務管理スタッフ（有償）については、東京都動物救援本部構成団体が確保し、獣医師としては東京都獣医師会会員が対応しました。



東日本大震災東京都動物救援センター

[写真提供：東京都]



東京都動物救援本部の体制

②課題となった事例

(ア) 既存の施設を使用した場合

発災直後は、道路事情により施設の状況を把握できなかったことや既存の動物収容施設を使用したため、多くの動物を収容することはできませんでした。

(イ) 新しい施設を設置する場合

施設の設置場所として周辺の住民に迷惑をかけない場所を探すことや設置費用を確保すること、限られた予算の中で、どのような施設（規模含む）を設置するかということが課題となりました。また、既存施設以外にある程度の施設を設置するには、発災後、一定（少なくとも半年以上）の期間を必要としました。

(ウ) 動物の管理について

人馴れしていない動物の場合、十分な処置ができないことがありました。また疾病、負傷した動物の対応（治療、ワクチン接種等）について、収容施設では十分にできなかったため、動物病院等の協力が必要だと考えられました。

(9) 情報収集、広報・普及啓発

①対応事例

(ア) 情報収集について

■岩手県の事例

被災している動物の情報を得るために、県と災害時の動物救護に関する協定を締結する団体のボランティアの方が在宅避難している方の家をまわりました。

(イ) 広報、普及啓発について

■避難所にチラシを配布した事例(埼玉県)

保健所職員が、避難所を所管する市町村担当者に対して、県内に設置された全ての避難所にチラシを配付してもらうよう依頼しました。

<チラシの内容>

- ・避難所等におけるペット飼養に関する相談窓口の設置について
- ・動物の飼い方に関する相談：県内13保健所
- ・動物の飼い方、一時預かり先の相談：動物指導センター

動物同伴で避難された皆様へ

埼玉県では、避難所等におけるペット飼育に関する相談をお受けしております。
くわしくは、最寄りの保健所又は動物指導センターにお問い合わせください。

○相談窓口一覧

動物の飼い方に関する相談

保健所名	所管区域	電話番号
川口保健所	川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	048-262-6111
朝霞保健所	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	048-461-0468
春日部保健所	春日部市、越谷市、松伏町	048-737-2133
草加保健所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	048-925-1551
鴻巣保健所	鴻巣市、上尾市、福川市、北本市、伊奈町	048-541-0249
東松山保健所	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	0493-22-0280
坂戸保健所	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町	049-283-7815
狭山保健所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	04-2954-6212
加須保健所	行田市、加須市、羽生市	0480-61-1216
幸手保健所	久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町	0480-42-1101
熊谷保健所	熊谷市、深谷市、寄居町	048-523-2813
本庄保健所	本庄市、美里町、神川町、上里町	0495-22-6481
秩父保健所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	0494-22-3824

動物の飼い方相談や預かり先の相談、その他

名称	所管区域	電話番号
動物指導センター	東松山保健所、坂戸保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、狭山保健所(飯能市・日高市)	048-536-2465
動物指導センター南支所	川口保健所、朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、幸手保健所、狭山保健所(所沢市・狭山市・入間市)	048-855-0484

さいたま市、川越市における相談につきましては、下記にお問い合わせください。

	名称	電話番号
さいたま市	さいたま市役所 生活衛生課	048-829-1299
川越市	川越市保健所 食品・環境衛生課	049-227-5103

お問い合わせ：埼玉県生活衛生課 総務・動物指導担当
電話番号：048-830-3612

配布したチラシ

■手書きで対応した事例（仙台市）

発災当初はライフラインが麻痺していたためパソコンやプリンターなどは動かず、携帯電話も使えませんでした。そのため、保護している動物の情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応しました。また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集できるようにしました。同時にテレビやラジオ、様々な雑誌から情報発信を行うことで、保護された動物を早く飼い主の元に返す努力をしました。



掲示された失踪届 [写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

②課題となった事例

保護動物に関して、ホームページを見ることができない人に対する情報提供が課題となりました。また、被災している動物の情報を得るため一軒一軒家をまわって情報を収集するのはとても大変でした。

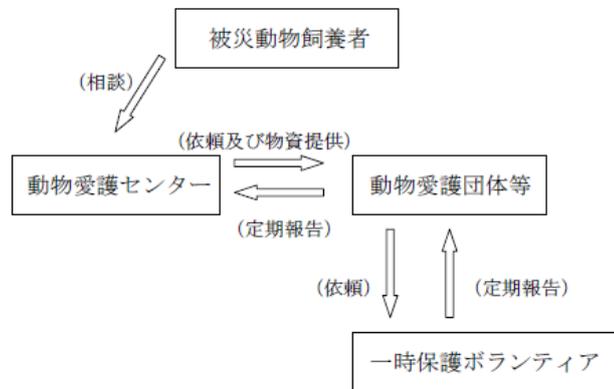
(10) ボランティアについて

①対応事例

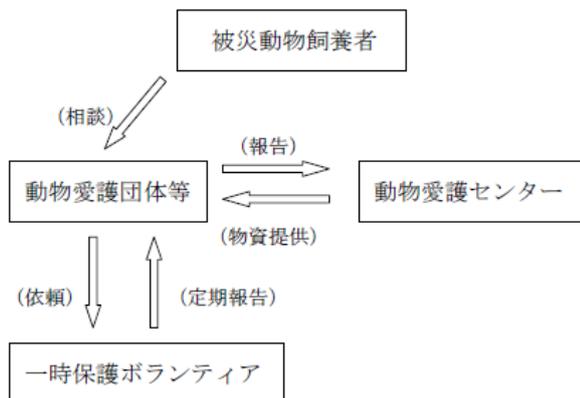
■愛護団体に依頼した事例（青森県）

青森県では、県内のボランティア団体に対して説明会を開催し、ボランティアへの一時預かり依頼を行いました。行政であらかじめ各団体の受け入れ可能頭数を把握し、行政に保護（預かり）の依頼があった場合には依頼期間等を聞き取り、長期間の預かりに関しては預かり動物のストレス軽減のため、各団体へ依頼しました。また普段から愛護団体とは連携を行っているため、スムーズに連携を図ることができました。

パターン1（愛護センターに依頼が来た場合）



パターン2（動物愛護団体等に依頼が来た場合）



青森県被災動物保護フロー

■動物愛護推進員に依頼した事例（秋田県）

秋田県では、地震発生直後に「秋田県への避難者が同行するペット等への対応」について検討するため、秋田県動物愛護推進員に緊急アンケートを行い、一時預かりや支援活動について動物愛護推進員の協力が得られることを確認しました。避難者が同行した犬を県民が一時預かりした場合は、避難者及び受け入れ先双方に対して飼い方支援（預かり期間中の犬の状況確認や相談への対応など）を動物愛護推進員が実施しました。

■ボランティアの登録制度について（千葉県）

千葉県では、千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、被災動物への動物救護に関する協力依頼を行うことができました。千葉県動物愛護ボランティアは事前に動物の適正飼養や災害時の活動などについて講習を受講しており、講習会を受講すると千葉県動物愛護ボランティア登録証が交付されます。活動に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしています。

また、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材の確保をしました。県衛生指導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交渉し被災動物の一時預かりおよび世話を依頼することとしていました。

参考様式 2

千葉県災害時動物救護活動 ボランティア登録証	
氏名	
平成 年 月 日	
千葉県	

A7版

千葉県災害時動物救護活動ボランティア登録証

②課題となった事例

県で募集した動物愛護ボランティアには、事前に被災動物の一時預かりの可否や預かり可能な動物の種類及び数を照会していましたが、各ボランティアが日常の活動として犬・猫の保護等をしているケースがあり、被災後に問い合わせても収容するスペースがない等の理由で預かってもらえないことがありました。また、今回は特に外飼いの犬・猫の預かり先を見つけるのが大変でした。外飼い犬は、番犬として飼っていることが多く、鳴き声がネックとなり、預かりを断られることがありました。さらに、ガソリンの不足ということも重なり、車はあるが迎えに行けないということもありました。

7. まとめ

7. まとめ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、かつてないほどの大規模な地震や津波に襲われ、東北地方を中心とした広い範囲が甚大な被害を受けました。さらに福島県では福島第一原子力発電所の事故の発生により、原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」が設定され、当該地域への立入りは原則禁止となりました。今回の大震災では多くの人・動物が被災し、緊急避難を余儀なくされた住民の中には、ペットと同行避難したケースやそのまま自宅において避難したケースが見られました。

そのような状況の中、被災地等では現地動物救護本部等が設置され、自治体や地方獣医師会、動物愛護団体などの関係機関が連携し、被災したペットの保護、保護収容されたペットの飼い主探しや飼い主による飼養が困難となったペットの一時預かり、譲渡などの動物救護活動が実施されました。また、様々な民間団体の活動により多くのペットが保護されました。

避難所や仮設住宅ではペットと同行避難した飼い主やペットに対し様々な対応がなされ、ペット飼養スペースの設置やペット飼養者専用スペースの確保など、地域に応じた方法が取り入れられました。また、自治体等によるペットフードや衛生用品などの必要物資の提供、獣医師による飼養相談や獣医療も実施されました。このような取り組みは、被災地だけでなく、被災地から避難してきたペット同行の被災者を受け入れた被災地周辺の地域においても実施されました。

一方で、今回の動物救護活動においては課題もありました。例えば、保護されたペットに鑑札や迷子札、マイクロチップなどが装着されていなかったため飼い主が特定できない場合や、飼い主が判明しても何処に避難しているか分からず飼い主に返還できないケースが見られました。また避難所や仮設住宅では、公衆衛生上などの問題で受け入れてもらえない場合や、ペットの同行避難を想定していなかったために対応ができない場合、その反対に受け入れ体制は整っていたが、同行避難についての周知が十分でなかったため、避難者がペットを同行しなかった場合等がみられました。さらに同行避難を受け入れた避難所や仮設住宅においても、しつけができていなかったため周囲に迷惑をかける等のトラブルが発生したという報告も数多くありました。

こうしたことから、飼い主、行政などは日頃から以下の項目等について検討し、災害が発生したときに備えておくことが重要であると考えます。

飼い主が備えておくべきこと

● 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にはまず、飼い主が無事であることが重要です。そのためには普段から家具の固定等の地震対策を行う必要がありますが、地震対策を行うことは、ペットの安全確保にも繋がります。

● ペットのしつけと健康管理

飼い主責任による同行避難は重要です。ペットが家族の一員として地域社会に受け入れてもらえるよう、日頃からしつけや健康管理を実施しておく必要があります。特に避難所のように多くの人が集まる場所では、「待て」や「おいで」の基本的なしつけができてい

ケージやキャリーバックを嫌がらない、不必要に吠えたりしないこと等が重要です。また、他の動物と接触する機会が多いため、予防接種やダニ、ノミ、フィラリア等の駆虫や予防を行うことも必要です。

●マイクロチップ等による所有者明示

万が一、ペットと離れてしまった時のことを考えて、日頃から迷子札やマイクロチップ等による所有者明示で飼い主を明示しておく必要があります。なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務づけられています。

●ペット用避難用品や備蓄品の確保

災害が起こったらすぐに避難できるように、ペットの避難用品を準備しておく必要があります。支援物資が遅れることも考慮して、フードや水は少なくとも5日分の用意が必要です。特に療法食等の特別なフードが必要なペットの場合は、さらに長期間分用意する必要があります。

●避難所や避難ルートの確認等の準備

避難所までのルートや、避難所の所在地を把握するだけでなく、実際にこれらを確認しておくことも必要です。また、地域の方とコミュニケーションをとり、災害時にはお互いに助け合えるよう、防災について話し合う必要もあると考えられます。

行政等が備えておくべきこと

●飼い主等への普及啓発

自治体は、平常時から飼い主に対して同行避難について普及啓発するとともに、日頃からの基本的なしつけや健康管理等の適正飼養についても周知することが重要です。

●避難所や仮設住宅におけるペット受け入れ体制の整備

災害時には飼い主がペットと同行避難することを想定し、避難所や仮設住宅にペットを受け入れられる体制を整備する必要があります。そのためには、地域防災計画にペットの飼養について明記したり、避難所及び仮設住宅におけるペット飼養マニュアル等を作成することも重要だと考えられます。またその際には、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人に配慮した避難所や仮設住宅のあり方について検討する事も必要です。

●災害時における動物救護体制の整備

災害時にはできる限り円滑に動物救護体制の立ち上げができるよう、あらかじめ関連部署や関係団体等と連携を図り災害時協定等の締結を検討しておく必要があります。また、協定等により役割分担を決めておくことで、速やかに動物救護活動を開始できることが期待できます。

あわせて、必要な備品を備蓄しておき、災害時には被災者の手元に確実に届くよう、地域の特性や災害の種類に応じた体制を整えておくことも重要です。

●動物救護施設設置に関する検討

災害時には、飼い主からペットを一時的に預かったり、負傷動物や放浪動物を保護するために動物救護施設が必要です。既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合、協定を結んでいる獣医師会会員の動物病院に協力を依頼する場合、新たに動物救護施設を設置する場合等が考えられ、地域の状況や災害の規模にあわせて対応する必要があります。新たな救護施設の設置が予想される場合には、あらかじめ設置候補地を選定しておくことが必要です。

以上のように、大規模災害時における動物救護対策の実施にあたっては、飼い主と行政等がそれぞれの役割を担いますが、動物救護では、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の心のケアの支援や、放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からも重要である事を考慮する必要があります。

写真提供者一覧

[表紙]

- 左上・右中段（提供：岩手県）
- 左下（提供：（公社）日本獣医師会）

[口絵写真]

- ・仙台市若林区を襲った津波（提供：仙台市）
- ・岩手県宮古市の様子（提供：岩手県）
- ・津波により孤立した荒浜小学校で救助を待つ地域住民（提供：仙台市）
- ・放浪状態となった犬達
（提供：左 公益社団法人日本獣医師会、右 公益財団法人日本動物愛護協会）
- ・避難所の様子（中学校体育館）（提供：岩手県）
- ・車内で避難生活を送っている様子（提供：仙台市）
- ・避難所のペット飼養場所の様子（提供：左 岩手県、右：新潟県）
- ・避難所の動物相談所の様子（提供：左 岩手県、右 公益社団法人日本獣医師会）
- ・仮設住宅で屋外飼養している様子（提供：岩手県）
- ・仮設住宅で屋内飼養している様子（提供：岩手県）
- ・訪問診療の様子（提供：左右ともに岩手県）
- ・支援物資（提供：左 宮城県、右 岩手県）
- ・動物救護施設の様子（既存施設）（提供：左右ともに仙台市）
- ・動物救護施設の様子（新たに設置した施設）（提供：左右ともに福島県）
- ・譲渡会の様子（提供：左 福島県、右 岩手県）

※本文中の写真の提供者は写真の下に記載しています。

東日本大震災における被災動物対応記録集

平成25年6月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒110-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL. 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7
TEL. 03-6659-6331